

一
号

午前十時開議

小沢 和秋君
阿部 昭吾君

房長

○日野委員 おはようございます

1

内閣提出、国の補助金等

日野下島君

ども、さらにその先もまた切らしていただきます

ぞということなんでございましょうか。これは地方自治体やなんかからは大分いろいろな反応が恐らく出てくるのではなからうかというような感じがいたします。この法案を出すに当たって、これは政府内部の統一ということでは最終的には統一して出されていくようですが、私のうかがい知っているところでは、これを準備なさる段階ではかなり各省庁間で甲論乙駁があったように私も認識をしていてございまして、これは三年には限り大臣の御答弁を聞きますと、これは三年には限りません、こういうことを言っておられるわけでございますね。そうすると、これはその後もうこういうことはあり得るといふ御答弁でございしますか。

○竹下国務大臣 今の時点で、六十四年からどうするか、こういうことについて確定的なお答えをする環境にはございせんが、地方財政と国の財政がどう変化していくかという等を見定めながらその時点で決めることとございします。補助率というものがもとに返るといふことの断定も私はできませんし、また、さらに切り込んでいくというようなことも必ずしも断定できない。まさにその時点における国、地方財政の姿というもので判断させていただく、こういうことにならうかと言わざるを得ません。

○日野委員 この補助金というもののあり方、今までは結局それはそれなりの果たす役割があつてこうなつてきていたのだらうと思ひます、それがいいことか悪いことかはまた別にしてですね。しかし、今までずっと出てきた補助金というものを切り込むということになりますと、これは地方の財政にとって非常に大きな影響があるわけにございまして、地財法の根本的な思想からいいますと、こういうことで地方の財政に対して圧迫を与えてはならないというところは、常識的に考えてもそのことにはかなり鮮明に言っておられるわけにございしますが、地方の財政にとってこのことが果たして負担を呼び込むことにならないかどうか、この

点はいかがでございましょう。○竹下国務大臣 地方制度調査会等々の御意見は私も十分承知をいたしておるところでございします。今回の措置というものは、基本的には補助金問題関係協議会、そのもとに置かれた補助金問題検討会、そういうものの検討を踏まえて行われたものでございしますが、もとより地方制度調査会等各級の意見も勘案させていただいたということでは事実でございします。

特にこれは私の経過的に感じたことといたしまして、いわゆる公共事業関係といふのは事業費そのものを伸ばすといふ一つの物の考え方と、それから過去においてもその都府県都府の国と地方とのいわゆる財政の状況等を勘案して幾ばくか変化してきたこともあるわけにございしますが、特に社会保障の見直しに当たっては、基本的な見直しとしては、可能な限り地方の自主性を尊重するといふ観点から国と地方との間の役割分担の見直しを行つたり、それから一般財源化を推進したり、最終的に一番大事なことは、私どもとしては、いわゆる地方財政計画のマクロベース、あるいは出口ベースとも申しましようか、これに対して支障を生じないよう対処していかなければならぬという意味においては地方制度調査会の御意見にも沿つたということになるのではなからうかといふふうに考えております。しかし、地方債でもつて多くの面をお願いするわけにございしますから、これに對し、言つてみれば地方の自主財源たる交付税のいわば先取りを意味するものではないかとかそうした御意見もあつたことは、私どもも十分承知をいたしておるところでございします。

○日野委員 今の大臣の答弁を踏まえまして自治大臣に伺ひたいのですが、このように補助金を切り込んでいきますとこれは地方に対するダメージになること、これは間違ひのないところなんです。今大臣は地財計画についても言及なさつたのですが、自治大臣としてはどのようにこの点をお考えになつておられるのか、ちょっと聞かせていただかせんか。

私の理解しておるところでは、この法案ができるまではかなり自治省あたりでも抵抗なつたのだですね。いろいろ自治省の方からもお話を聞いていますが、この法案ができてしまつてからは、政府内での見解の統一ということもありましようから、強い批判もしていないようですけれども、率直なところをひとつ聞かせていただきたい。地方自治体の、そういう団体のこれからの財政計画にどのような支障が考えられるのか、支障はないと考へておられるのか、ひとつ。

○小沢国務大臣 今度のいわゆる六十一年度の予算編成におきましては、先ほど大臣も答弁ありましたが、社会保障中心に事業費の見直しを行ひながら予算編成を行つた。私ども従来から、あるいは地方制度調査会におきましても同様でございしますけれども、この国と地方の負担率というのはいわゆる事務事業のあり方、役割分担のあり方、そういう議論の中から初めて決められていくべきものである、そういう考え方に立つておるわけでありまして、検討会も、考え方としては基本的にはそれと同様な方向を持つて報告されたわけにございまして、その意味におきましては、今後この三年間の暫定期間中にさらに役割分担、事務事業、費用負担のあり方、そういうものを検討される中で補助負担率というものは決めていかれるべきである、そう考へております。

いづれにいたしましても、こういう状況の中でいわゆる地方の負担増分としては、いい悪いは別といたしまして、たばこの消費税による二千四百億円の自主財源、現ナマといひますか、それをやはり与えなければいけぬじゃないかといふことでやりました。それからまた、あとの九千三百億は地方債に置きまして、元利償還等を交付税で見ているという考え方でございしますが、いづれにいたしましても、そういうような意味においては地方が借金という形であることは間違ひない。したがひまして、私どもとしては、今後も地方交付税においてそういう点十分見ていかなければ

ばならないと思つておりますし、後年度の加算措置もとられるわけにございしますけれども、それでもなおかつ、このために地方財政に支障が出てきたといふことになつてはこれは大変でございします。で、我々もいたしましては、そういうような状況を生まないよう、地方財政に支障を来さないように、今後ともあらゆる角度からの検討を踏まえてこの交付税総額というものは確保されるべきものであるし、そのように努力しなければいけない、それが自治省の務めである、そのように考へております。

○日野委員 今述べになつた自治大臣の精神そのものについては、まことにそのとおりだと思ひます。非常に優等生的なお答えだらうと思ひます。ですから、問題は現に金がないといふことにあるわけであつて、交付税でちゃんと借金の分は見ますよとおつしやつたのですが、ただ、借金は交付税で見ますよといひましても、その財源が果たしてうまく出てくるのかどうかといふことになりまして、これは多分に私も疑念を持つてわけですね。

大蔵大臣に伺ひますが、あれでしようか、大体三年くらいいめどこれは財政状態好転といふ見通しをちゃんと立てて借金を地方自治体に肩がわりをしておられるのかどうか、このところが大事だと思ひます。大体六十五年までに公債の発行をゼロにしたいといふ計画がございしますが、それについては、どうも大方の見るところまず不可能なのではなからうかといひ方がございします。それと、交付税の財源ということになれば、所得税だ、法人税だ、酒税だ、こういうものがございしますが、それらについても、どうもいま一つこれらの財源を確保するだけの税収の見込みといひますか、見通しといひますか、これは霧の中というよりは、その霧もかなり暗くて深い霧のような感じがしてならないのですが、その見通しをちゃんと聞かせていただかせんか。

○竹下国務大臣 一つございしますのが、今、国、

地方税のあり方についてということで税制調査会

へ諮問をしておる。それがどういふふうに出てくるかということがある意味においては霧の中というところであらうかと思っております。そもその交付税そのものを考えてみますと、いろいろな経過で今日の率が決まっております。いろいろな経過でも、税制調査会で地方税あるいは地方譲与税等がどういふ形で出てくるか、そういうあらゆることを総合的に勘案しなければ、あらかじめ地方交付税の税率がどう変化していくかということでは、まさに税制調査会の答申とかいろいろあるもので、また、補助金のあり方をも含めて総合的に判断すべきものでございましょう。したがって、今おっしゃいましたように、これから地方財政と国の財政がどうなっていくかということにわかに判断と先の予測をすることは非常に難しいと思ひますし、私も国の財政もぎりぎりこれからなお財政改革をやっていくというわけでございしますから、地方にもそれと平仄を合わせたことをお願いしながら、この秋出ます税制調査会の答申、それらを見て総合的に見通しは定めるべきものであつて、今の段階で確たる見通しを申し上げるということにつきましては、全くおっしゃるとおり、今日それだけの見通しを把握しておる状態には残念ながらございせん。

したがって私は、いわゆるくみしてはならない議論というのは、地方財政富裕論というものを初めから念頭に置いてやるべきものではないということについては、絶えず自分自身にも言い聞かせておるところでございします。そして、今自治大臣からもお答えがあったことに對する評価もいたしておりました。連合審査会に出ますと、率直に言つて、何か加害者と被害者が一緒に質問を受けているような感じが時々あることは事実でございします。しかし、内閣一体の責任で予算なり法律はお願ひしておるわけでございしますから、それはやむを得ないことといたしまして、そういう気持ちでぎりぎりの調和を図つたものが今日時点で審議をいただいている法律だ、こうお答えをせざるを得ないと思つております。

○日野委員 今大蔵大臣みずからおっしゃつたので

ちよつと念を押しておきますが、地方富裕論という考え方があつたかもし論であるかのごとくマスコミなんかを通して喧伝をされ、または臨調あたりを通してそういうことがちらほらと見えてくる、こういうことは私は極めて遺憾なことだと思つておるのです。地方が、例えば東京都が一応黒字に転じたといつても、これはやるべきことをやらなかったから黒字になつただけの話でございまして、この点について何も長々と申し上げることはないかと思つておるのです。地方富裕論にくみしてはいけなかつたと思つておる。地方富裕論のその実態を見ましたときに、私は根拠のないものだと思ふのです。御同意いただけるでしょうか、私のこの考え方。

○竹下国務大臣 地方財政富裕論というのは、要するにどこにも借金しておるが借金の比率が地方の方が国よりは少ないということ、富裕じゃなくして比較貧乏度合いとでも申しましようか、そんな感じが時々私も持つわけでございします。間々いろいろ指摘を受けるのは、それは個々の自治体に対してのアンバランスがございしますから、それらに對して新聞報道等がなされておるといふ事実は私も承知いたしておりますが、いわばこの地方財政が富裕だからこうしてくれとかいふ考え方があつてはならぬ。あくまでも、基本的には、車の両輪たる両者のいわば仕事の調整として費用分担のあり方というところから議論はしていかなきゃならぬものだということを踏まえていないと、安易に私どもの方の財政当局が、地方の方が比較して貧乏度合いが少なからぬいじやないかというふうなことでこの議論をするとか本質を誤るよということをみずから言い聞かしておるということではございします。

○日野委員 私、ちよつとこだわりますのは、今まで国が地方に財政負担を押しつけるときには、常套手段的に、地方は豊かだ、国の方がこう言つたような傾向があるのです。一例を挙げれば、昭和三十年代になりますか、特に政令指定都市なんかについてはこれは財政的に豊かだといふようなことで補助金を切り込んで、非常に政令指定都市に迷惑をかけたなんというところもありました。そういうことがありますので、ちよつとその点を念を押したわけでございします。これからは地方富裕論などということではこれっぽちも言つていただかないで、比較貧乏論みたいな話だつたらこれはいいかもしませんが、富裕だなどというのではないのだという認識は国政の上で必要だと思ひます。

それで、ちよつと自治大臣に伺いますが、今の大蔵大臣の答申をお聞きになつておられたと思うのですが、自治省としては、地方公共団体に対して、地方債は出してもそれは借金で、これはちゃんと交付税で見るといふようなことで恐らく説得をなすつたのだらうと思ひます。そういうところがちゃんとないかと思ひます。地方も、じゃ補助金カットオーケーと言ふわけにはなかつたまいりませんので、そういう説得をなすつたと思ふのですが、今の大蔵大臣の答申を私伺つていまして、大蔵大臣は、これからの三年間の推移を見ていふことをまづに置かれて答えておられるのです。それで、地方債や何かで国から押しつけられて地方が借金を負うわけですが、それを交付税なんかでちゃんと見てもらえるという確信をお持ちですか、いかがでしようか。

○小沢国務大臣 この点につきましては、私どもといたしましては、どのような状況になつても交付税総額は確保しなければいけぬというのが筋道、建前として譲れないところであります。したが、交付税は、先ほど大蔵大臣のお話にもありました、交付税は、国と地方の税財源の仕組みの根本の問題でございしますが、税そのものではないと思ひますが、その基本になるのは税でございします。したが、いま、今税調なんかでいろいろ議論がなされておると思ひます。基本的には、この地方の財源不足につきましては、地方税収ある

いは交付税によつて充てていく、起債に頼るといふことなかつたという自主財源で持つていくというのが本来の姿であらうと思ひます。国も地方も両貧乏といふ話が出ましたけれども、どうしてもこういう状況の中ではいわゆる財政事情という点からの議論が強く出てくることは否めない事実であらうと思ひます。

しかし、いづれにいたしましても、例えば税調の議論がどうなるかはわかりませんが、大幅な所得税、法人税の減税ということになれば、交付税の額もなつてくる税自体が少なくなるわけですから、そういうようなことも十分考えながら、それならば例えば国と地方の分担のあり方等の考え方をひとつこれから進めていかなければならぬと同時に、一方においてそういうような状況が出てくるとすれば、例えば交付税率をもつと上げなくてはいかぬじゃないかという議論も出てくるかもしれないし、またあるいは、交付税が今国税三税になつていくわけでありまして、その税目についてどうしたらいいかとか、これはいろいろ、税制調査会において答申が出てきた時点においてその一環として考えられることであらうと思ひます。

いづれにいたしましても、そういうような状況を踏まえながら、基本的には地方の税源を確保していくという形で我々としては対処しなくてはならないと思つておりますけれども、結論をいたしましては、そういう問題等も含めまして交付税の総額は絶対確保しなければならぬ、この点は譲るわけにいかない一線であると考えております。

○日野委員 まさに、交付税を確保して地方の借金をちゃんと払えるようにするといふことは譲ることの絶対にできない一線である、全く私も同感なんです。

ただ、今までの国のその交付税のあり方、それを実現していく実務というふうなことを、そしてどのように自治省がそれを配分していくか、そういう実務と関連させてみますと、果たして今自治

大臣がおっしゃったような絶対に譲れない一線を
守り通すことができるのかどうかということにつ
いて、私、かなりの疑問を感じるのです。

大体、交付税というのは、地方でどのくらい金
が必要なんですかという計画を出して、それに対
応して自治省の方で割り振りをしていくわけだ
が、そのもとになるところは、これは自治体や何
かから見れば雲の上の大蔵省と自治省との間の話
でこれは決まってくるわけですね。全く自治体と
しては息を潜めてその成り行きを見守るしかない
というのが現状でございますね。こういう中で、
金がない大蔵省と金が欲しい自治省との間でしき
りにこれは綱引きを、それは自治省も一生懸命や
られるだろうと思うのです。その綱引きを一生
懸命やらねばならないのでございまして、そういうとき
に、恐らく自治大臣が各地方公共団体を説得され
た、借金は絶対に大丈夫なんだ、返すんだ、そう
いう計画でやるんだということが果たして可能な
のかどうか。今大蔵大臣おっしゃったところによ
れば、今後の推移を見ながらという、まさに霧の
中での発言をやっておられるので、これは確信を
持てますか。いかがでございますか。

○小沢国務大臣 今後の状況の推移を見なけれ
ば、今断定的な話はできませんけれども、いずれ
にいたしましても、税でいえばシャウブ税制以来
の大改革を行うという前提でいろいろ議論はなさ
れておるわけでありまして、その答申の結論を待っ
て、また政府としてもそれなりの考えを固めてい
くという順序になると思えますけれども、そうい
うものもろの状況を見まして、いわゆる地方税源
を充実し、交付税総額を確保していくというこ
と、これは自信があるかどうかという問いでござ
いますけれども、もちろん自信を持って、しかも
そうあらねばならないという信念を持って今後も
対処していくかなければならない、そのように考
えております。

○日野委員 税金の問題は信念ではいきませんか
らな。ただし、これは大蔵大臣にも自治大臣にも

注文しておきますが、地方というのはこの法案に
ついて本当に泣く泣く財政上やむを得ないだろう
ということになっておるのだと思えますので、ひ
とつその泣いた地方自治体の心情を十分に酌ん
だただかなければ、国の信頼にかかわること
ございまして、国の政治にかかわる仕事をし
て我々の信頼にもかかわります。あれは与党がや
ったことなのよ、野党であるおれたちは知らぬこ
なよではこれは実は済まないのよ、そこら
は、我々もこれから十分に注文もつけてまいり
ますし、監視もしてまいりますが、野党だとか与
党だとかいうものの枠を乗り越えた国の地方に対
する責任ということをしつかりと腹に置いて仕事
をしていただきたい、こんなふうに思います。

それから、厚生大臣おいでになったのですが、
時間がなくなってきたので手短かに聞いていき
ますが、厚生省は補助金が随分切られてい
るわけでございます。それで、いろいろな問題がありま
すが、特に高齢化社会に入ろうという日本のこと
ですから、もう入っているわけですが、高齢化社
会に対する対処ということについてちょっと聞い
ておきたいというふうに思います。

施設ケアについての補助金が今度は切られる、
こういうことになりました。これは今までの機関
委任事務から今度は団体委任事務に移行するとい
う一つの方向でございまして、こういう方向はそ
れはそれなりに評価できるところはあると思うの
ですが、こういうことについての厚生省もそも
の考え方、こういう社会保障についての大蔵省の
考え方というのについて大ざっぱな御意見をち
よっと聞かしていただけないか。

○今井国務大臣 福祉の問題、特に老人福祉の問
題もございまして、こういう問題というのは住
民の関心度もまた非常に強く、地方におきま
す施策として十分根づいておると申しましょ
うか定着しておるといいますか、そんなふうな
感じが私どもだんだんしておりますので、そ
ういうことを国の機関委任事務から地方の団
体の委任事務に改めるといふことによつて急
激な混乱が起こると

かいうことはしないのじゃなからうか、そうい
うに私は基本的に考えておるものでございま
す。○日野委員 厚生省の人の言うことを聞いてい
ますと、団体委任事務にしてい、それから社会保
障の問題、特に高齢化の問題については地方自治
体の果たすべき役割というものを重視してや
っていくのだ、こういうお話でございまして。私
もそこ
のところは、地方の事務と国の事務というの
は仕分けがきちんとして進んでいって、一つの
システム化ができてくれば非常に評価してい
たいと思ふのです。このころは福祉国家より
も福祉社会だというように感じがしきりに言
われ、社会保障よりは福祉サービスだといふこ
とがしきりに言われている。そしてそのサー
ビスの内容も、施設サービスから、経済給付も
当然含まれ、在宅福祉サービスだとか、相談
サービスだとか、生活開発サービスだとか、
そういういろいろなサービス形態があつて、そ
れが一つのシステムになっているのであれば、
国の一方がそのところから権限的にも財政的
にもだんだん手を引いていって、そして地方
にしかるべき自主財源を与え、しかるべき事
務処理の権限も与えていく、こういうトータル
なシステムができればいいと思うのですよ。

現状から見ると私はどうもそうは言えないよ
うな感じがしてならないのです。いかがでし
ょう。○小島政府委員 御指摘のように、これ
からの社会保険と申しますか、医療、福祉、
すべて包括的なものとして体系づけていか
なくちやなりません。確かに現段階で地方、
あるいは国も一部でございまして、全体系を
包含したような運営機構が十分確立してい
る段階にはないと考えておりますが、今後、
御指摘のような高齢化社会を迎えようとい
う面につきましては、そのようなトータルな
システムづくりが不可欠だと考えておるす
ので、国と地方と協力しながら、それぞれの
段階において、そういう運営機構を整備して
いきたくて考えております。

○日野委員 そういうトータルなものを
つくり上げていきたいというお話だったのだ
が、実は識者の指摘するところによりまし
と、日本の社会保障制度について、特に高
齢化社会制度についてマスタープランがない
というところが今まで指摘されてきたわけ
ですね。マスタープランが立てにくいその
大きな原因は、国の方が権限も金もちり
握って、そして余りにも地方が裁量的に
やれる事務が少な過ぎるではないか、も
っと地方のコミュニティーの機能を重視
しながらこれに対応していかなければなら
ないということ、これは識者が今まで指摘
してきたところですが、今まで厚生省は、
それに対してどうにかといへば突っ張つ
てきたわけですね。それで中央集権とし
ての実を上げようとしてきた。そういう努
力をしてきたんだというふうな私なんか
見えておりますけれども、それが、この法
案が出る前に、大体的な調整の段階あたり
から、どうもその厚生省の言う言いが地方
を重視していくという方向に大分大きく
方向転換してきた。そのことは結果的に
私はいいと思うのですが、方向の切り
方が急に変わらぬといふ感じがして
いますか、それを方向転換するインパ
クトになったものがどうも急に入らぬ
という感じがして、ちょっと感想を聞
かしていただけないか。

○今井国務大臣 先生おっしゃいます
ように、社会福祉のあり方というのは、
やはり地方の独自性の尊重と同時に必要
な施策の推進ということでございますが、
私どもは、私どもは、そのときに全国的な
福祉サービスの水準の確保という横並び
の水準というものはやはりどうしても極
めて大事だと思つてございまして、そ
んなことで私どもはやっていくわけ
でございますが、従来の機関委任事務
から団体委任事務にいくというの、では
そのインパクトは何だとおっしゃいます
と、それはやはり国家財政のいろいろな
意味の窮乏というふうなもの、一つの契
機になつてくることは間違いないと思
います。それが、ただでなくては、やは
り福祉サービスというものは地方が本
当にやっていたら、自主性

を持ってやっていた方がいいという考え方は前からあったわけではございません。

○日野委員 厚生省の部分は非常に大きな額をこの法案で切り取られるということもあるし、非常に象徴的な部分だと思えますので伺っておきますが、これは三年間の限時法でございます。三年間たちますと見直しは必至でございます。大蔵大臣の答えですと、その間のいろいろな財政事情や諸般の事情を見て、そしてまた見直す、こういうことだったのでありますが、もしその間の諸般の事情があつて、非常に税収や何かがあつたと上がつて、また、財政状態が好転してきたという場合は、その前の補助金に戻しましてしようということになった場合、どういう態度をおとりになりますか。

○北郷政府委員 大臣も先ほど申しましたが、福祉関係の仕事につきましては、国と地方との役割、仕事のやり方についてかなり検討した結果でございまして、その結果と関連いたしまして補助率の変更というものが行われたわけでございます。これは三年後どうなるかということも確定的に申し上げるわけにはもちろありませんが、業務の見直しと関連して補助率の変更が行われたということを考えますと、そう大きな、完全にもとへ戻るといふようなことはないと私も考えております。

○日野委員 どうもこの部分でやっていますとともっといろいろ聞くところがあるのですが、ホームグラウンドのところを聞かないと後で怒られますので、この分については大体この辺にしたいと思つたのです。ただ、私の意見も申し上げて、そして大蔵大臣の御意見も聞きたいと思つたのですが、今の日本は大蔵省の支配体制が確立しているようなことではございません、金を握っている人は何といつても強いわけではございませんから非常に強かつたわけではございますが、やはりそうやって金を大蔵省が握つて、中央集権的に申しますと、全国一律にずつと統治してこようという今までの方法論のひずみといひますか、ゆがみが現在のよ

うな財政危機という形であられてもきていると思つたのです。

これからは地方と国との役割分担ということばきちんとやつて、地方の権限は地方の権限、それに應ずる財源措置は財源措置、これはきちんとやつていかなければいけないのではなからうか。つまり、財政危機ということが一つのきっかけになつて、本来の意味での地方自治、地方におけるコミュニティ的な機能を生かした地方自治というものに今好むと好まざるにかかわらず進みつつあるような気がするのです。厚生省なんかの答えは、まさにそういう方向を目指していると思つたのですが、そういう国の事務、地方の事務、これをきちんと分ける方向で進むというふうなことに付いては、お考えはいかがでしよう。これは本大臣は総理大臣あたりに聞くことでございまして、大蔵大臣はニューリーダーのお一人でございまして、からひとつ話していただきたいと思つたのです。自治大臣も非常に将来性豊かな方でございますので、両大臣から伺つておきたいと思つたのです。

○竹下国務大臣 戦後の日本経済あるいは財政なりをずっと見てみますと、最初の五年間というのは、言つてみれば新しい社会、経済、政治体制へ移行するためのものも準備が行われた時代であつて、憲法に基づいて地方自治の尊厳というものがうたわれながらも、大体あの当時を見ますと、平衡交付金などという、名前はいかに平衡に交付してやるぞよというふうな感じ、私もそのころ地方議会におりましたのでそんな印象を受けておりました。

最近またまた財政難の財政当局を担当しておりますが、本大臣のあつたときと比べると、外交、防衛、治安、教育、それに社会保障の義務的に備わつた生活保護というふうなものはいわば国の業務であつて、あとは全部地方の自治体の自主性において財源調達もできるような税源を設けてやるというものが本大臣はいのじやなからうかという感じをいつも私は持ちます。が、現実にはそれを考えてみても、税源そのものが大変偏つておる。そうす

ると、最終的には基幹財政需要額と基幹財政収入額等を勘案してやはり交付税というものが存在しないと、実際問題としてなかなかバランスのとれた個々の自治体の運営はできないということにまた後戻りして、私の考え方もそこに帰着するといふことになるわけではございません。

それで、しっかりとしなければならぬのは、個々のことは実際問題自治省さんでないと私どもはなかなかわからないことが多いわけではございませんが、マクロのベースの中で結局交付税総額を毎年毎年決めていかなければならぬ。そうするとやはり責任を感じますから、責任を感じた余りおしかりを受けた措置としては、たばこなんというの典型的なものだと思つた。私自身もあれくらい寝覚めの悪かつた決断をしたことは、率直に言つて今までございませぬ。だから、そういうような措置をとつても、マクロベースで確保するといふことだけは私どもの良心においてやらなければならぬことだといふような認識を持っておられますが、最初申し上げたように、可能なことならば外交、防衛、治安、教育、その辺が国のなすべき仕事であつて、あとと身近な問題は地方に税源が存在し、財源が確保できるようなのが好ましい姿だといふことは、いつも私なりに考えておることでございます。

○小沢国務大臣 いわゆる中央の政府と地方自治体、その行政のあり方につきましては、大蔵大臣の基本的な考え方のお話がありましたが、私も基本的に同じように考えております。したがういして、例えば今問題になっております補助負担率の問題等におきましても、これは地財法の九条、そしてただし書きを受けて十条ということでお互いの負担の責任を書き合つてあるわけでありまして、基本的に地方の事は地方自治体がすべて負担してこれをやるということでありまして、特に国が責任を持つてやらなければならぬことはやはり国も負担するんだという趣旨であると思つた。したがういして、この補助負担率のいろいろな議論の中で、単に今までの延長線だけの議論ではな

くて、その中の個々の問題等をとらえながら、これはやはり地方が負担すべきであるいは国がもつと、今以上に負担責任を負うべきなのか、そういう個々の議論がなされていくべきものであると思つた。

ただ、現実の、いろいろな今日の行政の仕組みの中で、制度的に事務事業あるいは権限の問題等々を整理していくと同時に、何といつてもその裏づけになるのは財政、税金の裏づけがなければ行政がでないわけではございませんので、そういった権限とか事務事業そのものの性格の整理と、それからそれに対応できる税財源の配分のあり方、仕組み、この両面から考えていって、本来の中央の政府、そしてまた憲法に定める地方自治の本来の機能を十分に發揮できるように考えていくべきものと思つております。

○日野委員 今大蔵大臣の答弁を伺つて、私なりに感ずるところがございまして。私も、本大臣に国と地方の役割の分担ということは大筋なことだろつと思つた。ただ、大臣は意識しておられるかどうかかわりませんけれども、交付税そのものが平衡交付金みたいなものになつていっているのではないかなという感想を私は持つておりますので、そういう感じを持たせることのないような運営をお願いしたいと思つた。

本来の農水の方の時間がなくなつてしまつたので、今度は農水省に伺いたいと思つた。特に、農業基盤整備などで補助率がばつさり切られております。農水省の方も今までのやりとりを聞いておられたと思つたが、地方自治体に対する事業量は十分確保できるのか、そのために起した地方債というのはいちやんと返せる確信が持てるのか、そのところから伺いたいと思つた。

○田中(宏尚)政府委員 今回の法律によりまして、特に公共事業を中心にして実質的に事業量を確保するといふことを含めまして補助率のカットをしたわけではございませんけれども、これに伴う地方公共団体の負担増につきましては、先ほど来大

蔵大臣及び自治大臣から御答弁がありましたところ、地方財政措置を講ずるということで地方への負担増についての緩和措置が十分講ぜられるところでございますので、我々もいたしまして、そういう全体の体系の中で円滑にいろいろな補助事業が進むものと信じております。

○日野委員 農水省という専門的な分野になりますとそういうお答えにならざるを得ないことはよくわかるのですが、今、大蔵大臣、自治大臣からお答えいただいたところでは、今後の情勢の推移ということも頭に置かれていて、この辺、非常に心もとないわけでございます。

特に私が心配しますのは、基盤整備をちゃんとやって農業を地方の産業としてきちんと位置づけていきたいというところは、財政がよろしくない地方が多いわけでございます。漁港についても補助率カッターが行われていますが、四種漁港などを

持っているところというのは財政基盤がかなり悪いというところがあるわけであり、こういうところに事業量をきちんと確保してやるためには、借りた金はちゃんと返せるのですよという担保的な措置が必要だと思つたのです。自治大臣にもお話ししましたが、現金のことは精神論では何ともならぬことでございます。そういうところを農水省としてはどのような担保的な措置といたしますか、

どういふふうにお考えなんでしょうか。特に、日本の農業は体質的に国際競争力が弱いし、どんどん脆弱化しつつあるような状況ですね。日本の農村というものは、働き手がどんどん出ていって帰ってこない、地力も低下している、そういうところで基盤整備というのには非常に必要なことであります。

漁港について言うならば、遠洋から締め出された日本の漁業が生きていくところは沿岸とか近海しかない。そういうところで小さな漁港が果たす役割は非常に大きなものになります。これをもとにして我々はこれから魚のたんばくを確保していかなければいけない。そのためには、国家的に非常に重大な役割を持つ部分の事業量をきちんと維持して

いくためにどういふふうに説得していくか、どういふふうに事業量をふやしていくか、これは、専門的な分野を担当している役所としてはやらなくては行けないところだと思つたので、そこをお聞かせいただきたいと思います。

○田中(宏尚)政府委員 先生御指摘のとおり、農山村、漁村は財政力が弱いということは現実でございますが、そういうところこそこれから我が国の農業なり漁業を育てていくために重要な地域でございます。我々もいたしまして従来から予算の傾斜的な配分に努めてきておるところでございます。特に漁港につきましては、事業費ベースで見ますと、昭和六十年度予算に比べまして六十一年度では一〇・二四ということで、全体的に苦しい中ではございますけれども、トータルとして事業量をふやすということもやっております。

それから、ただいま御指摘がありました地方の問題でございますけれども、先ほど来話が出ておりますように、一たんは借金で行いますけれども、その後の元利償還金につきましては交付税で措置することになっておりますので、そういう全体の地財措置の中で円滑に仕事を遂行してまいりたいと考えておるわけでございます。

○日野委員 きょう私ここに立つ前に、各省からレクチャーを受けておりました、ちゃんと地方財政計画で返します、大蔵省も厚生省も農水省も、みんなそう言っているわけですが、問題は後年度に對するあいまいさ、これから果たして返していくのかというところについて、きょう大蔵大臣はこれからのいろいろな推移を見てという言葉をまぐらに置かれたわけなんです、これからそういう地方債なんかを起した部分については返すのですよという確固たる自信を持った物の言い方を今まで皆さんやってきたにもかかわらず、それに対する不安は依然としてぬぐい切れないというところだと思つたのです。それで、事業量をふやすことと金とがきちんと結びつくということについての担保ということはどうですかと私は今伺ったわけな

んです。その点はどうなんですか。これから私なんか地方を歩きますと、大丈夫ですからおやりなさいと確信を持って言えるのかどうか、いろいろな陳情や要請を受けたときに、どんなおやりなさいということがあるのかどうか、そういうことになるかと非常な不安を感じざるを得ないので、いかがなものでしょうか。

○持永政府委員 後年度の起債の償還についての交付税措置がきちんとできるかどうかという点での御質問でございますが、計数的に将来何年度にどのような措置ができるということを申し上げることはなかなか難しいわけでございます。毎年の経済情勢なり税収の状況なり抜本的な税制改正がどうなるかということ等を踏まえて、毎年適切な対応措置をとる必要があるわけでございます。

現在地方行政委員会御審議いただいておりますけれども、地方交付税法の規定の中に、国の補助率カッターに伴って発行する地方債の元利償還については措置をする、つまり基準財政需要額に算定するという法律で決めたことになっておられますので、そういう意味におきまして、事柄としては法律上はつきりお決めたことだということで御安心いただけるのではなからうかと考えております。

○日野委員 先ほど申しましたが、地方に対する国の責任というのは大変なものでございまして、地方と国との間の信頼関係が断ち切られる、傷がつくというようなことは絶対にあってはならないと私思ひますので、その点を特に念を押して、時間が参りましたのでこれで終わらせていただきます。労働省や何かにもおいでいただきましたが、時間がなくなりましたので出番をつくれませんでした。その点をおわびいたします。

○大石委員長 辻一彦君。

○辻(一)委員 私、きょうは大蔵大臣、自治大臣、農林大臣臨時代理の出席をいただいて、土地改良の問題を中心にして、国と地方の分担、また受益者農家等との分担についていろいろと今問題

があるように思いますので、それらの点について二、三お尋ねをしたいと思います。

一般的にいろいろと論議がありましたので、私は具体的な土地改良区の地区の例を引いてこの問題について触れてみたい、かように思つております。

農林省の方は、今までは説明をしておりますが、大蔵、自治両省の方にはそういう機会が余りないので、農林省見えておりますから、後でごく簡単に説明をいただきたいと思います。

坂井北部という特別会計による国営の農用地開発事業がありますが、これは宮崎県、美々津、それから三重県、青蓮寺、福井の坂井の三つが五十年から初めて特別会計で出発しました。初めは特許を導入すれば非常に早くできるだろう、こういう考えで出発したのでありますが、現在になりますと、この事業量は数倍に、またその負担金も非常に重くなっているというので、非常に問題が出ております。どういふ状況でそこに至ったか、これを農林省の方からごく簡単に経緯を報告してほしいと思つた。

○佐竹政府委員 ただいま御指摘のございました坂井北部地区でございますけれども、四十四年から着工いたしました。五十一年に特別会計へ移行し、工期の促進を図ったわけでございます。関係市町村は、福井県三國、芦原、金津、丸岡町でございます。受益農家戸数が二千六百八十七戸、受益面積、農用地造成四百六十、かん排千八百八十、区画整理八百四十三、総事業費は、現在確定いたしました事業費で三百十六億でございます。六十年度までに九五・九％完成し、六十一年度で完了の予定となっているわけでございます。

主要作目は、野菜、ナシ、飼料作物、カキ等でございます。この事業の問題点といたしましては、ただいま御指摘もございましたけれども、大変工期が長くなりまして、特に二度にわたるオイルショックに伴う物価騰貴等がございましたために、当初予定しました工事費から著しい増高を招き、そのために農家負担も増高したということと

ございまして、現在最終的な計画変更の手続をと
つておるわけでございまして。関係農家の御同意を
得べく、我々せっかく努力中でございまして。

○辻(一)委員 大要はわかっていただいたと思
いますが、なお私はちょっと補足しますと、昭和四
十六年当初は七十五億前後で出発して、五十一年
が百八十億、今日三百十六億と当初に比べると非
常に大きくなってまいりました。五十一年にこの
国営農用地開発事業のおくれが国会で論議されて
おりまして、その中で新たに国営農用地開発事業
にも財投の投入を図るといふことの法改正が行わ
れて、その三地区が第一号となった。当初は、こ
れによって非常に関係地区農家や自治体は工期が
早まって成果が早く上がるだろう、こういう期待
をしておったわけですが、今局長御答弁のような
事情によりまして、非常に工期が延びてしまふ。

そこで、そういう中で工期が延びますと、実は
非常に大きな問題が起こつてまいります。特別会
計というものは財投の金に依拠しておるため、非
常に金利が高い。一般会計でやれば五厘、五厘と
の金利も、財投の場合には一番高いときは八・一
%から七%、年度によっていろいろ違いますが、
非常に高い。これが大変裏目に出て金利負担が重
くなったといふことと、建設中の利子が例えば坂
井北部でも約三十億かかっている。こういうこと
は、早くできればそれほど問題は起こさなかつた
のでありますが、いろいろな事情から工期がおく
れたために、この点が非常に先鋭に問題になって
きています、こういうふうに思ふわけでありませう。

そこで、各関係農家は、その四十六年のとき
においても、五十一年のときにおいても、大体土地
改良は米一反一俵であるという説明を受けて出発
をしていて、どこでも大体米一反一俵というのが相場
であつて、これは言うならば二万、三万になれば
非常に高いといふのはこの全国の土地改良でも
言えるわけでありまして、この場合には、償還金
が試算の結果非常に高くなつてゐる。農林省の方
から各農用地開発、それから水田、畑地の区画整
理、用水等においてどれだけの償還金が試算を

されてゐるか、ごく簡単に御報告を願ひたい。
○佐竹政府委員 先生もう既に御承知のように、
農民に対する償還は県が条例を決めて定めること
になっております。この条例はまだ制定されてお
りませんので、全くの試算でございまして、それ
も、仮に地元負担を県と農民が半々で持つという
通常のルールによりますと、畑の場合は、農用地
造成で十アル、年償還額は五万五千円、それに
畑の区画整理プラス用水事業でございまして、こ
れで七万六千円。それから水田につきましては、
区画整理と用水事業を行いますところは九万五千
円、それから排水事業だけの地区もございまして、
ここは四万五千円、かようなことになってゐるわけ
でございまして。

○辻(一)委員 今御報告がありましたように、一
般的に通念として、土地改良は米一反といふよう
な慣例が大体あるわけですが、それに比べると水
田の九万五千円、畑地の開拓五万五千円、区画整
理や排水七万六千円は非常に大きな金額になり
ます。

こういう金額が経営の中から十分に生み出せる
のであれば、これは高くても当然払つていけるわ
けであります。一反歩あるいは五反歩程度、小
面積を集約的に施設園芸等をやればこれは幾らで
も可能であります。この地区においては大体二
・五から三ヘクタールといふのが中核農家であつ
て、これらの農家がこの償還をやるといふことは
非常に難しい。

これは農林省も調べておられますが、私もい
る自分で歩いて調べてみて、県の調査資料等も
参考にしますと、例えば五十八年の県の方が百戸
の専業農家、畑作農家を調査しております。それ
によりますと、大体基準は、所得が四百から五百
万円、そして生活費が四百万円くらいかかる。だか
らいっぱいですが、それに償還金が大体この場合
には二・五ヘクタールで百八十万、三ヘクタール
で二百万円くらいかかってくる。このままかぶれ
ば、これはマイナスになるか、多少残つてもとて

もこれは後やる気がなくなつてしまふし、跡継
ぎもなかなか続かない、こういう心配があるわけ
であります。

そこで、ごく全般的に見て、臨時大臣もこうい
う畑の御出身であります。また大蔵大臣も自治
大臣もそれぞれ農村に御縁が深くよくおわかりの
ところでありまして、こういう金額は妥当なもの
であるかどうか、ちょっと感想を伺いたいと思
ひます。

○山崎国務大臣 答えたいと思います。
ただいまの先生の御質問でございまして、すけれ
ども、たまたま私もこの仕事にかなり長い間従事し
たことがございまして、お気持ちよくわかるわ
けでございまして。特に坂井北部、御承知のよう
に、経済の大変動の中で長年にわたりまして、い
ろんな御苦労がございまして、したがって、私と
いたしましては、今後の償還条件の緩和という問
題、よく役所側と相談いたしまして、今の先生の
いろいろな御心配を少しも減らしていきたくとい
存する次第でございまして。

○竹下国務大臣 かねがね辻さんからお話
を聞かせていただいておりますが、制度の中で、厳
しい財政事情の中でいよいよ償還の軽減措置を設け
るというものは実際問題非常に難しい問題である
な。償還が六十二年から始まるということになれば、
個別の問題として来年度予算編成までに農水
省とお互に勉強してみたらどうか、これが偽らさ
る現状でございまして。

いますけれども、そんな議論もしてみたいし
しております。

したがって、制度としてこれを改革するのは確
かに今の財政状態の中では難しいから、個別の問
題として、両省で来年度予算編成までに、償還期
がたまたま来年度でもあるから、勉強してみてくれ
というのが現状の姿でございまして。

○小沢国務大臣 土地改良につきましては、今度
私の地元でもやっていたことになっておるの
でございまして、いわゆる農業の生産をし
てその収入という面だけからとらえていけば、か
なりの受益者の負担といふことは事実であらうと
思ひます。しかし、いわゆる農業生産性を向上さ
せる、基盤整備といふ意味からこの事業もとらえ
られておるのであらうと思つておりますし、それ
と同時に、また大蔵大臣のお話にもありました
が、ちょっと筋道は別でありますけれども、いわ
ゆる私有財産についての土地の環境整備あるいは
資産価値とか、これは別個の話になります。が、そ
ういふ要素も裏にはあるわけでございます。した
がいまして、そういうものもろのものを考えてみ
ますと、農家にとりましてはできるだけこれは少
なければ少ないほどいいに決まっておりますけれ
ども、そういうような目的の中でなされてゐるも
のでございまして、基本的には農家に対してそれ
が還元される結果になるわけでございまして、こ
れはできるだけ少ない方がいいに決まっております
けれども、そういう一本本来の仕組みとか制
度、あるいは住環境、生活環境の整備にも資する
というような点を考えながら、やはりお互いにこ
ういふことでやつていこうやという中で現実は進
めておられるのではないかなと思つております。

○辻(一)委員 非常に貴重な経験に基づき意見を
伺つたのですが、それについて私もちょっと申し
上げますと、これは農林省としては、整備条件も
なかなかよくできておりますし、仕事としてはよ
くやつてくれたと思つております。ただ、今言つたこ
の負担金は非常に重いので、これがまた大変なわ
けですね。そこで、国営の農用地開発事業のねら

いは、私の見たところでは、その地区における中核農家の育成にある。それをねらってやっておる。そうなりますと、大体償還金というものは経営の中から捻出されていくというものでなくてはならない。経営を超えるものであれば、せっかく国営土地改良をやった開発をしても、最後に、赤字がずっと重なるればその土地を手放さなければならぬ。そうなりますと、二・五から四ヘクタールを、財産だからちよつと負担が重くても財産管理としていいのではないかとという議論は、この場合にはなかなか当てはまらないと私は思うのです。

そこで、大事なことはやはり中核農業農家が何とか意欲を持ってやっていけるような償還条件、現実には国も県も町村も農家も、私はこれは四方一両損と言っておるのですが、ここまで来れば、四者それぞれ努力をして前進しなければいかぬのじゃないかという感じを持っております。

そこで、このことを私は非常に強調したいのは、この国営事業の建前からいくと、これは直接には受益農家と国との関係でなしに、実は国と県との関係になる。農家の方も経営を超えては償還金がなかなか払えない。農家が大体これくらいなら我慢しても出しましょうという同意をしないことには第二回の計画変更が進まないわけですから、むしろちやんやなことをしたって同意はとれない。そうすると、米一俵プラス一両損といいますが、幾らになるかは別として、農家もそういう負担をするにしても大体納得のいく金額でなくてはいかぬ。そうなりますと、下が決まってくると、上の国も動きがつかぬ。今度は地方自治体がこの間に入って最終的には責任を持たなければならぬ味で、今いろいろな形でこの問題が出ておりますが、個別のケースにおいてもいろいろ影響が出てくる懸念があるのです。

私は、これらの地区は法律の谷間になっていると思うのです。というのは、三月二十五日に衆議院の農委並びに本会議において国営の事業に関する土地改良法の一部改正案が可決されて、二十八日には参議院で同様これが可決されている。これが可決されて、前進はしたと思うのですが、そのときに、これからの国営事業は、財投を一般農家に導入するということまでいくと金利の点でいろいろ負担の心配があるから、それは一般金計で全部立てかえることにして、県の段階まで財投はとどめたわけですね。だからこれからは、あるいは一般国営でやっているとこれはこれに切りかえることによってその法律の恩恵が出てくると思うのです。

それから、それでは全国に七つ特別会計で出発した従来方式と言われる地区があるが、それは一体どうなるんだ、こうなりますと、そのことを心配して三月二十五日の農水委員会の最後に附帯決議を各党の御同意を得て私が提案して、ほかのことは別として、第二項に、「従来方式の特別会計地区等には、工期の遅延をふせぎ事業の進捗を図るため特別の配慮を行うとともに、完了後における農家負担の軽減に資するよう各般の措置を講ずること。」という附帯決議を全会一致でつけたわけですね。

そこで、農林省に聞いてみますと、従来地区でもまだ工事を進めているところはある。ひとつおくれないうちに予算を増額配分するということが手当てをしているのです。これは、私は結構だと思ふのです。おくれることが一番大きな問題ですから、手当てをしている。新しくやるところは新しい法律のもとに手当てができる。ところが、この法律の谷間に三つの地区が残ったんですね。それは、工事が終わった、あるいは来年、このとして終わるといふ地区がある。宮崎県的美々津と三重県の青蓮寺と福井の坂井ですね。この三つが残ったのです。この宮崎の美々津の方は、山の方で水の問題を棚上げにされたために、水が一番問題だったのですが、それを切り離して第二次

の計画に回したためこれは余り問題が出ていないんですね。負担金としても。ところが、三重の青蓮寺、福井の坂井北部は、そういう意味で残った二つの谷間になっている。これに対して、私は、法の恩恵が全国に及ぶときに、谷間にそのままに放任することはできないのではないかと、こういう観点から、これに対する対策をまず国としても考えるべきである。こういう点で、大蔵大臣は、制度的にはなかなか難しいが、別途十分来年度までに勉強して取り組みたい、こういう非常に前進した答弁をいただきましたね。

ただ、私は、難しいとは思いますが、この機会にもう一度強調しておきたいと思ひます。それは、例えば金利が、公定歩合が四%台に下がっている。いいことだと思ひますが、それに伴って財投の金利は六%、あるいは将来六%を切るかも知れない。ところが、この国営地区、特計地区でやったところは、詳しいことは時間の点から申し上げませんが、昭和五十五年と記憶します。このときには十七戸ほどお金を借りてゐるのが八・一分、八%で借りてゐるわけですね。これを、ずっとこれから十年か返していくわけですから、金利としては非常に高いです。さっき言いましたように、早くできてしまえば余りその心配がなかったのですが、おくれたためにその問題が非常に出てきている。こうなると、金利負担の軽減というか、金利を下げるということもこういう問題について制度上難しいことは大蔵大臣の答弁でもわかりますが、何か考えるべきではないかと思ひます。この点についてひとつ。

それからもう一つは、国営の農用地開発公団が償還年限を二十年でやっていますね。それから、千拓の場合は二十五年なんですね。国営の農用地開発は十五年になる。これは十五年というのを二十年に延ばしてもらいたいというので大蔵当局に大分農林省はかけ合つてここ数年やっています。ですが、なかなか難しい。まあ、今の状況ですから難しさは十分わかりますが、しかし、これ考えてみれば、償還年限を農用地開発公団並みの二十年

くらいにしても、横並びにしてもそんなに無理なことではないのではないかと、できないことはないのじゃないかと思ひます。

この二つについて、制度上は難しいことは承知をしながら、あえてこの機会に大蔵大臣にこれについての見解をもう一度お尋ねをしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 五十五年というのは、予算編成中に公定歩合を二回上げさせていた、いわばちょつとインフレが心配で公定歩合を二回上げた時期でございます。したがって、公定歩合の上げ下げにおおむね連動いたすのが預貯金利であり、そして財投金利である、こういうことになりました。

今、公定歩合の引き下げを二度にわたって行つて、今のところ完全連動をして六・〇五でございまして、今になっておりますが、法律がありまして、六%以上でないといふか、こういうことになっております。預託金利そのものが、したがって、公定歩合の操作による預貯金利の連動、それに伴う預託金利、預託金利イコール財投の貸付金利、こういうことになりますと、恐らくその都府県度の金融情勢の中で決まってくるわけでございますから、いわばよく新商品にありますような変動利付制ではない、こういう建前があるわけでございます。

したがって、個別地区の問題について勉強してみてくださるうちに私から事務当局にお願ひしておるのも、そういう措置があるかはつきり私もお聞きして、繰り上げ償還しておいて新たに借りれば今度は新しい金利の分になるんじゃないかといふようなことを考えてみますが、制度上はそれはなかなか難しい問題であらうから、その辺の知恵を出してもらいたいものだといふふうに考えておるというのが実態でございます。

○辻(一)委員 もう一つ、償還年限はどうですか。

○竹下国務大臣 償還年限問題というのは、恐らく私がお答えるよりもこれは事務当局の方がよく

り正確で、その事柄の性質上その都府県都府県に
協議の結果決まったものであらうと思つておりま
すので、専門的知識のありませぬ私よりも事務当
局の方がより正確であらうかと思ひます。

○辻(一)委員 時間の点から。農林省の見解は私
も三、四回やつてよく承知しておりますし、大蔵
の事務当局の見解もわかつておるのですが、大
臣、もう少し政治的に物を考えていただければこの
問題についても多少前向きな、何か前進がないの
かと思ひますが、その点はどうですか。

○竹下国務大臣 それも含めて、私の立場から言
えは勉強させていただきます。

○辻(一)委員 そこで自治大臣にお尋ねしたいの
ですが、大蔵当局も、今大臣もひとつ勉強をして
農林省と一緒にいろいろ検討していただく、こう
いう約束をいただいて、これは前進と思ひま
す。そこで、と言つても、制度が変わらないこと
にはこの問題は全部吸収することはそこだけで
なかなかできないとすると、県、国との関係で、
県、自治体の応分の負担というか、こういう問題
が将来出てくると思ひます。そのときに県や自
治体がいろいろ自治省に相談に行つたとすれば、
そのときどうしますか。相談に乗りますか。いか
がですか。

○持永政府委員 土地改良事業につきましては、
御案内のように、国あるいは都道府県の負担割合
というものはおのずから決まつておりまして、受
益者負担の割合も決まつておるということござ
います。

今のお話は、都道府県が当然持つべきものにつ
いてはこれは持つわけでございまして、その他の
の分については手当てと申しましようか、という
ことだろつと思ひますけれども、これは各府県な
り市町村によりましてある程度御支援申し上げ
る例もございすけれども、基本的には土地改良法
での負担割合というものがございす。自主的に
地方団体がある程度お手伝いすることはあえて否
定は申しませぬけれども、だからといひまして、
そういうものについて特段の財政措置をするとい

うようなことはなかなか難しいという点は御理解
いただきたいと思います。

○辻(一)委員 事務当局の御答弁は大体そういう
ことにならうと思ひますので、この短い時間に余
り聞いてもなかなか難しいと思ひます。ただ、
ある意味において法の谷間に置かれておる地区な
ので、だから第一は大蔵、農林当局にお願ひを
し、議論をしていただくと同時に、自治省も相談
があればそれぐらいは聞いて、知恵が出るのであ
らうと思ひます。それぐらいのことは考
えてほしいと思ひますが、大臣、どうですか。

○小沢国務大臣 その点につきましては、個々の
具体的な事情のある地域であらうと思ひます。し
たがひとして、自治体等から相談がありましたら
ばできるだけ相談に乗つて、御協力できるところ
はするようにいたしたいと思ひます。

○辻(一)委員 この問題は、時間の点からこれ
切り上げたいと思ひます。

最後に一つ、これは私の感じであります。
昭和五十年十一月に財政特別法が国会で議決さ
れました。私は社会党で参議院の大蔵委員会の理
事をして、野党代表ということで二兆三千億の赤
字国債を初めて出すときに随分と議論にかかわつ
たことがあります。そのときに、こういう形で赤
字国債を出していけば五、六年たつと五、六十兆
円になる、後のツケを一体どこに回すのだ、その
答えが出なければ賛成しがたい、こういう議論を
したことを思い出します。

あれから十一年たつて、今赤字国債は百三十兆
円余に上つておるという状況です。そういう中
で、いろいろな形で国は財政が大変だから高率補
助金等は一律に削る、そして、それは起債その他
の財源によつて裏打ちをして地方の方では心配が
ないようにする、大体こういう中身になつてお
ります。

しかし、国と地方の財政は別々であると言へば
別々であるし、また、大きく日本国という中の財
政ということになれば、国も地方公共団体も一つ
というふうに見られるのです。国の方がそういう

ふうにして地方の方に借金を少しづつふやしてい
くというやり方をこれから続けていきますと、地
方財政においても何年か先に、かつて十年前に我
々が指摘したのと同じようなことが起こる心配が
あるのではないかと、こう思ひます。私は、大きく
言わずに国と地方は別だと考えていきたいと思
ひますが、これから先こういうような財政分担の
方法が続くとすると、地方財政も将来国と同じよ
うな借金財政、赤字財政に追い込まれる、そうい
う心配はないかどうか。これは自治大臣どうお考
へですか。

○小沢国務大臣 地方の財源不足につきまして
は、本来ならば地方税収あるいは交付税等の一般
財源で補つていく、これが当然のことであり一番
望ましいことであらうと思ひます。しかし、今日
の状況の中で、何とも財政事情も苦しいという中
で地方債を活用していくということもある意味で
はやむを得ない面もあると思ひます。

ただ、その元利償還をしていくにつぎまして、
これが地方の財政を圧迫する要因になつていくと
いうことは事実であらうと思ひますので、私ども
といたしましてはできるだけ今回の措置におきま
しても交付税で見えていく、また、交付税の後年度
の加算措置もしていき、そういう措置をとりなが
ら、さらに、それでも困るようなことがあれば交
付税の総額を確保することによつて地財計画を通
じて財政運営に支障のないようにしていきたい、
そのように考えておるわけでございす。

こういうなかなか厳しい状況でありますので、
理想どおりいかない面もありますけれども、国と
地方が一体となつて初めて国民に対する行政サー
ビスができるわけで、むしろ地方公共団体の方が
国以上に直接国民に対するサービスを担当してい
くわけでございすので、その点は今後も十分気
をつけたが健全化を図っていくように対処して
まいりたいと思ひます。

○辻(一)委員 大蔵大臣にお伺ひします。
大蔵大臣は、国の財政の責任者であると同時に
に、当然また地方財政も含めた日本の財政の責任

者でもあるわけですから。そこで、国の方は極力抑え
てもその抑えた分だけ地方の赤字がふえるという
ことになれば、これは大きな棒で見れば同じこと
になります。が、こういう問題についてどういう
うにお考えなのか、お伺ひしたいと思ひます。

○竹下国務大臣 基本的には、いわゆる基準財政
需要額、基準財政収入額等を考へて、いわば毎
年毎年の予算の際に交付税の出口ペーすにおい
ては支障を来さない措置を国の責任においてやら
なければならぬ。年々苦勞いたしまして、ことし
のようにたばこが飛んで出たりというようなこと
もするわけでございす。それがぎりぎり果たさな
ければならぬ役割であるというふうに考へており
ます。あとは可能な限り――実際、占領下の予算
を見ますとまるきり進駐軍が原案をつくつて国会
が協賛しておるような感じもしますけれども、い
わば地方の自主財源なんというのはいないようなこ
とからずつと今日に至つておりますから、基本的
には、今自治大臣からもお答えがあつたように、
より身近な問題は地方の判断にゆだね、それを基
礎としていわゆる費用負担のあり方を相互が決め
ていく、こういうことではなからうかというふう
に考へております。

重ねて申し上げますように、確かに伸び率で見
ましても、一般歳出は国がゼロ、地方は四・七、
公債発行額は十兆九千億と四兆四千億、さらに公
債依存度は国が二〇・二％、地方は八・四％、公
債残高で見ますと百四十三兆と四十四兆、このう
ち特例債は六十四兆残高が残つておるわけであり
ますが、だからといって地方にはまだ負担の余裕
があるのだというふうな物の考え方によつてはな
らぬと思つて、厳しく私の方でも自浄作用をしな
がら毎年毎年対応しておるというのが実態でござ
います。

○辻(一)委員 ややもすると大蔵当局にも、国の
財政は大変だが地方はゆとりがあるというふうな
見方が多かったので、そういうことを言われるか
と思つたら、大臣はそうであつてはならないとい
うことでありますので安心しました。国の財政も

大変ですが地方財政も容易でない状況にある、こういうことを十分頭に入れて、国の財政運営、地方の財政運営をやっていたきたい。そして、さきに論議しました農林、大蔵の協議につきましてはひとつ早急に具体化していただくように強く要望いたします、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○大石委員長 小川国彦君。

○小川(国)委員 私は、国の補助金の削減による地方自治体への打撃、影響というものを考えます中から、国の特殊法人、外郭団体が貸し付けをしたり補助をしているそうした補助金に対する適正化の措置というものが政府はもう少し真剣に取り組むべきではないかという角度から質問をしたいと思うわけであります。

一昨日も私は農林水産委員会でも質問をしたわけでありましたが、ことしと来年にかけては中央競馬会から農水省の農業改良資金の特別会計に三百億繰り入れるという法案の審議がなされて、きょうの本会議にかかるようでございますが、大蔵省としては、大臣としては、こういう措置についてどういような判断をなすつもりでいらっしゃるのか。まず最初にそれをちょっと伺いたいと思います。

○竹下国務大臣 いわゆる行財政改革の焦点をまづは政府そのものの行政機構の中に向けていろいろ議論をいたしてまいりましたが、しかし、大変関係の深いいわゆる特殊法人、公社公団等につきましても、現下の財政事情の中で可能な限りの仕組みの変更を加えた改革を今日もなお継続してお願いをしておるといふ段階であらうかと思っております。

○小川(国)委員 中央競馬会あるいは自動車振興会、小型自動車振興会、船舶振興会、こうした農林あるいは運輸あるいは通産にわたる外郭団体、特殊法人があるわけですが、こうしたところの交付している補助金というものは非常にむだ遣いが多い。それから、福祉なら福祉あるいは

教育なら教育、体育なら体育、地方自治なら地方自治、それぞれ本来の所管で行うべき補助金を全く違う特殊法人なり外郭団体が交付をしているという事実があるのです。

私は、年来中央競馬会について調査をしてきているのですが、相変わらずむだ遣いが非常に多いわけですが、これは具体的な例から入っていった方がわかりいいかと思うのでありますが、先般も私が取り上げました中央競馬会のハイヤー・タクシー代とかあるいは海外旅費とか食糧費、実はこういうものの動向を私は調べているのでありますけれども、これらの予算が少しも減っていないということ、今行政改革と大臣の言われた趣旨が徹底していないんじゃないかと思う点が非常に多いわけでありました。

例えば海外旅費など見ましても、最近ニューヨークのジョッキークラブというところの会合があった、それがニューヨークの競馬会主催で行われた。この会議に中央競馬会の役員が出かけたわけなんです、その後アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、イタリア、ドイツ、スペイン、オーストリアと世界一周に近い回り方で六十日間旅行をして、二人で四百二十万円を使っている。

それから五十八年の例などでも見ますと、海外の語学研修ということで、競馬会の職員を八十六日行かせ、百六十九万も旅費を支給しているわけですね。政府機関で、政府機関の職員に採用してから二カ月余りも海外に語学研修にやっていると、例というものは、恐らく省庁でも外郭団体でもなかなか見られないんじゃないかというふうに思うわけなんです。

それからまた、アジア各国から招待して日本で競馬をやっているのですが、そのアジア競馬会議というのを日本で主催して、レースをやる。ところが、招待状を出せば足りるものをわざわざ御案内に各国歴訪の旅に出まして、これも二人で十六日間香港、フィリピン、タイ、インド、シンガポールなどを回って、二百四十二万の旅費を使っている。私はこういうわかりやすい事例を申し上げたのです。

それからまた、ハイヤー・タクシー代なども、中央競馬会全体で使っているハイヤー・タクシー代、車両借り上げ料というのは、五十八年が五億四千七百七十四万、五十九年が五億九千九百二万、六十年では六億一千六百万。今各省庁が行政事務費を五割削る、一〇〇削るというふうに一律にやっていると、売り上げが伸びたからというところとかどうかかわりませんが、競馬会が売り上げが伸びると経費が伸びるといふものでもないと思うのですが、この六億一千六百万ものハイヤー・タクシー代、車両借り上げ料というのは物すごいんですね、千八百人の職員でこれだけ使っているのですから。私は、こういうむだ遣いをしていくところの職員というのは、恐らく私用の帰りで一杯飲むと大体公用のタクシーのチケット券を使っているという例が非常に多いと思うのです。

そういう風習が残っているんじゃないかというふうに思っているのです。職員一人当たりで見ても年間三十三万のハイヤー・タクシー代。千八百人の職員が全部ハイヤー・タクシーを使うというふうには思えないので、三分の一の幹部が使っていると考えれば、一人当たり百万使っているということになるわけですね。このハイヤー・タクシー代も非常に使い過ぎるんじゃないかと思うのです。それから食糧費です。これも非常に大きいです。ざいまして、六十年で二億三千八百万。飲み食いのことですから余り細かく言うのもどうかというふうには思いますが、これも年度別に見ると、二億円から二億二千二百万、二億三千八百万と年々ふえていますので、やはりこういうところもきちんとしていただければいいのではないかと、このように思うのです。

こういうふうな金の使い方をしている中央競馬会の財務諸表などを私も分析したのですが、日本の上場会社で非常に経営がいいと言われているトヨタとかソニーとかそういう会社と比較してもはるかに高い収益率というのか、経営状況にある。だからこそ大蔵省も、それから今度は農水省も、

こういふところから国庫納付金を取るということになったと思うのです。昭和五十六年に大蔵省の方で百八十四億、五十八年には二百二十億、こういう特別国庫納付金を取っている。それから今度は農水省が百五十億ずつ二年間にわたって取る、こういう形になっているわけですね。

私は、国の財政というものをから考えてみて、大蔵省が国の歳入というものを一元化してそれを各省庁に配分していくというのが大蔵省の考え方じゃないかというふうに思うのです。去年出てきた水源税の問題とか占用料の問題は、例えば水源税を取ったらこれは林野庁で使っていく、あるいは占用料を取ったら建設省で使っていく、今度は中央競馬会から取ったら農水省が使っていく、こういうふうな形になったのは国の財政のルールというものは崩れていくのではないかと。やはり国の歳入というものを一元化して配分していくところに効率的な国の予算使用というものができるんじゃないかというふうに思うのですが、その点大臣はいかにお考えになりますか。

○竹下国務大臣 まず基本的に今の立論というのは正しいと思います。したがって、本当は租税収入というものは安定的な歳入確保が一番大事なことでございまして、色づかないお金が一番妥当であらうと思っております。しかし、現実問題としては、いわゆる特定財源、言いかえればその事業との関連が非常に深い場合、特別会計として目的税というものが機能してそういうものが存在をしておるといふことも歴史的経過の中で事実でございまして。しかし、可能な限りいわば色のつかない歳入財源が好ましいというのが原則であらうと思っております。

それから、特殊法人の国庫納付金の問題、電電とか専売はまさに民間へ移行していったわけでありまして、これはやはりそれができるときは歴史的経過の中で法律上決まってきたお金のものが多いたが、あつて、五十八年も私大蔵大臣でありましたが、あのときもお願いして負担していただいたというように記憶をいたしております。

○小川(国)委員 農林大臣も来ておりますから、私は中央競馬会に限ってもう少しただしてみたいというふうに思うのですが、中央競馬会は、私が予算委員会等で取り上げたときには、約三千億の特別積立金という余っている金がある、これを今国がそっくり取り上げて、国の歳入にしても、特別納付金にしても、経営には影響ないということとを申し上げたのです。それが現在段階では四千億近いものになっているわけですね。その中から今度は農水省が二年間で三百億取る、こういうことになったわけなんです。例えば農水予算なども毎年減少の傾向をたどっておりまして、四年前と今日と比較しますと、農水省、運輸省、建設省といった順で予算の削減度が大きいわけですが、農水省が四年前に比べて四千五百億も予算が削られている、そういう状況があるわけですね。そういうところに本来一般会計できつと財源を補てんすべきなのに、補てんしない。そして中央競馬会からこまめに三億三千万ぐらい入れるようなことを法案で出してくる。そういうことをせず、こういう余剰金があるならば、これは国の歳入なら歳入として三千億を三百億ずつ、十年年ずつでもいからきつと入れる。そしてそういうものを、例えば競馬会法によって競馬会の国庫納付金は畜産の振興に充てるといふふうになっているのなら、そこにきちんと手当てしていく、ちゃんと大蔵省の懐は通すという形ではないと不正常なものになっていくのじゃないか、私はこう思うのですが、いかがでしょうか。

○竹下(国)大臣 財政のあり方としては、今おっしゃいました案の方がより好ましい案であるうと私も感じておるところであります。

ただ、競馬会を一例に出して御議論いただいておるわけですが、その歴史的経過等からいいますと、私は、今回の措置というものがまさに畜産振興そのものへ充てられるということでありましたので、そのような法律でお願いをしており、ということでもあります。本来、租税の中で目的税は可能な限り避けるべきものである限りにおいて、国庫納付金の問題等につきましても可能ならばそのような案が望ましい、そういう御意見は私もちょうだいできるものであるというふうに思っております。とはいえ、今回の措置を否定しておるわけではございません。まさに非常に関係の深いところに掘出していただくということでございまして、それなりの意義は認めております。

○小川(国)委員 私は農林大臣に伺いたいのですけれども、中央競馬会のやっている補助金の中で地方自治体への環境整備費というものが、五十九年度で見ますと五十六億、それから競馬場の周囲の自治会や消防に対してお祭りの衣装を寄附したり、神社の屋根がえを手伝ったり、ちょっと私どもとしては納得いかない補助金が四億一千六百万。

それから中央競馬会の馬主会を中心につくっている福祉財団の補助金が、社会福祉施設等への補助金というのが五十九年度で二十三億七千万出ているわけですね。この使途なども、私ども調べてまいりますと非常に問題が多いわけですね。

例えば福祉の仕事に補助金を出す場合は、厚生大臣が見えなくなっているのを伺いたいのですが、厚生省が福祉の予算を交付する対象としては、当然福祉法人というものを第一義的に考えていらっしゃると思うのです。この点はいかがでございませうか。

○今井(国)大臣 おっしゃるとおり、法人組織を持ったものに出しております。

○小川(国)委員 ところが、中央競馬会が出しております福祉財団の補助金は、例えば保育所とかその他に出しているのですけれども、これが、福祉法人ではなくて宗教法人に対しての補助金がたくさん出ています。例えば、地名は皆さんの方の資料で出ていないのでわからないのですが、浄福寺とか安養寺とか源通寺とか光暁寺とか法然寺とか浄照寺とか、こういうお寺さんがやっている福祉施設に百万、二百万といった補助金を交付しているわけですね。福祉補助金ということ、中央競馬会がつくっている福祉財団がその補

助金を出している。福祉法人というのは設立認可を受けた法人、それから文教施設にする場合には学校法人の認可を受けた施設、そういうところに国の補助金というものは使われるのに、こういう外郭団体がやっている補助金は、宗教法人——宗教法人というのは届け出を出せばいいわけなんです。官庁の認可が要らないわけですよ。それだけ内容的にはずさんな問題が多いというふうにも見られる。そういうところに、農水省の中央競馬会の、畜産振興事業団の補助金がたくさん行っている。これはやはり直さなければいかぬと思うのですが、いかがでございませうか。

○山崎(国)大臣 お答えいたします。

ただいまの一般の社会福祉施設への助成という意味は、御承知のように競馬賞金の一部でありまして、この馬主協会賞を財源として行われておるものでございまして、今お話に出ました宗教法人等の問題は、これは実はなかなか問題もあると思っております。この点、十分に検討いたしまして善処したいと考えておる次第でございまして。

○小川(国)委員 当面はそこを直してもらおうということが先決だと思っております。

それからもう一つは、中央競馬会の福祉財団の補助金というのは、こう申し上げては失礼なんです、大体自民党の国会議員の方で馬主会に有力な発言権を持っている方のごとくに集中している嫌いがあるわけですね。

前にも私、指摘しましたが、最近の例では福祉財団博仁会、特殊養護老人ホームですが、これは法務大臣、厚生大臣をやられた元自民党議員の古井喜實さんが理事長をされているところなんですけれども、ここに五十六年は自動車、厨房機器、五十七年は厨房の増設、マイクロスコープ、五十八年は食堂増設、五十九年は冷蔵庫、便所施設、防火用水、六十年はナースコール、厨房機器というように、五年間にわたって四百六十万が、大臣をおやりにした、しかも厚生大臣をおやりにした、こういうことをお築きになったのかどうかかわらないのですが、自民党の元議員に集

中している。

また、亡くなられた方のことを言っている悪いけれども、九州福岡から出ていた馬主会長の元自民党の幹事長さんのところには、私、かつて調査していたときに、福祉財団の予算の大体十分の一近くがその選挙区に集中していたというふうな状況なんです。

全国にこういう福祉施設はたしか五万件でしたか、福祉施設の件数をちょっと私の方で失念してしまつたので、これは厚生省の方から答えてもらいたいと思うのですが。

○小島(政府)委員 児童福祉施設、社会福祉施設含めまして四万七千六百件でございます。

○小川(国)委員 その四万七千六百の福祉施設がある。この競馬福祉財団がやっている補助金は大体年間五百カ所。四万七千の中からどういうふうなところに補助金が選ばれるのか。しかも、中には五年も連続して補助金が行っておるところがある。本来、馬主の方は、馬のこと、サラブレッドのことは詳しいと思うのですけれども、こういう福祉施設のことについてはちょっと無理なんじゃないか。

ですから、これは農林大臣に申し上げたいのですけれども、こういう福祉財団がやっている福祉の補助金というのはおやめになって、農水省も四千五百億も予算が四年前の対比で削減されているというふうな状況にあるならば、こういうものこそ、さっき大蔵大臣も本質的にはそうだとおっしゃるに、国庫にきちんと入れて、そこから農業振興なら農業振興に使うべきで、農水省所管の外郭団体がこんな宗教法人にやってみたり、特定の政治家のところへ集中してみたり、わけのわからない配分方法で補助金を配っているという、この財団そのものの補助金をもう整理すべきときが来ているのじゃないか、こういうふうには私は思うのです。この点について所管大臣から御答弁いただきたい。

○大坪(総)政府委員 ただいま先生お尋ねの中央競馬社会福祉財団が行います社会福祉施設への助

成につきましては、先生御案内のように競馬賞金の一部でございます馬主協会賞を財源として行われているものでございます。しかも、その対象につきましては、これら施設の遊具、ピアノ、簡易な修繕等国の助成ではなかなか手の届きにくい面について行っているというふうに理解しているところでございます。したがって、このような社会福祉財団の助成につきましては、国等が行います社会福祉事業のいわば補完的な役割を果たしているというふうにお考えいただければ、国が一元的に助成をするというお考えもあろうかと思いますが、現在のような形で行うことがよりきめの細かい対応ができるということではなからうかと思うわけでございます。

なお、先生御指摘の事業の実施体制につきましては、引き続き厳正かつ的確に行われましますよう今後とも十分な指導監督を行ってまいりたい、かように考える次第でございます。

○小川(国)委員 中央競馬社会福祉財団がやっている補助金一覽表を私は持っているわけでありまして。昭和六十年、財団法人中央競馬社会福祉財団が「施設助成金割当」という一覽表を出しているのですが、これを見ると補助金は馬主協会関係で三百六十件、場外関係で六十三件、県で百十七件、公益法人で十七件、合計五百五十七件、昭和六十年度はこういう施設の配分をやっている。

ただ、これを見ると、いかなるルールによつて補助金が配分されているかというルールがわからないですね。厚生省としてこういう中身について御検討なされたことがあるかどうか、厚生省に見解を伺いたい。

○小島政府委員 馬主協会の賞金をもとにしております助成につきましては、地方のそれぞれの福祉施設からの申請がまず出ます。それに基づきまして、馬主協会のあるところはその協会を通しまして中央の方に上がってくる。それから、馬主協会のないところでございます共同募金会を通じて上がってくる。馬主協会で地方で御推薦なさる場合には、都道府県の民生部長とか福祉関係

者を入れた推薦委員会というふうなものを設けまして、そこで審査をして上がってくる。それから、中央で決定いたします場合には評議委員会、これは福祉関係者も含まれておりますが、その意見を聞いて交付先を決定するという扱いになっていると承知しております。

○小川(国)委員 馬主協会や共同募金会から申請があったもので交付されるというのですが、私はこの一覽表を見まして、やっているものが施設の補助とか基本的なもののじゃなくて、テレビをやったり台所を直してやったりいろいろ補完といえ補完でしようけれども、基本的な社会福祉の部分からされているように思うのです。今度のこの一括法案の中でも一番大きな問題は、農業補助金の削減もあるし、生活保護費とか、児童扶養手当とか、保育所とか、精神病院の措置費とか、そういう社会保障の社会福祉の基本的な部分の補助金を削らなければならない、こういう法案を出してきているときに、一方でばらまき福祉のような補助金、しかも宗教法人のような、性格が明確でない、運営内容も明確でないところに行ったり、特定の府県に集中したり、特定の政治家の選挙区に集中したり、こういう補助金のあり方は好ましくないのではないかと。私が何回もこの委員会でも申し上げることが、もうそろそろ大蔵省も厚生省も農水省も一緒になって、この辺は農水省で使う、この辺は厚生省で使うというふうになさるべきじゃないかというふうに思うのです。大蔵大臣としてはいかがですか。

○竹下国務大臣 恐らく、私は詳しく存じませんが、歴史的経過の中で、ポランタリーなものに対して、窮屈な言葉で言えはいわゆる制度上の補助金の補完的役割、こういうことで機能しておるのではなからうかと思っておりますが、私も直接に存じませんものの、勉強課題であるという印象は私自身受けさせていただいたところでございます。

○小川(国)委員 大臣も大蔵大臣を大要長くやっていただいておられるわけですが、それだけに経験も深いわけで、そういう意味では私も思っているところでございまして、その整理統合というものを考えていただきたい。

私がギャンブル四団体のこうした補助金総額というものを調べてみますと、今申し上げた中央競馬会や環境整備費とかあるいは地元協力費というふうな形で出されている補助金が昭和六十年で六十四億九千万、それから中央競馬社会福祉財団が二十二億八千万、それから日本小型自動車振興会が七十三億三千八百万、日本自転車振興会が三百七十一億七千万、日本船舶振興会が三百三十七億四千万、こういういわば政府の特殊法人、外郭団体が出している補助金を総計いたしますと千三百六十九億四千八百万になるわけです。これらの外郭団体が交付している補助金というのは、本来、省庁が補助金配分に当たってとっている基本原則とかルールというものを非常に逸脱した形でこれらの補助金交付がなされている。こういう実態を見ますと、国の一般財源がこれだけ厳しい中で補助金カットを行っている状況の中で、一例を私は中央競馬会に具体的に事例から挙げておられるわけですが、他の団体も調査をしてみますれば同様なさまざまな問題点が出てくるのではなからうかというふうに思っているわけです。こういう補助金全体を洗い直して、それを国庫に納付させるものはきちんと納付させる。そして今申し上げたように、社会福祉でも、地方自治でも、農業でも、そういうところの基本的な施策で欠けている予算財源に充当していく。国の財政がこうした窮乏化の中にあればあるだけ、そうした外郭団体に対する厳しい指導監督が行われてしかるべきじゃないか、こういうふうに思うのですが、この点、大蔵大臣初め各大臣の所見をひとつ伺いたい。自治大臣もお見えになっておりますので、いろいろ補助金削減の中で御苦労をされているようにございますから、私の所見に對しまして、また大臣の所見も伺いたい。列席の大臣の方からそれぞれ所見を伺えれば、こういうふう

に経験も深いわけで、そういう意味では私も思っているところでございまして、その整理統合というものを考えていただきたい。

私がギャンブル四団体のこうした補助金総額というものを調べてみますと、今申し上げた中央競馬会や環境整備費とかあるいは地元協力費というふうな形で出されている補助金が昭和六十年で六十四億九千万、それから中央競馬社会福祉財団が二十二億八千万、それから日本小型自動車振興会が七十三億三千八百万、日本自転車振興会が三百七十一億七千万、日本船舶振興会が三百三十七億四千万、こういういわば政府の特殊法人、外郭団体が出している補助金を総計いたしますと千三百六十九億四千八百万になるわけです。これらの外郭団体が交付している補助金というのは、本来、省庁が補助金配分に当たってとっている基本原則とかルールというものを非常に逸脱した形でこれらの補助金交付がなされている。こういう実態を見ますと、国の一般財源がこれだけ厳しい中で補助金カットを行っている状況の中で、一例を私は中央競馬会に具体的に事例から挙げておられるわけですが、他の団体も調査をしてみますれば同様なさまざまな問題点が出てくるのではなからうかというふうに思っているわけです。こういう補助金全体を洗い直して、それを国庫に納付させるものはきちんと納付させる。そして今申し上げたように、社会福祉でも、地方自治でも、農業でも、そういうところの基本的な施策で欠けている予算財源に充当していく。国の財政がこうした窮乏化の中にあればあるだけ、そうした外郭団体に対する厳しい指導監督が行われてしかるべきじゃないか、こういうふうに思うのですが、この点、大蔵大臣初め各大臣の所見をひとつ伺いたい。自治大臣もお見えになっておりますので、いろいろ補助金削減の中で御苦労をされているようにございますから、私の所見に對しまして、また大臣の所見も伺いたい。列席の大臣の方からそれぞれ所見を伺えれば、こういうふう

に経験も深いわけで、そういう意味では私も思っているところでございまして、その整理統合というものを考えていただきたい。

私がギャンブル四団体のこうした補助金総額というものを調べてみますと、今申し上げた中央競馬会や環境整備費とかあるいは地元協力費というふうな形で出されている補助金が昭和六十年で六十四億九千万、それから中央競馬社会福祉財団が二十二億八千万、それから日本小型自動車振興会が七十三億三千八百万、日本自転車振興会が三百七十一億七千万、日本船舶振興会が三百三十七億四千万、こういういわば政府の特殊法人、外郭団体が出している補助金を総計いたしますと千三百六十九億四千八百万になるわけです。これらの外郭団体が交付している補助金というのは、本来、省庁が補助金配分に当たってとっている基本原則とかルールというものを非常に逸脱した形でこれらの補助金交付がなされている。こういう実態を見ますと、国の一般財源がこれだけ厳しい中で補助金カットを行っている状況の中で、一例を私は中央競馬会に具体的に事例から挙げておられるわけですが、他の団体も調査をしてみますれば同様なさまざまな問題点が出てくるのではなからうかというふうに思っているわけです。こういう補助金全体を洗い直して、それを国庫に納付させるものはきちんと納付させる。そして今申し上げたように、社会福祉でも、地方自治でも、農業でも、そういうところの基本的な施策で欠けている予算財源に充当していく。国の財政がこうした窮乏化の中にあればあるだけ、そうした外郭団体に対する厳しい指導監督が行われてしかるべきじゃないか、こういうふうに思うのですが、この点、大蔵大臣初め各大臣の所見をひとつ伺いたい。自治大臣もお見えになっておりますので、いろいろ補助金削減の中で御苦労をされているようにございますから、私の所見に對しまして、また大臣の所見も伺いたい。列席の大臣の方からそれぞれ所見を伺えれば、こういうふう

に経験も深いわけで、そういう意味では私も思っているところでございまして、その整理統合というものを考えていただきたい。

○竹下国務大臣 おっしゃる筋道は私も理解できるところでございますが、私も昔、赤十字奉仕団で保育所を経営しておつたその種のものをちょうどいただいたことがございます。ポランタリーとポランタリーというものがつなぐりますと、私はその際感じたのは味のある仕組みだなということでございます。しかし、今おっしゃるほど多額の予算になっておるといふことは、私も実は不勉強でありましたが、それぞれの立場で考えますとお考えいただけることではなからうかというふうに考えます。

○山崎国務大臣 先ほど社会福祉施設につきましては申し上げましたので、特に環境整備事業については申し上げますが、これは、それぞれの競馬の開催に伴いまして、それぞれ競馬場付近の交通の混雑とかごみ散乱等の迷惑を地元と与えるため、周辺環境の改善を図り、かつ競馬開催について地元理解を深めるために実施しているものでございます。しかし、競馬開催に伴う地元の迷惑といふものは、これだけでは実は満足していただけないので、さらにもう一段、地元からのいろいろの御要請もございまして、増額を考えながら今後事業を継続して実行してまいりたいと考えておる次第でございます。

○今井国務大臣 先生のお話のこの助成制度というのは、基本的に、中央競馬の馬主が賞金の一部を自主的に出して、それを財源としているわけですから、国に納付するという性格のものではないと私は思うのです。しかしながら、せっかくこの金を使うのですから、厚生省として出します国庫補助制度とこの助成制度がうまく絡み合ひまして、そして福祉の増進が図られるようにするといふことは全くそのとおりでございます。これは農林省やその他の団体とも十分協議して、もったいなくないよう有効に使いたい、私はそのように思っています。

○小沢国務大臣 先ほど大蔵大臣あるいは畜産局長からも答弁がありましたけれども、先ほどのお話を聞きますれば、競馬会に限らず、制度、仕組み

に経験も深いわけで、そういう意味では私も思っているところでございまして、その整理統合というものを考えていただきたい。

み等は、國が画一的、一律的にできないものを補完的にきめ細かい配慮をすることによって全体として全うさせる、そういう本来の制度の趣旨、目的を持って発足し、今日に就いておるのだからと思ひます。しかし、どんな仕組みであれ、どんな制度であれ、それを運用するのは人でありまして、また長い間には情性に任せて本来の目的を多少十分に果たしてはなかつたり、いろいろなことがこれに現れてくると思ひます。したがって、常にそういう点はお互いに理解し合つて、そして本来の目的にかなうようにしていくのが我々の務めであると思ひます。先生御指摘のような事実がいろいろあるとすれば、それはまたお互いになんか問題をどう改めるべきか常に考えていくべき問題であらう、そのように私は思つております。

○小川(國)委員 時間も参りましたのでこれで終わりますが、今各大臣から御答弁をいただいたわけでありまして、総じて勉強不足、突っ込みが足りない点が大目の方にまだかなり見られます。きょう私が質問しました要旨を後ほど各大臣にお届けしますので、ぜひ十分御研究をいただいて、そして一元化の方向に対して各省庁とも御返答いただきたい。

それから最後に、大蔵大臣は次期総理を目指していらつしやるお一人でありますから、それだけにこうした問題について、國の財政の一元化、予算の効率的な使用という面から、私がきょう提起しましたように、中央競馬会の剰余金あるいは納付金制度、それを國の財政を通じて、農政なら農政に生かす。もう一つは、福祉のことはやはり厚生省。例えば農水省が福祉をやつたり、運輸省が福祉をやつたり、通産省が福祉をやつたりするということとは、私はやはり本来の行政の枠外になると思ふのです。大臣方が言われているように、それぞれの特性を生かすと言つても、もちはやつぱりもち屋だというふうに思ふわけ、その点では、こうした補助金や予算も本来的にはやはり一元化するという方向をひとつ明確に打ち出していく、そういうことが必要ではないかと思ひます。

すが、竹下大蔵大臣の御見解を最後にお伺ひしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 恐らく、それぞれの給付の段階では、社会福祉行政のプロであられる厚生省の立場で参画しておられるだろう、私はそのように思つておりますので、いわば福祉行政の枠外の方へはみ出してしまふことはなからうというふうな気持ちでそれぞれの担当のお答えを聞いておりましたから、私も、そういう筋を離れた財政という問題から勉強すべき課題ではあるという問題意識はちやうだいたしたしました。

○小川(國)委員 大臣の認識もまだ浅いというふうには私に考へてゐるのです。今私が指摘した事実を聞いてなかつたのかと思ふ部分も非常にありますので、ひとつもう一度議事録なりで私の指摘した問題を十分御検討いただいた、改革の実をも少し真摯に示していただくようお願いを申し上げて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○大石委員長 村山富市君。
〔大石委員長退席、笹山委員長代理着席〕
○村山(富)委員 四月七日における私の質問、厚生年金の減額分に対する返還についての大蔵大臣のお答えをいただきましたと思ひます。

○竹下國務大臣 去る四月七日、村山富市委員からお尋ねのあった補助金特例法による年金庫負担金の減額分の返還についてお答えを申し上げます。

今回の補助金特例法による年金庫負担金の減額分の返還については、行革関連特例法の規定を勘案し、今回の法案においても従来と同様に「年金財政の安定が損なわれることのないよう、特例期間経過後において、國の財政状況を勘案しつつ、積立金運用収入の減額分を含む年金庫負担金の減額分を繰入れるものとする」と規定し、法律上その基本的考え方を明らかにしてゐるところであります。

しかしながら、返済の期間、方式等返済の具体的内容については、従来から政府の見解でお示ししているように、今後の國の財政状況を勘案する必

要があり、現時点で明らかにできないところでありますが、政府としては國の財政改革をさらに一層強力に推進する等誠意を持って対処し、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後に、行革関連特例法及び今回の措置による年金庫負担金の減額分につき積立金運用収入を含め、繰り速やかな繰り入れに着手するとともに、繰り入れに当たっては年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に行う所存であります。

なお、今回の繰り入れ特例措置の実施に当たっては、六十一年度より実施される年金制度改革との整合性を図るため、基礎年金分以外の國庫負担である三十六年四月前分給付費等の経過の國庫負担を繰り入れ特例の対象とし、減額割合は、今後の財政改革の推進により極力圧縮できるよう二分の一以内と定めたとであります。この結果、六十一年度の減額分は、一段と厳しい財政事情にもかかわらず三千四十億圓と六十年度の三千五十億圓を下回るものとしたところであります。このように政府としてはぎりぎりの努力、工夫してゐることをあわせて御理解いただきたいと存じます。

○村山(富)委員 せっかくの御答弁ですけれども、これでは納得がしかなるわけですね。しかし、現時点ではもうこれ以上幾らお尋ねをしても回答が出ないと思ひますから、一応この回答を受けることにして、ただお尋ねしたいのは、来年度予算の編成の時期ぐらには返済の計画を明らかにすることができまスカどうか、それをお聞きします。

○竹下國務大臣 先ほど、返済の期間、方式等返済の具体的内容につきましては、今後の國の財政状況を勘案する必要がある、現時点で明らかにできないと申し上げたところでございます。この点につきましても、来年度予算の政府案決定時においても残念ながら同様の事情にあると思われ、ために、御要望に應じることは実際問題として困難であらうと思ひますので、御理解をいただきたいと思います。

先ほども申し上げたとおり、政府としては、一般会計が特例公債依存体質から脱却した後に、繰り速やかな繰り入れに着手するとともに、繰り入れに当たっては、年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に行いたいと考えておるところでございます。

○村山(富)委員 税制調査会はこの秋までに答申を出すことになっておりますね。その税制調査会の答申というのは、税制改革を行つて財政再建を図つていこう、立て直しをしよう、そのためには赤字國債依存体質を脱却させる。その赤字國債を脱却させるというもののうち、この繰り延べた減額分なんかは入つてゐるのですか、入つてゐないのですか。

○竹下國務大臣 税調の今度の審議はいわゆるレベニュー・ニュートラル、したがって中立的なものであるということでございますから、その種の政策判断は基本的にはないだらう。頭の中には皆さんお持ちになつてゐるのでございませうけれども、基本的には、今度はあるべき税制の姿というところで議論していただきますから、その何年までにとつて議論は必ずしもないのじやないかと思ひます。

○村山(富)委員 いや、何年までに返すなんというわけではないにしても、赤字公債の依存体質を脱却をして、そして収支が整うように財政の立て直しを図つていく、そのために税制改革をどう行つか、税収をどう図つていくかというこの答申をされると思ふのです。ですから、そういう検討をされる場合に、赤字公債の体質を脱却するという意味においてこの繰り延べ減額分なんかは当然そのものとして入つておるのかどうか。だからいつから返すなんという話じゃなくて、それが入つていないとすれば一体それはどこで扱ふのかということになりますからね。

○竹下國務大臣 重ねて申し上げるようですが、税制調査会においては、六十五年度脱却とかそういう一つの政策目的を置いて議論してください、こういう諸問になつてゐないわけですよ。いわ

ばあるべき税制の姿というものをいゆるシャウプ勧告以来の抜本改正として議論してください、こういうことになっておりますので、皆さん頭の中にはありまして、それが土台になった議論をしてくださいとは申し上げていないわけです。税制のあるべき姿としての、俗に言ういわばレベニュー・ニュートラル、中立的な議論をしてください、こういうことになっておるわけですから、その問題はいわば政策判断の問題でございますから、その土台の上に立った議論ではないだらう。頭の中には皆さんあると思いますけれども、建前はそうなっております。

○村山(書)委員 時間がありませんから端的にお尋ねしますけれども、そうしますと、今あなたから回答があった答弁では、「一般会計が特例公債依存体質から脱却した後において、」こうありますね。脱却するめどは六十五年でしよう。そうすると、六十五年をめどにして返済計画を立てていくということになるのか。あるいはもう一つ、「年金財政の運営に支障を来すことのないよう計画的に」返す、こうなっておりますけれども、これとかかわり合いはどうなりますか。

○保田政府委員 一般会計の立場からしますと、先ほど来御指摘をいたしております厚生年金の国庫負担額の繰り延べ額の繰り戻しというものは借金の返済でございます。一般会計はそういう立場でございますから、平たんに言いますと、当然貸し主側の年金の財政を損なわないというのがまず第一義だと思います。

ただ、その返済をいたします計画をつくるには、まず何よりも一般会計の特例公債依存体質を脱却することが先決であって、その時点で年金の財政に支障を与えないような返済計画をつくりたい、こういうことでございます。したがって、まず一般会計としては、その特例公債依存体質からの脱却を目指してとにかく財政改革に懸命の努力をしたい、こういうことでございます。

○村山(書)委員 そうすると、さっきから言っておりますように、特例公債依存体質から脱却する

めどは大体六十五年度、そうすると、年金財政に支障が来されると思われるような年次というのは、一般に七十五年とか八十年とか言われておりますけれども、あなたの方ではどういふふうに踏んでいますか。

○保田政府委員 厚生年金特別会計の金繰りからいたしまして、いつの時点になったら年金財政の運営に支障を生ずるかということについては、人によって、立場によりましていろいろあると思うのですが、借りている立場からしますと、とにかく特例公債依存体質から脱却すれば極力早く計画的に返したい、こういうことでございます。

○村山(書)委員 もう時間が参りましたからこれでやめますけれども、いざいざいたしまして借りていらっしゃる方が、これは表現は適切かどうかわかりませんが、借りていらっしゃる方が返すめども計画もないままに金を借りているなんというのは、もう世間では通用しませんね。ですから、さっきも言いましたように、現時点で求めたつて無理かもしれませんが、少なくとも六十五年の赤字国債依存体質を脱却する時点から年金財政の運営に支障を来す、来さないにかかわらず返還をしていく、このぐらいの心づもりで計画を立てていただくようにお願いしておきたいと思うのです。

それから最後に確認しておきたいと思うのですが、今まで、昨年も質問いたしましたけれども、貸している方の側から何になりますかというところは聞いておりますけれども、借りていらっしゃる方から、借金は何になりますかということは全然聞いておりませんので、大蔵省の方から、六十年年度末、運用収入も含めて累積何になりますか、そのことだけひとつお願いいたします。

○保田政府委員 六十一年度末の見込みでお答えさせていただきますと思いますが、金利を一応計算をいたしまして約一兆四千六百八十億程度になるかと思っております。

○村山(書)委員 これは大変莫大な金で、六十三年度までいきますとこれはもつとふえていくわけですから、ですからなかなか難しい問題だと思っております。

けれども、しかしこれは年金の金を、国民の金を借りているわけですから、返すのは当然なんです、いいかげんにすることなく、可能な限り早い時期にちゃんと返還計画を示せるようにしていただくということを私は要望して、最後に大臣の考え方を聞いて終わりたいと思います。

○竹下内閣大臣 私もちょうどこの質問を受けて、それからアフリカへ行っておりますので、先進十カ国のサーベランス、相互監視でございますが、おまえのところはまだ五十三兆兆源があるじゃないか、こういう話なんです。それは日本の年金は成熟度がまだあなたの国とは違うから、これから仮に二十五年かれば空っぽになつて、それから先は一体どうするかと言つたら、おまえ二十五年先のことを考えているのかと言つて、限りにおいては精神状態はまだ健全だなどという感じが実はしました。それはやはりあなたとの一問一答をやつておたから僕はそんな印象を受けた。おまえ、けしからぬじゃないか、いや返すように努力します、こう言っている限りにおいては、日本の考え方というのは、その局面だけとらえての話ですけれども、まだ日本は死せずというように感じがいたしました。

今おっしゃるような御意見も重々肝に銘じて、将来にわたつてもそれがこの衝に当たつてもそういう考え方ではないのかね、まだ五十三兆も余っているじゃないか、こんな議論をする人すらいらつしやるということで、あの一問一答をしていなかつたらとそんなに感じは出なかつたかもしれない。少し長くなりましたけれども、素直にそのことを申し上げようと思つて、ちょっと時間をとりました。

○村山(書)委員 終わります。

○笹山委員長代理 阿部昭吾君。

○阿部昭吾委員 大蔵大臣、大変お疲れのところではありますが、わずかな時間をお尋ねしたいと思つております。

今まで議論され尽くしたことでありますが、昨

年一年間限り一括カットをする、こういうことで、今度はさらにまた三年間カットだ、財政の見通しというものが六十五年といつておるわけでありますが、必ずしも余り信用がない、こういう状況だと思つております。例えば今度の経済成長率などにつきましても、政府の方は実質四％と言ひ、民間の方は当初三・一％と言つておつたのが、どうも最近の状況ではさらに若干低目に下方修正の議論が強い、こういう状況でございます。

そこで補助金の問題であります。私は、大蔵大臣と同じように日本海岸側の過疎の地方でございます。その中で、地方自治体などの立場で補助金というものをどういふふうな位置づけておるかということがあります。実際上は補助金などというものはなくてはならない、こういう組み立ての仕方では、ある意味では我が国の財政政策運営の一環の中に補助金というものは長い期間位置を保つてきた。さつき、年金はまだ成熟をしておらないと言われたのでありますが、補助金政策というのは、それなりの問題を持ちながら実際は行財政運営の中に成熟をし、一つの位置をちゃんと持つてきた。補助金というから、何か要らぬところに補助されておるといふような議論も一部にありますが、けれども、実際は一つのポジションというか、きちっと確立をされてきておるものが相当多いのではないかと今思つておるものであります。

その中で、特に最近、いろいろな政策の中で各省の中でメニュー方式というものがとられてきました。例えば農林省で言へば環境整備事業であるとか、言つてみると農村地域の小さな道路の整備であるとか、集落の排水事業であるとかいろいろなものがある。メニュー方式、それぞれの自治体が希望して、そしてこれが恐らく県段階、国段階で総合調整をされて、しかしそれには相当な補助が行われていく、こういうシステムなどいろいろあるものが多分野にわたつて長い期間積み上げられてきたと思つております。

したがつて、この一括補助金削減、一年の約束のものが三年になる。しかも、その先六十五年度

そこで、一年かかって何をしたかということになると、最終的に決めるのは補助金関係閣僚協議会で決めよう、しかし、今おっしゃったような趣旨を踏まえて検討委員会をつくらうじやないか、その検討委員会には自治体の関係者の方に入ってもらおうというので、知事さん、市長さん、それから村長さんの代表者に入ってもらいました、ぎりぎりもんで今度の報告をちょうだいした。その報告の中で詰まらなかったのがいわゆる生活保護。これは、福祉は身近なものだからみんな半々

國民の側から言つと、竹下財政というのは中曾根内閣の中の縮小再生産、不景氣政策の推進者なんじゃないか、こういう見方をしておる人が意外に多いということであります。私は、本質は相当違ふんじゃないかな、こう竹下さんの弁護みたいなことを二、三言うておるのでありますけれども、しかしどうも國民の見方は、あなたの財政は中曾根不景氣政策のしりぬぐい役に徹し切つておる、こういう感じの見方が非常に強いのであります。そこで、私はこの間大阪から私の郷里まで飛行

助金という問題でありますけれども、これでは財政全体が根本的に立て直される見通しなんというのは出てこないのではないかとというのが実は私の懸念なんであります。

私は、不敏でありますけれども昭和の一けた人間で、ちょうど昭和恐慌のさなかに生まれました。あの当時世界の中でアメリカは巨大なる積極政策、ニューディールなどをやってあの不況を乗り切った。日本や西ヨーロッパの方はファシズムが台頭して戦争への道というところであの不況に

も十兆程度である。初めて五十年に赤字国債を出した。しかしそれはオリンピックの翌年の戦後最大の不況とか四十八年から来ました第一次石油ショックに対応して、どうやら日本がほかの国に比べて一番先にそれを脱却したのは、あれは国民の貯蓄があつたからだ。その貯蓄を借りる能力があつた。それが五十四年で限界が来たのじゃないかな。すなわち利払い費がふえてまた国債も当時売れなくなる傾向があつて、さあ困つたということとから財政再建という言葉が出て、最初五十九年

午後三時五十分休憩

午後三時五十分開議

○小泉委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。金子みつ君。

○金子(み)委員 私は、きょう、今審議されております国の補助金等の臨時特例等に関する法律案、早く言って補助金一括法案と呼ばれているこの法案に関して、主として社会保障の立場から質問をいたしますので御答弁をいただきたいと思ひます。

総理がおいでにならないということでもちよつと残念なんです。総理にぜひ伺いたいと思つたことがあつたのですが、それができませんので、そのかわりは竹下大蔵大臣にお願いしようと思ひますからよろしくお願いいたします。

今度の法律案、非常に簡単に趣旨が説明してありますが、繰返すこともないと思ひますが、私はこれを読んでいろいろ疑問を感じました。今回は「社会経済情勢の推移及び累次の臨時答申等の趣旨を踏まえ、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度における国の補助金等の補助率の引下げ措置等を定めようとするものである。」というふうに趣旨が示されております。

そこで、考えてみたいと思ひますことは、御案内のように、昨年、昭和六十年度に、やはりこれと同じような考え方での補助金を一率一割カット実施をするときに、こういう措置は六十年度一年限りとしてやるんだということを大蔵に強調されて、多くの反対がありましたがかわりませう無理に実施されたものだといふふうに理解いたしております。今度の法案の趣旨からいいますと、さらにそれを六十一年から六十三年度までの三年間延長をして、しかも補助金並びに補助率をさらに低下させることを行うということになつてくるわけなんですけれども、私はそこで疑問が起りますのは、なぜそのようにされるのか、その

根拠をはつきりと納得できるように説明をしていただきたいということがまず一つござります。

それは、ここは大変簡単に「社会経済情勢の云々」と書いてありますが、それだけの問題なのか。これを読んでいってみたら、こんなことが出てくるのです。補助金等は、特定の施策を奨励したり、全国的に一定の行政水準を維持したりする等、国の施策を実現するための重要な政策手段としての機能をもっている。これはわかります。他方、これが既得権化したり、惰性的運用に陥つて硬直化しやすいなどの弊害も起つてきたということなんです。こういうこともあるから、要するに言葉をかえれば、補助金の活用方法が適当ではない、適正ではないということがあ

るからむだに使つてゐるのじゃないか、だから補助金は少なくしてもよろしい、私の考えは大変に単純ですけれども、そういうことがあるのじゃないかということがこの説明書の中から取り出れるのです。だから、やはりそういうこともあるのじゃないかと思ひます。少なくとも社会保障関係にはそんなものないだろうと思ひますが、それともわかりません。ですから、そういうことなども踏まえておられるのかどうか。今回の措置の根拠をはつきりとお示しいただきたい。お願いいたします。

○竹下國務大臣 まず、昨年でございますが、一年限りの措置という問題を申し上げなければならぬと思つております。昨年も累次の臨時答申等からして、いわゆる国と地方との費用負担のあり方等について検討をいたしてまいりました。しかし結論から申しますと、なかなか一つ一つの費用負担のあり方についての結論が出なかつた。したがって、もう一年かけて本格的な議論はいたします、だから一年間の猶予をください、その意味において、一年限りの暫定措置として一律というような、全部が全部パーフェクト一律ではございませんにしても、アバウト一律という考え方でお願いをした。

そこで、今回は一年かかつて議論をいたしまし

て、まず政府の責任において関係協議会をつくらう、それに基づいて検討委員会を設け、地方団体の方々とかいろいろの方々にこれは諮問と申すよりも御相談申し上げ、その報告書をちょうだいした。

そこで、報告書でおおむね合意に達したものと両論併記のものがあつた。その両論併記は、申すまでもなく生活保護費につきましても両論が併記された。また一方、ことしの秋までに国税、地方税のあり方についての御答申がいただけるというようなことを加味いたしました。三年、私どもとしては場合によつては財政再建期間中と言われる六十五年までも考えないわけではございませんでしたけれども、三年ということにしてお願いをしたという次第になるわけでありませう。

一方、補助金そのもののあり方についてということも、毎年毎年補助金を減らしてきておることは事実でございます。補助金というのは、ある意味においては奨励的な意味と、国の負担を明らかにしていく負担金の問題といふば二種類とも申しませう。したがって、奨励的な政策を行つた補助金の中には一般財源化した方がいいと言われるものもござります。あるいは廃止したものもござります。だから補助金は一概に悪いものではなく、奨励の意味の施策として大体もうその役割を終つたじゃないか、こういうものについては補助金をやめにしていただいたり一般財源化したらいい、これは毎年毎年やっておるわけでございます。

したがって、今回のものは押しなべて申しますと社会保障関係、もう一つは公共事業関係。公共事業関係につきましては、従来ともいへばそのときどきの経済財政事情に応じて変化してきておりますが、社会保障は大きな変化なしにきております。したがって、最も地方の身近な問題として一応は二分の一ということとで国と地方とのいわば調整を一つは定着させよう。しかしそうでない特別なものに限り三分の二にしようという案と、生活保護の場合はやはり八割という数字がいいと

までに少なくとも赤字公債を脱却しましょう、こう言つておつた。それが五十六年、七年が結局世界の最大不況ではなかつたか。したがって九兆円、二年間ではございませうが、歳入欠陥九兆円なんでしょう。我々は一歩は誤差のうちなんて言つていますから、どえらい歳入欠陥であつた。それをしのでいて、それでいへばインフレは終わりだ、インフレのない持続的成長をしようというのが世界の先進国の合意になつて、そこでほとんどどの財政、後世代へのツケ回しを可能な限り減らしていく財政に転換して、予算を毎年毎年、私は四年連続で予算を組ましていただいて、毎年、一割歳出はたとえ五億でも十億でも前年度以下、こういうことをやってきておるわけですから、これは余り寝覚めがいい気持ちではしておりません。

されば、今ここで建設国債でも大量発行して、従来災害等は補正等で発行されてもらつておりますけれども、大型補正やつたらどうだ、こういうような意見のあることも十分承知しておりますが、そのことは、せつかくインフレのない持続的成長という体質にそれでもなれつつあるものが、急にまた今までの努力が水泡に帰してしまふ拡大経済になつて、インフレを招来し、子孫のために悪くなるんじゃないかというので、きょうも閣議で、私、この前あの予算を通していただいた直後の閣議にはいなかったものですから、きょう、予算が通りましてありがたうございませう、さて六十二年度予算もまた今これから勉強しますが、いづれにしても厳しく対応せざるを得ないという発言をするというのには、容易なことじゃないな、だから、長らく続けて大蔵大臣をやらしていただいているのも、ある意味においては希望者がないからだなどというような気持ちを持って、やはりインフレのない持続的成長というものに体をならしていくという必要はあるんじゃないか。

非常に心安さ紛れに平たい話をしたことをお許しくださいませ。

○笹山委員長代理 本会議散会後再開することとし、この際、休憩いたします。

いうので、中をとったというわけじゃないですね。けれども、結局十分の七というところでお願いをして、そのような議論の経過を経て御審議を賜って、おとすというのが現状でございます。

○金子(み)委員　そこで、それならなぜ三年間と線を切ったのかというの、一つの疑問になるわけですね。初めに昨年は一年限りということだったのが、いろいろ御説明の中でおっしゃっているように、三年と切ったのは、特別な意味はなかったのですか。本当は六十五年までと切ったのだけれどもとあえす三年、こういった軽い気持ちの三年なのではないですか。

○竹下国務大臣　これは、初めにそう思ったというのではなく、そういう意見もございました。六十五年の財政再建期間中までお願いした方がいいたのではないかと意見もございましたが、去年の一年は、一年間かかって検討する機会を与えてください、したがって暫定です、ことは、検討して個々のものについて上げ下げがあつておるわけでございますから、したがってその性格は異にするものではないか。一方、先ほど申しましたように、税制改正が秋に結論が出る。そうすると、六十二年税制の中でどれくらい政策選択の位置づけができるか、あるいは、年度途中から改正されたものは平年度化するのが六十二年というところにもなるのであります。そうしたことを勘案して三年、こういうことになったわけでございます。

六十四年度以降でないか、こういう議論が当然出てまいります。六十四年の時点におきまして、それこそ経済、財政諸般の事情を考慮してそのときに決めます、こういうふうにお答えをいたしてきたくてでございます。

○金子(み)委員　実は六十四年から先はどうなさるつもりですかと私はお尋ねしたいと思つたのですけれども、一足先におっしゃってしまわれましてからそれで結構です。

そうなるという問題がございすのは、社会保障関係で申しますと、絶対に逃れることができない

という、か不可欠の問題に予算の当然増というものがございす。そこで、六十一年度予算をつくるに、厚生省は当然増を一千五百億圓というふうにおっしゃいます。その一千五百億圓の当然増が必要なんだということに要求されたと思ひます。ところが大蔵省からは、三千九百何がしだつたと思ひますが、約四千億圓だけしか認められなかつた。あとは厚生省が手持ちの中で操作しなさい、こういうことだったのだからと思うので

そこで厚生省はいろいろ苦心をなさつたというところは私も何とぞお聞きします。補助金を削つたのもあるでしょうし、医療費のむだな使い方をしているのを改めて医療費の方を削減するということも考えられたでしょうけれども、幾つか考えられたことの中に、老人保健制度の患者負担を強化するということ、千九百億圓増というところもあつたわけでございます。それはそういうふうにしたと私は理解したわけでございますが、厚生大臣いらつしやるから今の部分はちよつと確認しておきます。当然増を仕上げるために老人保健法を改正して患者負担を強めて千九百億圓を用意しよう、こういうふうになつたものだと思ひます。聞いておられますけれども、それは間違いないですか。

○今井国務大臣　確かに、数字的に申しますれば先生のおっしゃるとおりでございます。千九百六十億圓の減になつております。

○金子(み)委員　老人保健法の問題は、先ほど本会議でいろいろお話が出ておりましたし、私も後で申し上げまされども、そういうことがあつたということは事実なんです。

そういたしますと、私が大変に懸念いたしますことは六十四年から先ですね。今のいわゆる厚生省が持つております当然増のことと生活保護の財源など、これはきちつと確保できるというふう

たしますが、こういうものはほかの財源と性格が違いますから、まけてもらつたわけにもいかないし、削るわけにもいかない、必ず準備しなければいけないということを考えますと、一般会計の中で計画することは非常に不安ですね。このように毎年毎年削られていくことを考えれば大変不安なので、この際、特に当然増の問題などについては、生活保護の問題も含めてですけれども、特別会計のようなものを用意なさるのはいかがでしょうか、あるいは先ほど本会議でも出ておりましたが、社会保障税のような目的税のよう形で用意する方が安定するの、その辺のお考えはいかがでございますか。

○竹下国務大臣　社会保障には当然増が伴うという事実は私も認めるところでございます。したがって、今回の問題は、老人保健法の問題もきょう本会議で御審議が始まりましたが、いわば世代間問題、そうしてまさに中長期的にも安定しなければならぬということをお願いしよう。昨年の国会でお願いした年金改正等もその一環であるわけでありまして、人口構造が大変変化いたしますから、やはり二十一世紀、それ以後を見定めた中長期的な視点で組み立てを考へていかなければならぬ。まだそれがなっていない問題としては、御案内のように年金の統合一元化などというのはまた将来の課題であるわけでございます。

そこで、先生のおっしゃるいわゆる特別勘定とか特別会計とか特別基金、それには目的税をもつて財源に充てたらどうか、こういうことが最近かなり各方面で議論されておる。日本社会党におかれども、これは年金に限ってではございましてけれども、この案が出ておられます。それから去年は増額も厚生大臣が、増額案と銘打つてございましてけれども、そういう構想をお出しになつておる。また、いろいろな経済研究所等からも出ておる構想でございます。財政当局は本来、特別会計を設けたり目的税を設けたりするのは好ましい姿勢とは思ひません。色のつかないお金が入りまして、そのときどきの情勢に応じて重点的にこれを

配分する。しかしながら、非常に因果関係の強いもの等は現在も目的税が特定財源として存在しておることは事実でございます。したがって、欠点としては、硬直化しやしないかと、いわゆる聖域化しやしないかと、政策選択の努力がそれによつて行われなくなるのではないかと、いろいろ問題もあつたけれども、やはり示唆に富んだ提言として勉強してみよう、こういうことを整理してお答えしておるわけでありまして。

究極的には負担する方も国民、受益者も国民でございますから、そうして一つ大きな目的税、特別勘定をつくれれば歳入歳出構造が大きく変化するわけでございますから、その辺を総合的に検討すべき課題だ、最近、国会でもかなりの時間を割いて議論されるようになってきたという問題意識で、我々もその基本的な問題をも踏まえて検討しよう、だから示唆に富んだ御提言だということまで現在言葉を整理しておるということでございます。

○金子(み)委員　今の問題はこれから先の問題だと思ひますけれども、十分考えていただきたい問題でございます。

次に、国と地方公共団体の間の機能分担見直し、今度入つておられますが、そのことについて少しお尋ねしたいと思ひます。

国と地方は、車の両輪として相互に協力、分担しつつ、地方の自主性、独自性を尊重して行政目的を達成していく、こういうような言い方がございす。そのことはそのことで理解できるのですけれども、今回は国の行政責任と財政責任を地方に委譲していくこととしておられます。だから、委譲という言葉は、言葉としては問題ないと思ひますけれども、実際は何か押しつけじゃないかなというふうにも私は見ておるわけですね。

そこで、先ほどお話をいたしましたように、六十年代で補助金の一括カット措置をやりましたときに財政不足が起りました。それを地方の一般財源によつて補てんするということを昨年やつてきたわけですね。今回さらにそれを向こう三年間進

会保障の給付水準そのものには何の影響もなしただけでございますから、社会保障水準を切り下げた

すなわち国の責任を放棄したということにはならないということでございます。これは基本的に、先ほどお答えがござりますように、それによつて地方負担の増加額を繰り込んだ上で生じます。地方財源不足額は、いわば非常にマクロベースでござりますけれども、基準財政需要額というものがあつて、それに見合ふ必要はない。それで、それが不足したものは手当てを地方財政計画でやつていかなければいけません。個々の地方団体にしましては、これは自治省さんにお世話していただくかございせんが、私どもの方としては自治省さんとの間で、トータルの基準財政需要額に見合ふものは措置をいたしましょう。なお、ど

うしても問題が生じてまいりますものについて、私は先般通していただいた税法改正の中で最も心を痛めました。例えばたばこの消費税を上げさしていただいた、それを地方へ回す、こういうような措置で、出口ベースでは一応これが整つておるといふことになるわけでございます。

ただ、原則的に、御指摘があつておりました、臨調答申にもござりますように、ことほどさように、高齢化社会が到来します今日において、現在の税と社会保障負担と足したいわゆる国民負担率というものは、将来にわたつては上がつていかなければならぬ性格のものであろう。ただ、その国民負担率の限界はどこかといふと、いまだ私どもはヨーロッパのそれよりはかなり低いところといふことまでにお答えの限界を設定しておるといふのが現状でございます。

○金子(み)委員 私がよくわからないので、十分納得がいかないのですけれども、地方負担分は見るんだからいいじゃないか、こういうふうに考へていらっしゃるわけですね。地方負担分を確かに見ておられるとすれば、地方では、今度地方の行政の中で、政策の中で、一人一人の市民に対しては負担をかけるに済むような政策が出せるはずだ、こういうふうに理解していいのでしょうか。

○竹下国務大臣 今度の補助率改正によりまして、地方自治体が新たな増税措置等において手当てをされる必要はないということでございます。

○金子(み)委員 しつこいのですが、わかりたいのですから。新たに増税などの措置をしなくても済むということばかりです。ですから、そうだとすれば今までと同じような政策が実施できて、そして市民に負担をかけることはないということができるといふ見通しがあるわけでございますか。

○竹下国務大臣 今度の分では負担増をかけておりませんが、将来にわたつては、いつも申し上げておりますように、ヨーロッパはその国民負担率が五五あるいは六〇、日本の場合は今日三六でございますから、必然的にやつてくる高齢化社会の中で国民負担率は将来にわたつては上がつていかざるを得ないであろう、今日の制度、施策の水準を守つていく限りはお願いしなければならぬ宿命的なものである、こういうことはいつも申し上げておるところでございます。

○金子(み)委員 その辺はわかりました。それで、これはちょっと角度が違うのですが、去年やつた一律一割カット、それからこれは一律一割とは言わないけれどもやはり一律にカットされているというやり方が非常に多いですね。こういうのは政策じゃないんですか。私はよくわかりませんが、一律一割カットなんというのは、要するに機械的で事務的で、特別な配慮も施策もない大変に乱暴なやり方だということに思ふのですけれども、そういうのはどここの国でもやつていられるのでしょうか。いろいろの国でもありますが、全部これも一律一割カットだといふようなやり方、これは本当に政策なのかどうなのかとちょっと疑問に思ふのですけれども、そういうやり方というのは許されているのか。そういうやり方というのは財政的にあるんですかね。

○竹下国務大臣 去年は正確に全部が一割とは言

えませんが、おおむねアバウト一割の一律カットであつた、私もそのとおりであると思ひます。ことしの分は、いわゆる社会保障を中心に事業の見直しを行つてきたわけでございます。したがつて、事務事業の見直しに伴つて補助率を二分の一に引き下げたもの、それから生活保護等個々の事務の性格を踏まえ当面六十年度補助率を据え置いたもの、それから三番目には地域かさ上げ補助率のようにかさ上げ措置を残しながら補助率のバランスに留意して補助率の引き下げを行つたものといふふうに、引き下げ幅も区々でありまして、一律だとは言えない。

ただし先生、生活保護につきましては、検討委員会も両論併記したものでありますから、身近な社会福祉は大体半々にしまして、まさに二分の一という数字があらまうと、当然私も三分の二という数字を考えます。一方、やはり八割という表現の仕方がありますので、結局これは議まとまらずに論議したがつて政策判断として去年どおりの十分の七にしようやといふことで落着いたといふ経緯でございます。

○金子(み)委員 その次は、今度の法案をつくつて審議をされているわけですが、こういう法案をつくるという問題についてなんです。私はこういうのはやはり正しくないんじゃないかと思ふのです。と申しますのは、今回は四十八本の法律を一つの法律にまとめたわけですね。まとめたという言葉は適当でないかもしれない、寄せ集めたのかもしれません。とにかくそれが大変に疑問だと思ふのです。なぜそういうことをされたのかという問題が残るわけなんですけれども、法律に対して忠実じゃないといふんですか、そういう感じがいたします。本来なら、一つ一つの法律に規定されている補助率とかあるのは補助金とかいふものがあるわけですね。ですから、そういうものはそれぞれその所管の委員会が十分審議していかなければならぬと思ひます。これは全く無視してしまつて、単に財政だけの意味で、それ

を目的に別の委員会、今回は大蔵委員会ですが、

そこで審議をするということにしてありますものですか、結局こういう連合審査のようなことをしなければならなくなつてしまふ。そうすると、連合審査なんというのは時間が短いいし、十分に審議ができなくて、大変表面的で形式的なものになつてしまふおそれがあるといふふうに思ひます。私は、そういうことはやはり一つの正しいやり方ではないのではないかと、いふふうに思ひます。これは言うならば、大変言葉は悪いのですけれども、手抜きみたいな感じで、一つずつやれば時間がかかつて大変なのを一括してやれば簡単に終わるといふふうな事務的操作の結果考えられたのかといふふうにも思つたりいたします。

ところが、それならそれで徹底してわかるのですけれども、物によつては重複しているものがあるのです。例えば社会保障関係で申しますならば、児童扶養手当法とか特別児童扶養手当法などは先般社会労働委員会が審議しております。それ

もまた今度こつちにも入つてくるわけですね。重複するものもあるといふことになりまして、何か非常に不統一な感じがいたします。制度検討会ですか、生活保護だとか老人福祉、児童福祉、身体障害者福祉、精神障害者福祉などは同一の補助率にすることが問題があるといふような御意見があつたといふふうに記されております。この四つの問題については、そうならば一つ一つやるべきじゃないかといふ意味が言外に含まれていて私は解釈したのですけれども、そうだとすれば児童関係以外の老人の問題、身障者の問題、精神障害者の福祉の問題などはそれぞれの所属の委員会、この場合ですと社会労働委員会ですが、ここで一つずつやるべきだったのじゃないだろうか。全然やつてないのです。それから、これからやる予定は立っていない。ですから、児童扶養手当と特別児童扶養手当だけが実際に委員会で行われてあ

とはやられていないわけですが、こういう不均衡なものが起つてくるといふことがあるのだと思ふのです。こういうのはどういふふうに解釈なさ

うのです。

いますか。それはそれでもいいのだとお考えでいらつしやいますでしょうか。

○竹下国務大臣 あるいは厚生省からもお答えがあらうかと思いますが、まず、いわゆる別途単独法として提出されているものがあることは御指摘のとおりでございます。これらの法律は今回の補助金の特例措置とは直接関係をもたない給付改善等制度固有の改正理由に基づいて提出されたものであるというふうにその問題は整理をいたしております。

そこで、いま一つの俗称一括法でございますが、これも、社労は一週間のうち労働日と厚生日とがあつて一日の定例日しか審議していただけないから、特別委員会あるいは連合審査でやれば月曜日も土曜日も審議していただけるからこの方が通りやすいという国会対策上の考えを政府が持つことは断じていけないことでございます。私もそこ側におるときなら別でございますけれども、これは最も慎重なればならぬことだとかねてみずからにも言い聞かしておるところでございます。

したがって、本法律で想定しております措置というのは、いわば財政状況と累次の臨調答申の趣旨を踏まえて行われたまさに財政上の措置であるということの共通性。それから二番目には、国の補助金、負担金等について行われるまさに措置である。それが財政資金の効率的な使用を図るため行われる措置であつて、財政収支の改善に資するものである。したがって、財政というところになるならば、大蔵省が持つておりますいわゆる予算調整権限に基づいて取りまとめたという角度からこれを一本の法律にした方が立法の趣旨が明らかにされる上でむしろベターであり、そして個々でとられた措置を総合的に判断していただく上で把握がしやすいではないか、こういうことを考えたわけでございます。国会の審議権を制約しようとかそういうような考え方に立つたら、これは征伐しなければならぬ心でございます。そういう心を、私も国会議員でございますが、行政の立場に所

を変えたときには、そのことだけは、国会対策上この方が便利だからというふうな考え方は絶対にとつてはならぬことだをいうふうに考えておるところでございます。

○金子(み)委員 いま一つの問題は、これは大蔵大臣の責任というふうには考えない問題なんですけれども、総理がいちつしやいせんから御意見を伺いたいと思ひます。

それは、今度の一括法案を作成する経緯の問題なんです。大体どの法律にも法律に定めて審議の御意見を諮問して、そしてその答申によつて動かすというやり方が常道でございます。ところが、今度の場合は法律に基づかない検討委員会、そこが意見を出されたことに基づいて今度の改正が行われていくというところはあつていいことなのかどうかというふうには私は思ひません。その法律の動かし方、法律改正のやり方について余り安易になり過ぎてゐるのじゃないだろうかという感じがいたします。そうでなくとも、法律による審議のほかに任意に、例えば総理が御自分で私的諮問機関というふうなものをつくつてその意見を聞いて進められて、自分の個人の意見じゃない、この委員会の意見だからいいじゃないか、こういうふうなやり方が今までもあつたような感じがいたしますが、それに似たような性格がはつきりいたします。今度の検討委員会というものが、今度の検討委員会というものの性格がはつきりいたします。今度の検討委員会というものが、今度の検討委員会というものの性格がはつきりいたします。今度の検討委員会というものが、今度の検討委員会というものの性格がはつきりいたします。

○竹下国務大臣 これは御指摘のありましたとおり、補助金問題検討会というので今度やったわけでございますが、これは独立の機関意思を決定し得る国家行政組織法第八条の審議会とは異なつてきた。

おることは事実でございます。

従来、よく八条機関——ところがまた国会では審議会、八条機関をいっばいつくつて、それこそ政府の隠れみのじゃないか、こういう批判もまたあるわけでございます。したがつて、かれこれ検討して、今度はそれじゃ補助金関係関係会議で物を決めよう、しかしながら、関係は、私は特にですが、そのプロじゃございせん。専門家じゃございせん。したがつて、有識者の皆さん方に集まつていただいて検討会を開催して、その意見を聞いてそして決めよう、そういう方法をまず最初に決めたわけでございます。

そこで、その人選に当たりまして、村長さんや市長さんや知事さんや、そういう方に検討会のメンバーになつていただきまして、そして御意見を聞いて、それを可能な限り尊重して法律としてまとめたものでございます。

したがつて、何もかも八条機関でやるのがいいか悪いかという問題も確かにございますが、今回の方法は、やはり補助金問題のいわゆる関係会議というのをつくつたわけですから、行政の責任で国会へお出しして、もちろんイエス・ノーを決めていただくのは国会でございますから、国会の審議権の問題とは関係を持てないと思ひつておるわけでありまして、みんな国会で決められておる、国家行政組織法という国会を通過した法律に基づく八条機関でやらなければならぬというの、あるいは行政改革とかいう点につきましては、時にはそれは隠れみのとして必要なものが多過ぎる、こういう議論もちやうだいいたしますので、かれこれ考へて、この際はプロの方の意見を関係会議で集約しようという方法をとつたわけでございます。

○金子(み)委員 これもやはり行政改革に結びつきますね。

そうしますと、御説明は御説明としてわかりましたけれども、考え方としてはやはりイー・ジーに進められてきたんだというふうに考えざるを得ないのでございます。

時間がなくなりましたのでおしまひにいたしますけれども、要するに今回の一括法案制定の趣旨というのは、言葉は大変悪いですが、とにかくなりふり構わず言つてもいいかもしれせんが、歳出削減最優先という政府の姿勢をどうしても貫きたいということであるという形になつてあらわれたんだ、理屈は何とでもつけられると思ひますけれども、そういうふうになつたんだというところがわかるわけで、大変に何とも言えない気持ちがいいたします。

ただ、それだけではなくて、その後疑問として残るものがあるんです。それは、この検討会は今おつしやつたように大変に考へてつくられた検討会というふうなわけでも、その検討会がこういうことを言っているんです。抜本的な見直しは今後の問題だ、今回のことは暫定的だ。『今回の措置は、当分の間の暫定的なものとして行われるべきもの』であつて、『抜本的な見直しは今後の課題』として問題になるんだ、こういうふうに言われておりますが、そなただといひますと、その『今後の課題』に対する責任、あるいは国民に対する責任と申してもいいかもしれせんが、責任と義務はどういうふうな考へていらつしやるのか。今やつてゐるのは暫定措置なんだ。先ほど大臣から、去年一年間の分は暫定だ、今度の分は暫定じゃないという御説明がございましたが、検討会が暫定だと言つてゐる。だから、そなただとすれば、その先の問題はどうかというふうなことになるのはやはり残るわけなので、そこに御意見が食い違つてくるわけですが、その辺の解明をしていただきたまはして質問を終わりたいと思ひます。

○竹下国務大臣 あるいは言葉は正確に使わなかったかもしれせんが、去年の暫定措置というのは、いわゆる答えを出すまでの暫定措置として一年間お願いした、今回も、三年間というのはやはり暫定措置であることは間違ひない、先生の御指摘なすつておるとおりでございます。そして、『補助率の見直しについては、基本的には、

時間がないのでおしまひにいたしますけれども、要するに今回の一括法案制定の趣旨というのは、言葉は大変悪いですが、とにかくなりふり構わず言つてもいいかもしれせんが、歳出削減最優先という政府の姿勢をどうしても貫きたいということであるという形になつてあらわれたんだ、理屈は何とでもつけられると思ひますけれども、そういうふうになつたんだというところがわかるわけで、大変に何とも言えない気持ちがいいたします。

事情の許す限り極力安定的なものとする必要がある
と考へる。しかしながら、国・地方の財源配分の
あり方についての抜本的な見直しは今後の課題
とされていること、それは国税、地方税のあり
方もその課題の一つだと思ひます。今、税調に諮
問しております。政策分野の特性に配慮しつつ、
今後とも引き続き事務事業の見直しを行う必要が
あること等から、今回の措置は、当分の間の暫定
的なものとして行われるべきものと考え、この
ういふ報告をしようだとしておることは事実で
ございます。

もちろん、今回の措置も事務事業の見直しを行
いながら行つたものではございませう。したがつ
て、一年間事務事業の見直し等を行う期間を下
さい、だから一年間の暫定だといふものとは性格を
異にするわけでございませうが、確かにこれから税
制改正等も行われるわけでございませうが、この六
十四年度以降の取り扱いにつきましては、今回の
措置の経緯や性格、そして今回行われた国会の論
議、今後の諸情勢の推移、また国と地方との財政
状況等を勘案しながら、その時点で関係省庁と十
分協議して決めていく考えであるわけでござい
ます。したがって、抜本見直しをするための審議
会等を設けたかどうかというふうな意見も時に
ございませうが、大体、補助率を含め補助金のあり方
は、臨調答申と行革審の意見と財政審の報告、そ
うしてこの検討会の報告等で見直しの方向を指摘
されたものを今回お願いしているわけでございま
すが、今後とも不断の点検、見直しに努めていく
という考え方はもとより持ち続けていかなければ
ならぬと思つております。

○金子(み)委員 もう終わりますが、今日、暫定
に暫定を重ねてずっと来ているような様子でござ
いますね。いつまで暫定が続くのかなあと国民は
大変不安に思ひます。ですから、できるだけ早い
機会に抜本対策ができるような体制を今おっしゃ
ったようにぜひとていただきたい。少なくとも
六十四年からというのを、もう目の前でございま
すから、しっかりと仕上げていただきたいという

ことを御要望いたしましたして、終わります。

○中西(啓)委員長代理 吉井光昭君。

○吉井委員 私は、今回の補助金の一括削減法案
につきまして、大蔵大臣を初め各大臣に若干の質
問をいたしたいと思ひます。

まず最初に、六十年度の補助率引き下げによる
ところの地方財政運営の問題点につきまして自治
大臣にお尋ねをいたします。

今回の補助率引き下げで生じた地方財源不足一
兆一千七百億は、建設地方債の増発等で完全に補
てんされて、地方財政の運営には支障を来さな
い、このように言われているわけですが、しかしな
がら、六十年度の場合もそのような総理以下の政
府答弁があつたわけですが、それはトータルの財
源補てんの話でありまして、個々の地方団体の財
政運営については政府の説明に反しまして多くの
問題が残つておる、こういったことが我が党の山
口県本部の調査で判明をいたしました。

例えば、六十年度の生活保護費の補助率、この
十分の八から十分の七への引き下げに伴うところ
の地方負担増千五百十億、これは普通交付税への
算入や、また厚生省の生活保護臨時財政調整補助
金二百億円の増設で穴埋めはされた、このように
言われているわけですが、とてもそれでは補てん
し切れない団体があるわけでございませう。そこ
で、不足する分は特別交付税でもって措置をし
た、このように言われておりますが、補助率引き
下げによる負担増は普通交付税と臨時財政調整補
助金によって補てんすべきであつて、特別交付税
まで使つて措置することはその性格上問題ではな
いか、このように思ひますが、まず、大臣の
御見解を伺つておきたいと思ひます。

○特永政府委員 今御指摘ございましたように、
生活保護を含めまして、マクロでは昨年の場合五
千八百億円補てんをしたわけでございませう。
そこでミクロの、交付税の算定上の確にいて
いるかどうかという御趣旨の御質問かと存じま
すけれども、生活保護につきまして申し上げます

と、技術的なことで恐縮でございますが、単位費
用の引き上げあるいは密度補正の単価の引き上げ
等によりまして、各団体の実態の需要に対応する
算定を普通交付税の上で行つて行つて行つてござ
います。しかし、普通交付税でございませうから
ずから算定技術上の制約もあるわけでございま
して、三千三百のすべての団体に一文も間違はず
びたつと入るということになりますと、若干の
過不足といふものは出てまいりませうと、若干の
生活保護だけございませうと、全体の、
ほかのいろいろな経費につきましてもそれぞれ補
てんをいたしておりますので、総じて団体ごと
に見ればおおむね補てんはし得たものと、現在私
どもの段階でも、各県なり市町村の方々からそう
いふ意味での御指摘はさう受けてないつもりで
おるわけでございませう。

それから、特交を使うのは非常に問題があるじ
やないかという御指摘でございますが、基本的に
は、この補助率カットを穴埋めするために特交
は使つていないわけでございまして、生活保護の
場合確かに従来から一部特交を使つております
は、生活保護世帯数を計算する場合に前年度の
数字を使ひますが、年度の中に入りましてから、交
付税の算定を終わった後に生活保護世帯数がだ
んだんふえてくるようなケースがあるわけでござ
いまして、そういった場合は、交付税に算定され
ていない部分を特交で年度末に調整するといふこ
とは従来からいたしておりました、特交は補助率
引き下げにかかわるものじゃないという点を御理
解いただきたいと思ひます。

○吉井委員 今御答弁をいただいたわけですが、
特交まで使つて生活保護費の補助率引き下げによ
るところの負担増千五百十億はすべての団体に
いて不足なく補てんされた、そういうことだろ
うと思ひますけれども、今も御答弁いただきました
ように、補てんされていない団体もまだ残つて
いるわけでございませう。したがつて、非常に難
しい問題かもしれませうが、厚生省は、この際早急
にそういった実態を調査されて必要な対策を講
じて

べきではないか。

また、六十一年度も特別交付税で措置するよう
な実態になると思はれるが、これを避けるため
は、六十一年度の厚生省の臨時財政調整補助金
六十年度と同額の二百億円でなくして、これを
増額すべきである。少なくとも、この一年間の生
活保護費の措置費のアップ、これは当然あるわけ
ですから、そういった点も考慮して、今も申し上
げましたように二百億というのじゃなくして増額
をすべきではないか、このように思ひますが、
が、厚生大臣いかがですか。

○今井國務大臣 まず、昭和六十年度の国庫負担
率の引き下げによりまして生活保護費の地方負担
率につきましては、地方財政対策を通じて一般
的には措置されたところでございませう。しかし、
財政力が脆弱である、財政規模に占めます保護費
の割合が高い、そういった理由などで補助率の引
き下げによりまして影響が特に大きい地方団体に
対しましては、特別の配慮が必要であると思ひま
して、そして生活保護の臨時財政調整補助金を計
上いたしまして、こうした地方公共団体におきま
す財政状況あるいは適正化の努力などの把握に努
まして、これを参考にしながら配分額の決定を行
つたところでございませう。

また、昭和六十一年度の本補助金の予算額で
ございませうが、これは六十一年度の補助率が
六十年度と同じでございませうなどの理由から、私
どもは昭和六十年度と同額の二百億円としたこと
でございまして、これはひとつその事情を御了察
願いたいと思ひます。

○吉井委員 もう一度自治大臣にお尋ねをするわ
けですが、これは冒頭申し上げましたように、政
府は、国のレベルで削減された補助金額に見合
うところの地方交付税の特例措置額やまた起債の増
額で措置されたから、地方財政の運営には支障が
ない、こういう御見解ですが、しかし交付税や地
方債は、個々の団体について削減された補助金
の金額に見合うように配分するわけではありま
せん。したがつて、国のレベルでは補助金の削減額

以上の交付税特例額やまた起債を用意しておかなければならないのではないか、こういう気がいたします。そうしないから、その結果個々の地方団体では財源不足が生じている、ひいてはその財政運営というものに大きな支障を来してはいるのではないか、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○小沢国務大臣 交付税あるいは起債、そういったいわゆる地方財政計画を策定するにつきまして、どうしてもいわれる全国の標準的ないろいろな基準、画一的なそういう作業になりがちな点があることは事実でございますが、起債の点等につきましては、もちろん個々の地方団体の事情、意見等を十分話し合いをしながら積み上げておるものでございます。もちろん、そういうような配慮をしながらやるものでありまして、先生御指摘のように、三千三百幾らの地方公共団体があるわけでございますので、そういう点につきまして個々の地方団体におきましては、当初のそういった計画以外の事情等が発生したり具体的な状況が出てくることはあることは事実であろうと思っております。したがって、私どももそういう点につきましては、個々の具体的な地方団体の状況も的確に把握しながら、地方債の配分、交付税等々につきまして対処していかねばならない、その点はそのように考えておるわけでありまして。

○吉井委員 また、公共事業費の補助率の引き下げによる負担増の補てんの起債配分、これにも若干問題があるのではないかと思うわけですが、六十年代には、その補てんのために四千八百億の起債が増発されたわけですが、それには経常経費の起債振りかえ分、それから公共事業の補助率引き下げ分、それから公共事業の事業拡大分の三種類あるわけですね。実際問題として、各団体ごとに負担増を正確に捕捉した上でこれを配分するということとはこれはもう非常に困難なことでございますが、そのため自治省は団体の財政事情等で別の基準をつくってそれをとに配分している、このように言われておるが、どうなんでしょうか。

○持永政府委員 今御指摘ございましたように、六十年代の場合で申し上げますと、全体で四千八百億の地方債があるわけでございます。その中で、御指摘のように三つの種類のものがあるわけでございます。

最初の、臨時財政特例債と言っておりますが、公共事業の国庫補助金の縮減に伴いますものにつきましては、これは各地方団体に公共事業が配分された後に、各団体ごと、一つの団体でもいろいろな事業がございまして、事業ごとに、この事業で幾ら国費が減ったかということを一一つ計算をいたしまして、それを集計いたしましてその実績を起債を措置しておりますので、これについては一〇〇%、各団体の国費縮減額に対応する額が措置をされている、こういうふうに対応をいたしたいと思っております。

それからあと二つの、一つは経常経費の振りかえ分、それから公共事業の拡大に伴います地方負担分、これは両方合わせまして調整債というふうな言い方をしておりますが、これにつきましては、基本的にはこの交付税の算定との関係をまず一つ考えます。それからもう一つは、公共事業の実施の状況、配分状況というものを参考をいたしまして、また各地方団体の実際の財政状況というものもやはり勘案しなければならぬということ、いろいろ必要な要素があるわけでございますが、そういった配分方式等につきましては説明会等で説明をいたしまして周知をいたしておるところでございます。また、同時に、都道府県の分につきましても、私ども自治省の方で直接いろいろ状況をお聞きし、また市町村の分につきましても、各県の地方課におきまして市町村の実態なり公共事業の状況等を十分把握をいたしまして、市町村ともよく御相談をいたしまして、六十年代最終的には配分をいたしまして、六十年代の場合もそれれ御納得のいただけるような、御理解いただけるような配分をなしたかったもの、御ふに受けとめておる次第でございます。

○吉井委員 個々の団体の側でも、補助率引き下げによるところの負担増を正確に把握するということは非常に困難と思えます。それにしても自治省で年度末まで起債が幾ら配分されたのか、これがわからぬ。そのために事業執行に支障を生じたとか、あるいは予定していた配分額を大幅に下回るようになったので結局予算に穴があきそうだが、こういう団体もあるようでございます。

六十一年度の建設地方債の増発は九千三百億、六十年代の約二倍ですね。このような問題は今からさらに大きくなっていくのではないかと、私はこのようにも思います。起債の配分方法については、あらかじめ地方団体の側で一体幾ら配分されるのかわかるようなシステムだとか、もっとすっきりしたものをつくるべきではないかと思うわけですが、大臣いかがですか。

○小沢国務大臣 起債の配分等につきましては先ほどもちょっと触れましたが、地方自治体のいろいろな事業経費等々につきまして自治体と協議をしつつ周知徹底できるように、その点は従来とも十分に行ってきたつもりでございますけれども、なお先生の御指摘も念頭に置きまして、今後地方自治体もさらに今以上に一層きちんとして理解し、そして事業予算を組むことができるように、我々としても一層の努力をいたしたいと思っております。

○吉井委員 それでは次に、六十一年度の補助率引き下げの根拠について若干お尋ねをしておきたいと思っておりますが、今述べましたように個々の地方団体の財政運営に支障を生ずるような六十年代の高率補助率の引き下げについては、地方団体は、このようなことは補助率が決められた過去の経緯を無視するもので、行革の基本理念にも反する、単なる国の財政負担の地方転嫁でしかない、このように一斉に猛反発をしたわけでございますが、にもかかわらず政府はこれを強硬したわけでございます。

しかし、さすがにそれだけでは問題だとして、社会保障に係る高率の補助率の引き下げ措置については「昭和六十年代における暫定措置」だとして、

て、「昭和六十一年度以降の補助率のあり方については、国と地方の間の役割分担、費用負担の見直し等とともに、政府内部において検討を進め、今後一年以内に結論を得るものとする。」との覚書が大蔵、厚生、自治の三大臣の間で結ばれたわけでございます。今、その当時の大臣といえは大蔵大臣が残っていられないわけですが、当時の古屋自治大臣は、国、地方間の役割分担、費用負担のあり方を見直すことなく、単に補助率だけを引き下げることとは自分としても非常に残念だが、今後一年以内にその見直しをするというのでやむを得ず六十年代の補助率引き下げを受け入れた、こういう趣旨の答弁を再三繰り返されたわけでございます。

この三大臣の覚書は新大臣であるところの厚生大臣、自治大臣も当然に拘束される、このように理解してよろしいですか。

○今井国務大臣 おっしゃいますように、この五十九年十二月の覚書というのは大蔵、厚生、自治の三大臣の間で結ばれたものでございますが、私もこの覚書というのは当然尊重をしていかなければならぬというふうに思っております。

○小沢国務大臣 行政は継続しておるものでございますし、その行政の長たる大臣が交わした覚書でございますので、大臣がかわっても当然お互い誠実に履行していかなければならない責務を負っておりますものと思っております。

○吉井委員 では農林大臣にお尋ねしておきますが、この三大臣の覚書は社会保障の補助率しか言及していないわけですが、農林水産省等その他の補助金についても、六十一年度以降のあり方についてはさきの覚書と同様に取扱いという大蔵大臣の答弁がなされておりますが、当然今の農林水産大臣もこれを認めになるわけですね。この点どうですか。

○山崎国務大臣 お答えいたします。昭和六十一年度以降の補助率のあり方につきましては、今お話に出ましたように、三大臣覚書の趣旨に基づきまして、国と地方との間の役割分

担、費用負担の見直し等とともに政府内部において検討を進め、結論を得るものとされてきたところであり、このような検討を行う場として、補助金問題関係閣僚会議及び補助金問題検討会が開催され、農林水産関係の補助金につきましても所要の検討が行われたところでございます。昭和六十一年度予算における農林水産関係補助金の補助率の見直しは、こうした経緯のもとで昨年十二月の補助金問題閣僚会議の報告の趣旨を踏まえ、関係閣僚会議の決定に基づき行ったものでございます。

○吉井委員 次に、厚生大臣、この三大臣の覚書に基づいて学識経験者等による補助金問題検討会が設けられて、昨年の五月の末から十二月までの半年間で計十二回の検討会議を開いて、昨年の十二月二十日にその報告書が政府に提出をされております。そこで、これを受けて政府内部に設けられていた補助金問題関係閣僚会議が、昨年の十二月二十一日に「昭和六十一年度以降の補助率のあり方については、十二月二十日提出された補助金問題検討会の報告を最大限尊重することとし、その趣旨を踏まえて、予算編成を行う」との決定をしております。その結果、補助率の引き下げが行われたわけでございます。

これが六十一年度の補助率引き下げの経緯であります。そこで、これによるのは補助金問題検討会の報告でございますが、これを踏まえて、三大臣覚書で言うところの国、地方間の役割分担、費用負担の見直し等についての十分な検討が行われたとは到底思えない部分もあるわけでござい

ます。例えば、大口の補助金である生活保護費の補助率については、三分の二が適当であるとか、いや従来どおり十分の八が適当であるとか、見直しに努力するとか、このようないろいろな表現が使われているわけですが、現実の生活保護費の補助率について、国、地方間の役割分担、費用負担のあり方の十分な検討がなされた結果こうあるべきだという具体的な指摘が全くなされてないのではな

いか、私はこのような気もするわけでござい

す。これで果たして、生活保護の補助率について三大臣覚書に言う検討がなされた、このように言えるのか。それとも厚生省は、独自の機関でこの問題についての検討を行われたのか。この点はいかがですか。

○今井国務大臣 まず、補助金問題検討会のこと

に御言及がございました。補助金問題検討会におきましては、生活保護というものは国民の最低生活を保障するものでありまして、今後とも機関委任事務として残すことが適当であるということ、また、その補助率につきましては三分の二とする意見と十分の八とする意見があったこと、さらにまた、今回の措置は暫定的なものとするべきことが報告されているわけでござい

ます。それで、この検討会におきましては、今国と地方の役割の分担とか費用の負担の見直し等を行うという観点からい

ろんな検討が行われたところでありまして、生活保護の補助率のあり方についてもやはり三大臣の覚書に沿った検討がなされたものと私は理解をしております。また、さらに詳細を申し上げますならば、補助金問題検討会では、三大臣覚書の趣旨に沿って、国と地方の間の役割分担、費用負担のあり方等につきまして、地方公共団体の代表者も参加して、しかも、十二回にわたって幅広い見地から真剣に検討を行って、その結果を報告書としてまとめたものと私は理解をいたしております。

○吉井委員 そこで、検討会では確かに問題点等の指摘はあるけれども、要するに結論が出なかったというところではないかと思うのです。そうだとするならば、三大臣覚書の要件を全く満たしていないことになるのだから、六十一年度以降の生活保護費の補助率は、五十九年度までの十分の八に戻るの当然ではないか、こう思うわけでござい

ます。にもかかわらず六十年度の補助率のままに据え置くとするのでは、逆に三大臣覚書の趣旨に反するのではないか、このように思うわけですが、厚生大臣いかがですか。

○今井国務大臣 今回とられました措置というのは、国と地方の役割分担を含めました政府内部での十分な検討の結果とられたものでござい

まして、六十年度の補助率の単純な延長ではないと私は思っているわけでござい

ます。したがって、三大臣の覚書に違反するとは考えておりません。

○吉井委員 農水大臣にお尋ねしますが、公共事業の補助率については、検討会の報告には、「公共事業の事業費の確保の見地から公共事業の財源対策の一環として、暫定的に補助率の見直しを行う」としておられるわけですが、しかし、これでは事業費確保のために補助率を見直そうとするものであ

って、三大臣覚書に言うところの国、地方間の役割分担、費用負担のあり方からの検討が行われたのかどうか、私は疑問に思うわけ

です。農林水産省にしても公共事業はあるわけですから、事業費確保のための補助率引き下げでは、その三大臣覚書で言う検討がなされたとは言えないのではな

いかというふうな感じもするわけですが、いかがですか。

○山崎国務大臣 農林水産関係公共事業につきま

しては、他の公共事業と同様に事業費を確保するという要請を踏まえまして、今後三年間の暫定措置として、二分の一を超える高率補助率の引き下げ措置を講じるものとしたところであります。

この場合、三大臣の覚書に基づきまして設けられた補助金問題検討会の報告におきまして、事業費の確保の見地をうたうとともに、現行制度の根幹を踏まえ、国の施策としての重要度を勘案すると提言されておりますことから、この趣旨を踏ま

えまして、まず第一には、国の責任において施行する直轄事業については引き下げ幅の拡大を行わ

ない。二番目としては、事業種目の特性等に応じて設けられている補助率の格差を維持する等の考え方によりまして措置したところであります。なお、農林水産関係公共事業費につきましては、一般公共事業全体で対前年比五百三十四億円増、すなわち二・三%の伸びとなっております。

〔中西(啓)委員長代理退席、福島委員長着席〕

○吉井委員 では大蔵大臣にお尋ねをしておき

ますが、さきにも述べましたように、当時の古屋自治大臣は、六十一年中に補助率のあり方について国、地方間の役割分担等を検討することを三大臣の覚書で確認したから、順序は逆になりますけれども、その検討なしで六十年度の補助率引き下げにやむを得ず応じたというのを委員会でも再三

答弁をされているわけであります。しかし、その三大臣覚書に言う検討が補助金問題検討会の報告に述べられているような程度のもので果たして本

当に検討がされたと言えるのかどうか。まさか三大臣覚書は、補助金のあり方について検討さえす

ればよいので、結論は出なくても六十一年度以降の補助率引き下げはできるといふ趣旨ではないと私は思うわけですが、大臣のお考えをお聞かせ願

いたいと思ひます。

○竹下国務大臣 よく法律を提出いたしますときに、審議会の議を得なければならぬ、その場合、お願いして、議がまとまらなかったという議を出

していただきたいというように言った覚えが私も、この問題ではござい

りまして、結局してみると、この検討会で出された意見というのが結局はこれに集約されておる。強いでもう少し書いたものを出すとすると、順序でもかえるぐらいなことになつてまたかえつて非礼に当たるといふことで、結局報告と同じような内容にならざるを得ないといふことで、新しくこの順序を入れかえたりするような検討経過をお出しすることは御勘弁願ひ、こういうことにしたわけでございます。

したがって、いわゆる補助率体系の簡素化についてという点になるときちんと書かれておつて、その総論、各論、さらには議論の過程で出された少数意見等が記述されておまして、結果的に見ればこれでかなり深みのある議論をしていただいたというのを読み取れるのではないかと、いふに感ずるわけでございます。

ただ、御指摘がございましたとおり生活保護のところは、「その補助率としては、補助率の体系的な見直しの観点から三分の二とするのが適当とする意見がある一方、国の責任の度合を考慮して、従来どおり十分の八とするのが適当とする意見があった。」これだけは完全に両論併記になったことは事実でございます。それで、古屋さんと五十九年の終わりのときに議論しましたときには、本当に三回ばかり大臣折衝をやりましたけれども、いかに話めた議論にならなかった。したがって、一律アバウト一割、こういうことで、去年も本委員会へ出て本当に加害者と被害者が座っているような感じがしまして、私もえも言われぬ良心の痛みを感じながらお答えをしておりました。が、今度の場合は、したがって地方自治体の村長さん等皆入っていただきましたので、その点についてはやはり三大臣合意に基づく検討ができたといふふうに御理解いただけるんじゃないか。ただ、両論併記の部分で結局去年どおりにしたというの、まさに政策選択であつたから、ある意味において暫定という言葉を使わざるを得ないといふ感じがしました一つの要因が生活保護の問題を去年どおり十分の七とすることにしたところ

もあつたというふうに、私はそういう印象で今日も臨んでおります。

○吉井委員 今大蔵大臣から御答弁いただいたわけですが、いろいろな認識の違いというか、そういったものもあるようでございます。私は検討会でどのような検討がされたのかいろいろ当たつてみたわけですが、今までのいろいろと述べてきたように余り具体的な検討まで行われていないような感じがするわけでございます。したがって、地方団体にとっては重大問題であるところの補助金のあり方について、国、地方間の役割分担、費用負担のあり方等の観点からきちっとこういふことが検討されて、その結果として補助率を引き下げざるを得ない、こう言うのであるならば地方団体もある程度の理解はできると思ひます。しかしながら、それなしに六十年度に引き下げられた補助率をただ単に据え置いたりあるいはさらに引き下げをしたり、また新しく引き下げをするというのは国民の批判を一段と強く招くだけではないか、このようにも思ひます。

今回の一括法案でも三年間の暫定措置だとしていふ点は、これは言ひかえらばまさに検討が不十分で結論が出なかつたことをみずから認めているのではないか。これでは一年前と事情は全く同じであるわけですが、この際はつきりと、検討が不十分で結論が出なかつたとはなかなか言えないでしようけれども、国の財政事情でそうせざるを得なかつたというのを素直に認めた上で今後の対策を考えていくのがやはり行政の正しい筋道ではないかと思ひますが、今後のこともございまして、もう一度大蔵大臣の御見解をお伺ひしておきたいと思ひます。

○竹下国務大臣 確かに、その補助率の体系の簡素化というの、一つはおおむね結論が出た問題だな。すなわち、国及び地方公共団体が双方で等しく負担を分かち合う性格の事業は補助率は二分の一、それをベースにすると、その要素を勘案してより高い補助率は三分の一、より低い補助率は三分の一。いわゆる七〇%、八〇%あるいはという

議論の体系は、整理して二分の一を基準に置いて三分の二と三分の一というようにことで区分したらいふところまでは大体のコンセンサスであつたと思ひわけでございます。

したがって、基準としてそれに基づいて行つたわけでございますが、やはり生活保護のところは明快に、「その補助率としては、補助率の体系的な見直しの観点から三分の二とするのが適当とする意見がある一方、国の責任の度合を考慮して、従来どおり十分の八とするのが適当とする意見があった。」これはまさに、両論併記されたといふことは検討の結論が出なかつたといふことになるわけでございますので、したがって政策選択としてどうするかというので、財政上かなぬから去年どおり十分の七という、総論の原則とは違つた書き方でもっとも三年間お願いしようという結論になつたわけでございます。この点については私は政策選択の上でやむを得ず財政事情でこうしましたといふことを素直に申し上げていいのじゃないかと自分と思つておりました、それが暫定の一つの要素になつたとも考えておるところでございます。

○吉井委員 そこで、今回の補助率引き下げ措置は三年間の暫定措置でございますが、昨年の検討会の反省の上に立つて、今後補助率のあり方について今度はいつごろからどういう方法で検討されるのか、それはもうおわかりですか。

○竹下国務大臣 一応私は、六十一年度以降の補助率の見直しといふことで検討会等においては国と地方との間の役割分担、費用負担のあり方等について十分検討を行つていただいた、その検討の結果を踏まえた補助率の総合的見直しである、こういうふうに位置づけております。だから、六十年度のように補助率のあり方を一年かけて検討しますからという暫定措置とは性格が異なつておると思ひます。

重ねて申し上げるようでございますけれども、生活保護については両論併記があつたことは事実でございます。したがって、六十四年度以降の補

助率の取り扱いについては、今後の諸情勢の推移それから国と地方の財政状況等を勘案しながら、結論から申しますと、その時点において関係省庁とともに協議の上適切な対処をしていかなければならぬ、この既存の補助金のあり方というのは毎年毎年絶えず問題として見詰めていかなければならぬ課題だといふふうに考えておるところでございます。

一つは、私の念頭に幾分か存在しておりましたのは、国、地方の税のあり方というものの答申もそのうち出てくるな、こういうことも念頭に置いておつたことは事実でございます。

○吉井委員 次に、補助率引き下げの代償措置について総務庁長官にお尋ねをしておきたいと思うのです。

補助率引き下げによつて地方団体は本来國が持つべき負担の転嫁を受けて、その結果財政の硬直化がますます進行し、財政運営にも当然支障が生じて何のメリットもないわけですが、ところで総理は、一昨年の九月、高率補助率の引き下げの見返りとして國の権限の地方委譲を自治省に指示をされたわけでございます。この点については昨年の二月二十六日の予算委員会での私の質疑の中で総務庁長官が、確認の上で行政改革で権限委譲の答申を出してもらつたとの答弁があつたわけですが、そしてそれを受けて先般國會に提出された地方公共団体の執行機関が國の機関として行ふ事務の整理及び合理化に関する法律案、これによりまして、機関委任事務で廃止が十、それから団体委任化が三十三、市町村への委譲が五、國の許認可権限の地方委譲で十一の事項が改められたにすぎないわけでございます。これは、かねてから提出されておるところの約二百項目に及ぶところの地方団体からの要望事項からすればほんのわずかとしか言えないわけですが、補助率引き下げによる地方負担増は、六十年度で五千八百億、六十一年度で約二億の一兆一千七百億に上りますが、その見返りがたつたこれだけ、こう地方自治体では言つておられるわけですが、果たしてこれで先ほどの総理の指示を十

分に満ちていると言えぬのかどうか、長官のお考えを伺いたいと思ひます。

○江崎國務大臣 これは相当やつておるわけでありませう。さきの話にさかのぼつてちよつと恐縮ですが、機能分担の適正化を図るために、五十八年には簡素合理化法によって四十四事項の機関委任事務の整理合理化をやつた、それは御承知のとおりです。それから昭和六十年には、国の関与しておる必置規制の整理合理化法によって五十事項の整理合理化を行つてきたわけでございます。

そこで、御指摘の国、地方を通ずる許認可権の一昨年の総理の指示に基づいて、六十行革大綱によつて行革審に審議を求めるとしたわけですが、自治省、地方公共団体等から権限委譲等の意見、要望が出てゐるものを総ざらして審議したというものでございます。その結果、昨年七月に行革審から機関委任事務の整理合理化及び地方への権限委譲として個別に指摘があり、今回の機関委任事務一括法案では、そのうち当面法律改正が必要なる機関委任事務の整理合理化五十事項及び地方への権限委譲十一事項、これは全体で四十三法律を盛り込んでおる。そんなに小さいものではございませぬ。なお、政省令等の改正によつて措置が必要なる七十二事項についても、九四％に及ぶ六十八事項がこの四月中までに措置される予定となつておるわけでありませう。

国、地方を通ずる許認可等の見直しについては、今国会に提出してこの法律改正を初めとして、今後、こんなにあるのですから私は委譲すべきものはもっと委譲したいと思ひます。これは総務庁として旺盛に努力をし、御期待にこたへるようになつてまいりたいと思ひております。

○吉井委員 大蔵大臣にもう一点お尋ねしておきたいのですが、補助金の交付手続の問題です。これは非常に複雑煩瑣、地方団体の足かせとなつてゐることは周知のとおりでございます。高率補助率の引き下げを初めて打ち出した六十年年度予算の概算要求の閣議了解、これは五十九年七月三十一

日ですが、引き下げと並んで新たに交付手続の改善、こういった項目が入つてゐたわけでございます。ところが、実際に高率補助率引き下げだけが執行されて、肝心の交付手続の改善には結局手がついていない、現在まで放置されたまま、このように思ひます。閣議了解の際交付手続の改善が入つてゐたのは、やはり高率補助率の引き下げを地方に納得してもらつたための単なる方便にしかすぎなかつたのかということも言われてゐるわけですが、大蔵大臣いかがですか。

○竹下國務大臣 簡素合理化につきまして、各省庁に執行面ですらに工夫をしてくだされませう。このことで補助金等適正化中央連絡会議、こういうものを直近におきましては先月の二十八日に開いておられますが、これでもつて各省庁のいわゆる執行面での工夫をしていただくということでございます。

これは、どうしてもやらなければならぬことでございませうから、今のところ、提出部数の削減とか提出書類の一部廃止とかヒアリングの回数削減とか、そういう簡素合理化を推進してきておられます。実際、これだけの事務量が少なくなつたとか、それを金目計算してその金の方がちよつと多い補助金より多かつたとか、大変ないろいろな指摘をいただいておりますから、場所としては補助金等適正化中央連絡会議というのがございませうが、各省でその方針に基づいて、ヒアリングの回数、提出書類の部数の削減、提出書類の要らないものをつくるというふうなことは、これからの目の細かい配慮で進めていく課題だといふふうに、指導といひますかお願いをしておるといふことでございませう。

○江崎國務大臣 ちょっと補足させていただきます。御指摘の点は極めて重要であります。私自身も竹下大蔵大臣代理のときにもお答えしたように、これは簡素化しなければいけません。そこで、昨年の十月から十二月にかけて補助金事務手続の簡素合理化を進めるための行政監察をやつたわけですが、これは目下全国の行政区画から集めております。それから、全県にある行政事務所の報告も取りまとめ中でございます。したがつて、今ここで御報告はできませんが、間もなくまとめまして近く御報告のできるようにしたいといふことで、旺盛に事務を促進しております。取りまとめの結果、改善を要すると認められる事項については厳しく関係大臣に対して勧告をする、そうして補助金事務手続の簡素合理化をぜひ推進するように御期待にこたへたい。これは決意を申し上げる次第であります。

○吉井委員 長官から非常に強い決意をお伺ひしたわけですが、いずれにいたしましても、総務庁の六十年年度の行政監察計画の中の一つの大きな柱がこの補助金事務手続の簡素化になつておるわけでございますから、長官の御決意どおりこの問題をどんどん進めていただきたい、このように強く要望するわけでございます。

自治大臣、補助金の交付手続の簡素化、これは地方団体から非常に強く要望されてゐるにもかかわらず、先ほどからお話がありませうように、改善されてゐない。これは単に地方団体の人手を食う、時間を食う、金を食うといふことだけにどまらず、事實上、非常に言い方が悪いかもしれませんが、地方行政に対する国の関与の最強の手段になつてゐるのだ、このように言われてゐるわけなんです。したがつて、補助率引き下げの代償として、せめてこのくらいのことにはやるべきであつて、それが補助率引き下げによつて生じた国、地方間の信頼関係を回復する一つの道ではないか、このようにも思ひますが、最後に自治大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○小沢國務大臣 ただいま御指摘の点につきましては、地方団体の意見あるいはいろいろなアンケート結果を見ましても、最大の問題として取り上げられておる問題であります。これはそれぞれの必要に応じて各省庁において定められておるものであると思ひますけれども、そういう形で必要以上に複雑な手続が要するといふことは、現実問題として自治体においても大変苦勞をいたしておるところだと思ひます。

総務長官の御発言もありました。我々自治省といたしましても、積極的に各省庁とも協議をいたしまして、その簡素化、必要以上の干渉にわたらないように、御指摘の点を踏まえまして今後も最大の努力をいたしたいと思ひております。

○吉井委員 では、以上で終わります。ありがとうございます。

○福島委員 森本見司君。

○森本委員 今回の補助率一律カットに關しまして、私は数点質問をさせていただきます。第一、私は、社会労働委員会の所屬でございますので、主に福祉後援についていろいろと質問をさせていただきます。このように思ひますので、今また三年連続補助率カットという状況を見ましたときに、昨年この一律カットをするときに、六十年年度限り、この一年度限り、もう数多くの大臣がその発言をされてゐた。それにもかかわらず、それに対する十分な措置がされず、今度は三年も続いて連続で一律カットをやるといふことを今決しようとしてゐる。しかも、六十年年度五千八百億円であつたものが本年度からは一兆一千七百億円になる。こういう状況を私は見ましたときに、一体今回の一律カットの持つのは何だろうかといふことを思ひます。

行政改革、行政改革と、中曽根総理が「戦後政治の総決算」であり行政改革をやるといふことを述べてまいりましたけれども、この結果を見たときに行政改革とは一体何なのか、それは国のとばかりを地方へ持つていくことにほかならないんじゃないか。要するに国の借金をそのまゝ今度は地方へ持つていくことになつてくる、責任の負担を転嫁してゐるだけにすぎないといふふうに思ひます。

〔福島委員長退席、小泉委員長着席〕

きょうも総理が本会議の席上で、それは地方の自主性とかあるいは事務の簡素化、合理化といふふ

○森本委員 私、いつかどこかで聞き、あるいは読んだと思うのですけれども、よく大臣が地方と国とは車の両輪であるというふうにおっしゃっていましたが、どう考えても借金も一緒に車の両輪でいい、そういう意味の車の両輪かなというふうには私は思いますが、また感じるわけでもないです。実際に国からのとばかりを受けた苦しい地方自治体、よく話し合いができて今度何とかやりましたというふうにはおっしゃいますけれども、この間決まった四十七都道府県の六十一年度の一般会計当初予算案を見ますと、非常に義務的経費が膨張して財政硬直化に拍車をかけているというふうな感じを受けるわけです。納得はしたけれども、現実には国のとばかりが地方自治に行っているというところは間違いないと思う。

きのうの朝日新聞を読みますと、「自治体予算苦しいやくり」という見出しの記事の一番最後のところで、私の県の上田知事が「補助・負担率の引き下げなど国の財政事情をともに受けた厳しい環境の中で、節減合理化で行政水準の維持に努めた」と述べておられます。上田知事は物を言うのもおとなしく、しかも非常に穏健な知事さんでございまして、その知事さんが「まともな受けた厳しい環境の中で」というふうにおっしゃっている。本来ならばもっと厳しいことを言いたかったに違いない、あるいはよその県の知事さんだったとしてもおっしゃるかも知れない。その知事さんの感想が、所感が載っているわけでもありませんけれども、これは全国どの地方自治団体でも、特に財政の困難な町村あたりになるともっともそんな思いがあるんじゃないだろうか。それが今度の六十一年度予算の中に縮図となつてあらわれてきているんじゃないかと私は思うのです。しかも、国との話し合いで地方自治団体の長は納得せざるを得ない。なぜかという、また予算もいたたかなければならないからです。

ところが、またこの新聞の内容を見ますと、そのしわ寄せがどこへ行っているかというところ、これはまた後の問題になってきますけれども、住民負担に行っているという点です。これを何とか補わなきゃならないと考えた長はどうしてやったかという、使用料、手数料の引き上げ、公営住宅の賃料、美術館、博物館の入場料、県民会館や体育館などの公共施設の使用料、各種証明書発行手数料のアップ、それから老人ホーム、葬儀所、霊園の使用料、まさに揺りかごから墓場まで全部さういったものを住民の負担に持っていかなければならなかった。それで一生懸命頑張った、こういうふうな受けとめられるわけでございますが、今回のこの予算案、財政硬直化にますます拍車がかかっていくと私は思うわけでございますが、大臣が見られましていかがですか。

○竹下国務大臣 今度の措置によるものは、いわば交付税の出口ベースで無理したたばこなんかも含めまして措置はした。しかし、地方自治はあくまでも地方自治の原則に立たれるならば、硬直化した中でも恐らく単独事業を含むいろいろな施策を自治の本旨に基づいてやられるであろう。その場合、そういう各種の使用料、手数料等について、今御指摘なさったような利用者の負担増とも申しますが、そういうものが生じておるであろうということは私も問題意識としてはわかっており、気がいたして、今お話を承っております。

○森本委員 直接補助率カットについては政府がまた措置を講じているから大丈夫だというふうな考え方があってもわかりませんけれども、このしわ寄せがだんだん次へ次へと押し寄せていく、その結果さういう状況になった。私は別に風が吹いておけ屋がもうかるというところまでの長い話をしようというわけじゃないけれども、こういう状況の中からだんだん押されていくのは、やっぱり弱いところ弱いところへ押されていくんじゃないかと思うのです。

地方自治体の長とお話をさせていただいたことがありますが、特に市町村になってまいりますと、一番心配しているのは、社会保障、福祉、教育というところにそのしわ寄せがぐっぐつ

と押されていく。もう六十年度にその影響はあったと私は思います。だけれども、今六十年度に影響があったかどうかと尋ねますと、いやまだ六十年度の結果が出ておりませんのでという答えしか返ってこないと思ひますので、そのことについては問いませんけれども、今度の予算案を見ますとさういう形になっているところに、もう既に六十年度からその影響は始めていると言っても過言ではない、私はこう思うのです。

特にこれは自治大臣と厚生大臣にお伺いしたいわけでございますけれども、こういうしわ寄せがやっけてまいりますと、例えば老人福祉とかさういったところの福祉施設の入所措置が機関委任事務から団体委任事務に移行されておりますが、補助金カットあるいは事務移行によりまして福祉の後退はあり得ないと思ひますか、それとも、それともやはり影響を受けると思われるでしょうか、どうでしょう。

○今井国務大臣 社会福祉施設の入所措置事務の団体委任事務化への対応でございますが、これは地方の自主性を尊重し、地域のニーズに応じたきめ細かな対応ができるようにしよう、そういうものだとはまず考えるものでございます。

そこで、じゃ今回の国と地方の負担区分の変更に伴います地方の負担増分をどうするのだということでございますが、それは地方財政対策として所要の手当てが講じられております。したがって福祉の水準というのは、確かに国の負担の分は減りますけれども、それに対応して地方財政対策としては所要の手当てが講じられておるわけでございますから、福祉水準の低下を招いたりあるいは事業の実施に支障を生ずるというふうには私は考えていないものでございます。

○小沢国務大臣 福祉の水準については厚生大臣からお答えありましたが、今回の補助負担率の引き下げにつきましては、先ほど大蔵大臣のお話にもありましたが、いわゆる国と地方の負担比率の問題でありまして、給付水準の切り下げというものはないわけでありまして、その点につきましては

は、地方の負担増については地方交付税等を通じて私どもとしてはできるだけ十分な措置をしておるつもりであります。しかしながら、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、年々地方財政も窮屈になっておまして、大変厳しくなっております。そういう状況の中で、先生の御指摘のように財政のいろいろなやりくりの中からそれが結果として住民の負担増という形になっていって、これは本来の趣旨ではございませんので、そういう点につきましては、私ども、自治体の状況を十分把握しながら対処していかなければならない現実の問題であると考えております。

○森本委員 今厚生大臣、所要の手当てが講じられていくから大丈夫だというふうなお答えをいただきましたが、さらにこれから所要の手当てを講じてもらえるものだと。そうでないと福祉は大きく後退してくる。今井大臣は、大臣になられる前から委員会が御一緒でございましたので、人柄については非常に慈悲深い方だというふうに今日まで私は認識しておりますが、本日に所要の手当てをきちんと講じていかないと、慈悲深い大臣が厚生大臣のときに老人いじめから子供いじめまでやった、弱い者いじめをやったと、大臣にそういう汚点を残してもらわれないために頑張ってもらわなければならないと私は思うわけでございます。

これから生活保護法の問題についてお伺いしたいわけでございますけれども、今回特に生活保護費が議題に上がって、テーブルに上がってまいりましたときに、よくいろいろな意見がまた新聞等で流れてまいりました。その中でよく聞いた話は、生活保護の問題については厚生省は物わかりがよ過ぎる。自治省は大変頑張っている、自治大臣が頑張っているという流れで。ところが厚生省は物わかりがよ過ぎる、今度厚生省は沈黙を保ち続けたんだというようなことが一部論議にはあつた。これも今井大臣の時代にさういう汚点を残してもらったら困るなと私は思っております。

生活保護費の問題、まず自治大臣にお伺いしたいわけでございますけれども、昨年十二月十三日に出席された地方財政審議会の「昭和六十一年度の地方財政についての意見」には「生活保護行政については、今後とも国の責務として実施されるべきものと考えられるので、国と地方との負担割合は変更すべきでない。また補助金問題検討会の報告、六十一年十二月二十日、ここに、先ほどちょっと大蔵大臣もおっしゃっていただきました、いろいろ意見があるということでございますけれども、三分の二とするのが適当とする意見がある一方、国の責任の度合を考慮して、従来どおり十分の八とするのが適当とする意見があった」と記されております。

この生活保護費の問題でございますが、自治大臣、「国の責務」あるいは「国の責任」という限り、国民の最低生活の保障という問題から生活保護の今回の削減についてはどう考えておられるか、どうでしょうか。

○小沢国務大臣 生活保護の問題につきましても、検討会においても既に結論を得ることができず、両論併記となり、予算編成の最終の段階で、たばこ消費税という、地方への自主財源というような処置まで講じまして暫定的に十分の七ということとすることになったわけでございますけれども、私も、私どもといたしましては、これについてはいろいろな考え方があるとは思いますが、生活保護、生活最低水準の保障という点につきましても、社会保険制度の基幹でもございまして、より国の重い責任を分担すべきではないかという主張を従来ともいたしておたわけでありまして、今後さらに、特にこの生活保護を中心とした関係省庁で詰めることになると思っておりますけれども、私も、私どもといたしましては基本的にはそのような考え方になら今後さらに検討をまいりたい、そのように考えております。

○森本委員 自治大臣、もう一度お尋ねしたいのですけれども、今後さらに検討していきたいとい

うお話がございましたけれども、今後さらに検討というものは、この三年間やるだけやって、三年後に検討しようというのですか、それとももっと早い時期から検討して、もし早い時期からいけるのであれば、今三年間と決めようとしているけれども一年でも早く十分の八に、本来の姿に戻そうという考え方なのか、十分の八が本来の姿だと自治大臣は思っているのでしょうか、お伺いしたい。

○小沢国務大臣 これは一応三年間の暫定措置というところになっておりまして、その間にこれをいろいろ検討して結論を得るということであろうと思っております。したがって、私が申し上げましたのは、その検討の中にありまして、私どもといたしましては生活保護費最低水準を保障する、これは国のより強い責任が求められておるものであるという考え方から立ってこの検討をいたしたい、検討に臨みたい、そのように思っております。

したがって、それが検討の結果従来のような十分の八でいいのか、あるいは十分の九にしなければいけないのか、あるいは、いやこれは国と地方はもっと負担が平等の、例えばもう少し少なくていいのか、いろいろな議論はあると思えます。しかし、私どもとしては今申し上げたような考え方、今後の検討をいたしたい、そのように思っております。

○森本委員 今ここで大臣が十分の八にするとは言えないけれども、私は今の言葉の端から、大臣はやはり十分の八にすべきだと思っておられるというふうな受けとめさせていたいただきたい。

それから、大臣の話の中に、国と地方が負担を公平にするというふうな意見がいろいろあるけれども、この生活保護費という問題については、これは国が直接行っている最低のことでございますので、私は断じて今よりも下がるようなことがあってはいけません、どんなことがあっても、もう一度また若き自治大臣のもとで十分の八にまでぐっと戻して、生活の一番最前線の人たちのことを本当

に守ってあげていただきたいというふうに強く要望しておきます。

それから担当所管である厚生大臣、先ほど来申し上げました生活保護の問題でございます。憲法第二十五条の最低限の国民生活の保障、これはもういかに経済情勢が変わろうとも国の果たすべき使命である、今日まで生活保障の行われてきた戦後の経緯を見ても私はそのように思うわけですが、しかも、国が直接行う数少ない福祉の中で、最大の行政の一つである。私は、まず厚生大臣が十分の八を守るべきだというふうに声を大にしてみよう一度隣におられます大蔵大臣に申し上げていただきたいと思うわけです。

先ほどの厚生大臣の回答の中で、所要の手当てが講じられているので守られている、守られていくと思うという大臣の回答でしたけれども、大臣、実態は決して不変状態ではないですね。生活保護費が削られていくと、絶対に不変とは言えない。なぜかという、それは地方財政が苦しくなるとまいりますので、受給者の抑制につながってくる。それから、生活保護の引き締めが始まると私は思う。また、その波及効果が出て、今度はそのほかの福祉にまで大きな影響が出てくると思うのです。私は、暫定措置を講ずるから影響が出ないということはあり得ないと思えます。ここで厚生大臣がぐっと踏ん張らないといけない。要するに、これをいろいろ決めていくときに厚生省が沈黙を守っておりました。そうすると、生活保護の事務を行っておられます前線の地方の事務官、事務をやっておられる方々は、ここで厚生省が踏ん張ってくれなかったらやる気も出てこないじゃないですか。厚生大臣、生活保護、これはもう何としても大臣に踏ん張って守ってもらいたい。

○今井国務大臣 まず、今回の措置になりますので、今度のこの措置というのは補助金問題検討会におきます検討結果を踏まえて国と地方の負担割合を変更するものでございしますが、それに伴います地方の負担につきましても、先ほど申し上げたように所要の地方の財政対策を講じておるものでございまして、少なくとも憲法第二十五条の精神に反するものではない、私はこう思っております。

そこで、今の生活保護の補助率の問題でございますが、これはいろいろないきさつがありましたが、結果、六十一年度から六十三年度の三年間は十分の七ということで決まりました、そのときに、その後のあり方については改めて大蔵、厚生、自治の三大臣が協議して決めようということでございますから、この協議の決定をそのまま受けとめまして、私は、三年の間は十分の七としまして、その後のあり方についてはこの文言どおり協議して決めてまいりたい、こう思っております。

○森本委員 大臣、この生活保護費の問題、今後の措置についても、私は厚生大臣の踏み込んだ姿勢をぜひ示してもらいたい。それが実務に当たっている皆さん方のまた励みにもなっていくし、一番困っている人たちの励みにもなっていくと思うのです。生活保護費を受給されておられる方々というものは、確かに生活保護費の問題を論じ始めるとすぐに不正受給の問題が出てくるわけでございますけれども、それはその問題であって、本当に苦しんでいる人にとってはこれは大事なものである。そういう人たちにとってはこれは水や空気のようなもの、もうなくてはならない存在になっている。国会議員の私たちがもバツを取り上げられれば何にもできないというふうな状況と同じように、生活保護の皆さんも本当にその人たちの生活の中で水、空気と同じようになってはならないものである。そういう状況を考えましたときに、厚生大臣、今後ともこの生活保護費だけは絶対に後退をさせてはならない、真に困っている人には十分の手当てが行くようにしなければならぬ。

また同時に、今度生活保護費が、わずかでございまして四月からアップされることになりました。アップされますと地方財政もまた苦しくなっていくという状況。だけれども、アップはわずかでございけれども、することはしなければならぬ。

そのしわ寄せが他の福祉行政に行かないように大臣頭張っていただきたいと思ひますので、もう一度大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○今井國務大臣 先生の切々たるお気持ちにはよくわかります。しかし、私も厚生行政を預かっております責任者でございますし、また、この生活保護に係ります補助率の問題につきましては過去のいきさつもあるわけでございますから、やはりその関係閣僚会議の決定の趣旨を踏まえていくのが厚生大臣としての私の務めであらうと思ひておりまして、先生の御趣旨を踏まえまして今後とも心してまいりたいと思ひます。

○森本委員 この問題、かくも私が取り組むのは、私の青春時代の体験でございます。今こういう立場にさせていただいておりますけれども、おやじが戦争で二歳のときに亡くなって、家を焼かれて、そして高校のときに今度は母親ががんになって倒れた。まさにもうどうしようもない生活の状況の中に置かれたそのときに、親戚やいろいろな人から御支援、御援助をいただいたわけでございます。そのおかげで今日があるわけでございまして、そのおかげで生活体験から考えてみますけれども、そういう生活体験から考えてみると、本当に生活に困っている人たちに對して政府の強い強い、この人たちは断じて守っていくんだというその活力が、また地方自治の繁榮になり国の繁榮にもなっていくんだ。地方自治が繁榮して国が繁榮する、これがまさに車の両輪だ、地方と国との両輪なんだというふうに考えていきたいと思ひます。

今いろいろと厚生大臣に訴え、要望いたしましたけれども、臨調の中で大変な論議を呼んだ生活保護の問題でありますので、私も負担の割合を変更すべきでないというふうに思っております。ところが、検討会を設置して物すごく検討したかのように論じながら、これはある意味ではごまかしに近い検討会であったのではないかと、この生活保護費の問題、これは台所奉行でございます大蔵大臣のお考えをお伺いしたいと思ひます。

○竹下國務大臣 生活保護費が憲法二十五条に基づきまして一番問題になりましたのは、占領下の予算のときでございまして。当時担当であられた方が、今の国会にいらっしゃる奥野誠亮先生なんか当時課長さんでございまして、そのくらいでございまして、というふうな話も、これは先生と選挙区も一緒でございまして、私、文献を見ましたらそういうものが出ております。予算の際にたしか大蔵省でおよそ二億と思ひておつた、あるいは妥協点が九億でございまして、そうしたら占領軍からばかんと三十億と言つてきた、こういうようなことも書かれてあります。

そこで、当時はまさに、終戦直後は全額國費であつた場合もございまして。それから、戦争中は半半であつたこともございまして。そこで、いろいろな議論をしてこの八割というものに決まると、大変な文獻の厚さだというふうに私も聞いております。したがって、そのことは基本的に大切なことであるということも私も十分認識しております。し、今度も、今も御意見がありましてよろにスライドもしてまいりて、総体的に年百九十九万弱には学卒初任給の単身者の月給と四人世帯の基準とが大體一緒だということに私は見ております。したがって、今自分の体験から通じてお話しになりました、本当に困つておるといいますか、これに對しては本当にきちんとした対応をすべきであるという考えは、私もまさしく同感でございまして、とかく我々財政当局でございまして、今いみじくも不正受給ということをおっしゃいましたが、その点から問題をとらえるのは私も正しくないと思ひております。何で千人当たり四十人の都道府県が存在する、何で千人当たり三十三人の都道府県が存在する、何で千人当たり三十三人の都道府県が存在するのだからかというときには、若干の懸念を私も感ずるということもございまして、その執行に当たっては、これは厳正にあるべきであることは当然であります。初めからまず財政の都合ありきというだけでこれを見ていくべき性格のものではなからうという認識は私なりに持つておるつもりでございまして。

○森本委員 そこで、厚生大臣、これからきつとしましたものを厚生省が持つていないとだんだん切り込まれていく可能性も出てくる。だから、福祉の問題ですけれども、守らなければならぬ生活保護費の問題をこのままにしまして、これからだんだん高齢化社会に入っていく、情報化に入っていく、産業構造の変化がある、そういうところと、ナショナルミニマムの安易な切り下げが行われはしないんだらうかというふうに思ひわけです。したがって、福祉ナショナルミニマムを厚生省として明示されることが必要ではないだらうかというふうに私は考えるわけでございまして、けれども、いかがでございませうか。

○今井國務大臣 社会保障と申しますのは、国民が生涯を通じて生活の安定を図るための基盤であります。したがって、年金とか医療などの国民の基本的なニーズに對応していくことがナショナルミニマムの確保となるものと私は考えております。

そこで、年金にしても医療にしても一体どうあるべきであらうかということをお私どもは今いろいろ省内でも詰めておりますし、また、皆さん方にもいろいろ御意見を承つておるところでございまして。そういう意味では、これからの医療、年金といった基本的なもの、それをきちんと踏まえましてどうなるか、どういうふうな形になつていけばいいのか、どのくらいにすればいいのかというのを私どももきちんと考えてまいりたいと思ひております。

○森本委員 じゃ、昨年、増岡厚生大臣のときに社会保障特別会計の設置についてという増岡試案が出されましたけれども、今度大臣になられました今井厚生大臣はどのように考えておられるのか、御意見を伺ひたいと思ひます。

○今井國務大臣 先生御案内のように、この社会保障の予算につきましては、高齢化が進みますことと年金の成熟化などによりまして、毎年ともか

く相当規模の当然増があるわけでございまして。そこで、こういった社会保障の予算について一般會計から切り離して、社会保障に關します給付と負担の關係を明確に示すということは極めて示唆に富んだ考え方、増岡前大臣もそういう構想を言われたわけでございますが、私もその考え方についてはまことに同感でございまして。

ただ、問題は、国の財政構造全体にもかかわることでございますし、今後の社会保障の進め方にも大きくかわる問題でございまして、この考え方を含めまして幅広い角度から検討を行つていくことが必要であらう、こういうふうに考えているものでございまして。

○森本委員 この問題は、きょうは時間ございせんし、また社会労働委員会でもいろいろと考え方、御意見を伺つてまいりたい、このように思つておるわけでございまして、いずれにいたしましても、私の先輩でございまして坂口委員が先般この問題について、この特別會計制度になつて目的税が取られるようなことがあつてはならない、断じて住民負担にならないようにということがございまして、それについても、私もそのことを強く訴えておきたい、そのように思ひ次第でございまして。

それから、今度特別措置、これは大蔵大臣にお伺ひしたいわけでございまして、建設地方債六十六年度以降四百億精算というふうになつておりますけれども、六十六年度以降精算するもので二千八百億ほどあるようにも伺つておるわけでございまして。また、もう一つは、六十六年以降検討という二千四百四十億。日本の国だから持つてくれるだらうと思ひわけでありまして、それはそう思ひざるを得ないわけでございますが、これは非常に不確実な問題ではないかな。地方にどんな借金の前借りをさせているように感ずるわけでございまして。

もう一点、時間がございせんので、済みません。たばこ消費税二千四百億、税調を通らずに決定になつて、その後でお話があつたようでございまして、これは非常に遺憾なこと、ま

るでまし討ちのような手のうちでございましたけれども、たばこ消費税を一つの突破口として、地方財政が困難だから、こういうぐあいに持つてくるということで大型間接税をいろいろと導入しようということをもくろんではいらっしゃらないと思うのですけれども、いかがでございますでしょうか。

○竹下国務大臣 まず最初の「二、四四〇億円の相当する額については、今回の補助率の引下げ措置等が昭和六十一年度から昭和六十三年度までの暫定措置であることにかんがみ、暫定的に、昭和六十一年度以降に精算すべき地方交付税交付金の額に加算されるものとし、その取扱について「暫定期間終了後、両省間で調整するものとする。」というようになっておりますから、まさに読んで字のごとく御理解をいただきたいと思っております。

それから、たばこ消費税の問題につきまして、確かに手続上法律が通ったから言うという意味ではございせんけれども、私自身も寝覚めがいいことではございせんでした。最終的にどうするか、こういうところを税調が済んだ後からぎりぎり決着を迫られ、赤字公債の増発でいくか、あるいは何か財源を求めるか。そこでたばこ消費税、こういうところへ着目をして、だから事後了解、こういうことをとらざるを得なかったわけでございます。

ただ、たばこ消費税の将来がどうなるかという問題になりますと、税制調査会でどう議論されていくか。それは粗っぽい議論として、たばこは「健康のため吸いすぎに注意しましょう」と書いてあるからもっと高くしたらいじやないか。例えば倍にしますと、二百円のたばこを四百円にしますと三兆円入るじやないか、こういう議論をする人もございします。それなら半分ぐらいいはやるから、それでも一兆五千万円じやないか、こんな議論があったこともございしますけれども、そんなに安易に手をつけようなどとは考えておりませんので、技術策に検討をゆだねるべきではなから

うか。そして、この措置がごとしとられた一年間のまさに臨時異例の措置でございしますが、今度は六十一年度の地方財政計画の場合は別途、いわゆるマクロではきちんとした地財計画に御協力を申し上げなければいかぬということは申すまでもないこととでございます。

○森本委員 今度の補助率カットで私は再三申し上げましたけれども、大事な大事な国民生活の後退があり得ないように、それぞれきょう御回答いただきまして大臣の皆さん方にさらに強く要望しておきたいと思ひます。時間が参りましたので、そのことをお願いした上で、一点だけ私の要望を、違う角度でございしますけれども述べさせていただきますか。

私のすぐ隣村が日本のふるさとである明日香村でございます。日本のふるさとであり、日本人の心のふるさとでございます。ここは明日香立法を制定していただきまして日本の歴史、ふるさとを守る流れになっているわけでございます。今度の国庫補助負担率対比表を見ますと特に六十一年六十三年に切り込んではいないというふうに思ひ、今後さらに明日香立法の精神に基づいてこの地域については特段の御配慮をお願いしたい、このように思ひます。

しかし、明日香の現地、これから一番いい季節でございます。年間百五十万人ほどの観光客も来るわけでございますが、ああいう素朴なところでございします。かえっていじらないところがよさでございます。学生さんたちが非常に多い。そういう面から見ると観光の収入というのも極めて少ない。しかも明日香立法で、あの自然を守るために工場誘致もできない。それから、新しいビルを建てることもできない。言うならば経済的活性が非常に難しいわけでございます。村長さん初め、何か村おこしの運動ということで今一生懸命取り組んでいただいております。先般私もいろいろと意見を交換してまいりました。しかし、何といつても明日香村も自主財政がだんだん厳しくなっているところとでございます。どうか今後とも交付税

等々に関しまして、私、何も隣村だからという意味ではございせん、明日香立法の精神に基づいてここについては特段の御配慮をお願いいたします。私の質問を終わります。ありがとうございます。

○小泉委員長 塩田君。

○塩田委員 国の補助金等の臨時特例等に関する法律案につきまして、大蔵大臣、厚生大臣、自治大臣にお伺いいたします。

まず、補助率というものは安定性がなければならぬと思ひます。地方公共団体にとりましてこれがしつこく動いておるのは計画が立ちまぜんし、財政の運営上非常に支障を来すということばかり切ったこととでございます。昨年、同じように暫定措置として補助率をカットする、一年限りです。このことは何回か大蔵大臣に申し上げてお尋ねをいたしました。読んで字のごとく暫定的です、一年限りです、こういうお話でございました。ただ、ちょっとひっかかりましたのは、引き続いて検討するという文言が入っております。これは何か意味があるのかということもお尋ねしたのでございますが、これも引き続き検討するということであつて、暫定一年には変わりありません、こういうお話でございました。

今回のこの法律案を見ますと、六十一年度から六十三年度まで三年間の暫定ということとでございますが、この暫定暫定が四年続きますと、本当に暫定という意味がどういふことなのかというふうな疑問に思ひます。たまたま、大蔵大臣はいかがお考えでございますか。

○竹下国務大臣 確かに去年の場合は一年間、今年度は三年間という期限法でございしますから、暫定措置であるということには間違いございません。

ただ、昨年の際の一年限りの暫定措置と申しましたのは、結局、五十九年末いろいろ関係省庁議論をいたしました、一つ一つの基本的な補助率のあり方について議論がまとまらなかった。したがって、一年かけて勉強しますからとりあえずアバ

ウト一割削減という、一律カットという形でお認めいただきたいという意味においてこれは暫定措置であつたということとでございます。

ことしの場合、いろいろ関係協議会を持ち、そして検討会に村長さんやら市長さんやら知事さんもお入りいただいて、学識経験者の皆さん方の報告をちょうだいして、それに基づいて今度の補助率の体系をつくつたわけでございますから、その限りにおいてはいわゆるアバウト一割カットというものは基本的に性格を異にしておる。ただ、そこで問題のございしますのは、生活保護については残念ながら両論併記という形になった。したがって、これは政策判断として去年どおり、こういうことをやらしていただいたということに相なるわけであります。

したがって、補助金のあり方というのは、毎年毎年の予算編成で絶えず事務事業のあり方、費用負担のあり方について検討を続けていかなければならぬ問題でございしますが、補助率の問題についてはおおむね三年という形において御理解をいただこう。その検討会の報告にも明確にございしたように安定するのが好ましいということとは事実でございます。一方、私どもの頭の隅には、地方税、国税を含めた抜本改正というのを一方に諮問しておる段階でございします。したがって、三年後、六十四年度予算をいかにするかという段階におきまして、さらにその後のことは決めようということに相なつておるといふ筋合いでございます。

○塩田委員 補助率カットによりまして、地方公共団体の円滑な行政運営に支障を来さないようにどうように地方財源を確保していかなれますか、お伺いいたします。

○持永政府委員 昭和六十一年度の国庫補助負担率の引き下げに伴う地方財政に対する影響額でございしますが、全体で一兆一千七百億円ということに相なつております。これは生活保護等の経常経費の分、公共事業等の分を含めて全体でということとでございますけれども、マクロのベースとい

しましては、そのうち千二百億円につきまして地方たばこ消費税の税率を引き上げることによって対応し、さらに千二百億円につきましては地方交付税の特例加算をし、残り九千三百億円につきましては地方債の増発をして対応するということになっております。

あわせて、個々の地方団体に対し財源措置について、詳細に申し上げますと時間がかかるので簡単に申し上げますが、地方交付税の基準財政需要額の算定あるいは地方債の配分を通じて措置いたすことになっております。

それから、九千三百億円の地方債を発行するわけでございますが、当然これは将来償還が出てきますので、これにつきましても将来、一部地方交付税の特例加算をするようにいたしていただくわけでございます。

○塩田委員 厚生省関係の予算なかなかすぐ社会保障関係につきまして、今の点はいかがでございますか。

○持永政府委員 社会保障関係、生活保護等々の分でございますけれども、社会保障以外のものも含めて、いわゆる経常経費につきましての影響額は全体で六千億圓でございます。そのうち大部分は社会保障系統というふうに御理解いただければよろしいかと思いますが、六千億圓の地方負担の増額については、マクロとしては先ほど申し上げたような形で補てんをいたしますが、個々の地方団体に対しては、地方交付税の基準財政需要額をふやして対応していく予定にいたしております。

○塩田委員 国債発行をできるだけ抑制するという基本方針で近年予算編成が行われてまいりました。かなり努力しておられることはわかるわけでございますが、予算編成のゼロシーリングのしわ寄せが地方に行っているのじゃないか。地方財政の運営に支障を来さないようにということを自治省でもいろいろ考えておられることはわかりますが、今御答弁がございましたように九千三百億圓の地方債の増発というものが出ておるわけでは

います。これはいかがでございますか、国で国債を発行するのを抑制するけれども地方で地方債がふえていくということで、結局国の分を地方公共団体が肩がわりしていることにはならないのでしょうか。

○持永政府委員 地方債で一部補てんいたしているわけでございますが、基本的には地方税なり地方交付税といういわゆる一般財源、返済の要らない財源で措置するのが望ましいことは申し上げるまでもないわけではございませんけれども、現在のこの厳しい財政状況のもとにおきまして地方債をある程度使っていくことはやむを得ない措置ではなからうかと考えておる次第でございます。

なお、今回のこの補助率の引き下げでございますけれども、昨年の場合と若干違うわけでございますが、今回は社会保障系統の経費を中心にしたしまして、国と地方の役割分担、事務の見直しをいたした上でそういう措置をとるわけではございませんで、必ずしも全部が全部国債のかわりに地方債を発行するというものではなからうと理解いたしております。

○塩田委員 増発される地方債の元利償還など、後年度の地方財政負担に對しましてどのような財政措置を講じていかれますか。

○持永政府委員 先ほど申し上げましたが、九千三百億圓の地方債を出しますので、当然この償還が出てまいります。そこで、個々の地方団体に對しましては、元利償還に合わせまして、後年度におきまして地方交付税の算定を通じてその元利償還費を措置していくことになっております。

同時に、そういう措置をとるためにはそれなりの財源が必要になるわけではございまして、これにつきましても、詳細に申し上げますと複雑でございますけれども、全体ではございませぬが、一部については、先ほど申しましたように将来交付税の会計の方に一般会計から特例加算という形で特別に繰り入れをしていただくことになっておりますし、将来仮にそれでもなおかつ財源が十分でないという事態があるとすれば、各年度の地方財政の

収支の見込みに應じまして地方財政計画をつくるわけではございませぬけれども、その際に必要な財源、必要な交付税を確保していくように努力いたしまして、地方財政全体の運営あるいは個々の団体の運営にこの補助率の引き下げによって支障が出るようなことのないように措置してまいりたいと考えておるところでございます。

○塩田委員 大蔵大臣、私、十数年前に大蔵省の造幣局を見学させていただきました。そのときの職員とのやりとりをいまだに鮮明に記憶しておるわけではございます。一万圓札が印刷されてどんどん出てくる、これはまことに見事なものです。職員は、この一万圓札はお金と思わない、物と思っ

て運んでおる、つくっておる、こういうことである。いろいろと教えられるところがあつたのでございます。その中で、当時私はそれほどには思わなかつたのですが、大丈夫でしょうかと非常に心配した言葉を向けられたのです。何ですかと言いましたら、一万圓札どころじゃない、五千万圓の借金の証書。これは、大きさは卒業証書のようなものですが、これを八枚でしか九枚でしか、大きなもので印刷にかけておるわけですね。それを裁断して一枚が五千万圓、十数年前ですから今より相当価値が高いと思ひます。この五千万圓の借金証書を輪転機にかけて高速で印刷している。何万枚も刷っているのです。五千万圓の借金証書を何万枚、それが国鉄一社だと言ふのです。こんなことをしていて本当に大丈夫なのですかと言われ

ました。

寓話の「裸の王様」というのを御存じだと思ひますが、専門家であればあるほど大蔵大臣は、全体の五十四兆という大きな予算、また財投その他、地方財政計画を含めまして大変な額のものを扱っておられるわけですね。現場で働いていて人たちはそういうものを印刷していて本当に心配をしている。私はばつと裸の王様を感じたのですけれども、その衝に当たっておられる大蔵大臣その他の方々はちよつと不感症になつておるんじゃないか。恐ろしいことだという感じが現場の職員が持つて印刷をかけているわけですね。一兆円で考えますと、五千万圓の証書が二万枚ですから、輪転機で相当な高速度で大量に印刷する。今ちょうど国鉄でも十六兆を国民の負担で賄わなければならぬ。総額だと三十二兆ですか、国全体は百三十兆兆でしたか、そういう大きなものなのに、不感症になつてしまつておるんじゃないか。

国債発行を抑えようということでありながら、またこのような補助金カッターを通じて地方自治体財政にしろ寄せている、そこで地方債の増発を図っている、こういうことを、むしろ素人というか普通の人の方が本心に心配して、専門家、その責任のある人が、かえつてその余りの金額の大きさに不感症になつてしまつておるのじゃないか。これが積もり積もつていきましたと。国鉄がその当時でストップをしておれば、今日のようにな二十何兆あるいは三十兆兆といった大きな赤字を総額で抱えることはなかつたと思うのですが、その辺、足らなければ仕方がないから地方債だということとで安易にいつていいのだからかというのを非常に心配をいたしますが、このような仕組み、このような国家財政あるいは地方財政を含めての組み方、本心にいいものかどうか、大蔵大臣にお伺ひいたします。

○竹下國務大臣 印刷局におつたりあるいは銀行の窓口で毎日お札を数えているとかく不感症になりがちだ、しかしなおその衝に当たつては、不感症にならぬ人が心配してくれているのですから、これまた大変貴重なお話だと思つております。

「小泉委員長退席、笹山委員長代理着席」結局、財政というのはどうあるべきかというところ、やはり均衡のとれた健全な財政であるというのがまさに昭和二十二年に財政法をつくられたときからの基本的考え方であると思ふのであります。事実、昭和三十一年までは一銭も公債発行をしなかつたのでございまして、四十年、オリンピックの翌年に、戦後最大の不況というので、二

千億初めて発行しました。このときはたしか、法律を出したというのはいわゆる建設国債と赤字国債の区別がなく、結果は建設国債と同じように使われておりますけれども、当時私は内閣官房副長官でございました。閣議で物すごい議論が行われたことが鮮明な印象として残っております。やはり一つ外すと情性に陥りやすい。四十九年までは建設国債だけで、赤字国債いわゆる特例債はないわけでございます。それで、全部トータルいたして十年間で九兆三千億か九兆六千億だったと思いますが、数字は若干の違いがあるかもしれませんが、とにかく十兆弱発行されて、そしていわば高度経済成長期を乗り切ってきたとでも申しましようか、そういうことが言えると思います。

財政法を讀んでみますと、今我々が言っております建設国債の発行そのものも、本来はオーストリアスなものでなく、たまたま大変に景気が落ち込んだときに臨時的に発行されるべきものである。ややこれが心理的に恒常化してきて、そうして五十年には、これはやはり四十八年の暮れから来るところの第一次石油ショック、二ドルの原油が六倍になったのでございますから、倍數からいえば第二次石油ショックのときよりあのときは大きいわけでございますから、それに対応したときに赤字国債の発行をした。そのときは大平さんが大蔵大臣であられまして、私覚えておりますのは、財政を担当する者として取り返しのつかないことをしたという意味のことを、多少アウーと言いながらおっしゃってございました。

それが過ぎますと、建設国債はこれは資産が残るから当たり前で、いいことで、赤字国債はきょうのくそ小便になるから、これは悪い国債だ。それで性善説と性悪説みたいなになると、またここで歯どめがなくなってしまう。そこで、今度は残高になりますと六十一年度末には百四十三兆になるわけでございますから、これは大変なもので、赤字公債も建設公債も同じものになってしまわうわけです。一兆円では三兆七千億、言ってみれば三・七倍の負担を六十年間にわたって後世代に

ツケを回す、こういうことになるわけですね。六十年といえますと、子、孫、ひ孫の時代にまでツケを回しながら今の財政運営をするということは、本当はたまらない気になるわけですね。

では、現在の水準を維持するためには、受益者も国民、負担するものも国民だから、じゃ増税したいじゃないか、こういう短絡的な意見にくみするわけにもいかぬ。そこで臨調が「増税なき財政再建」というもので、安易に増税しないで、その中で自己改革をやれと言っているから、いわば歳出削減に対する一つのかんぬきがかかって、それをこのところ、マイナスシンリンドというところで四年続けてやらせていただいている。私が五十五年の大蔵大臣のときはまだプラス一〇％シンリンドでございましたから、さまた変わりました。なというのを五十八年、九年と四年連続して予算編成を担当してしみて感じております。

だから私は、財政法でも認めておるわけでございますから建設国債の発行なんというものを全面的に否定する考えはございませんが、善玉と悪玉に区別した場合、財政法の基本からいってやはりそういう区別をするべきではない、残高になったら全く同じ性格のものになる、こういう経過になっておるのじゃないかな、それだから、ばかなようにでも毎年毎年今のような議論を繰り返しながら、国民の方で、サービスはこの程度だ、じゃ負担はこの程度だ、印刷局で札を刷るわけじゃないのだ、負担しているのもおれたちだ、受益者もおれたちだという意識転換を、問答の中で逐次国民のコンセンサスが得られるようにしていかなければならぬではないかな。日本の場合、貯蓄率が高うございまして、借金をしように思えばほかの国よりははるかに環境は楽だと思ふのでございましてけれども、それが一番注意しなければならぬことだと思っております。

答弁が少し長くなって申しわけありませんが、もう一つだけさせていただきますと、この間の十カ国蔵相会議のときに、私に、ある大蔵大臣が、おまえのところは五十三兆も別の黒字の金がある

じゃないかと言う。よく聞いてみますと、厚生年金の積み立てでございましてね。それで、いや、二十五年先になるとちゃんと年金が成熟してきて、高齢化社会になって、あれは空っぽになって困るから、今から負担を上げて給付を下げるように、中長期的に、二十一世紀どころか四十年ぐらい先を見て法律の改正をお願いしておる、こう言ったら、そんな先まで考えなくてもいいじゃないか。それは賦課方式でやっている国の大蔵大臣さんでございましてけれども、そういうようなところまで仮にするずるといっちゃいかぬなと思つて、国会でおしかりを受けておるのが一番いいことじゃないかな。多少歳出圧力の傾向も国会にはござい

ますけれども、お互い選挙を控えておりますから。しかしまた一方厳しい御指摘を受けて、双方が問答しておるから日本はまだ大丈夫だ、こんな気持ちを持ったこと。これは後半の方はジョークぐらいにお聞きいただいて結構でございますが、感じて帰ったところでございまして。

○塩田委員 ありがとうございます。日夜、財政の建て直しに御苦労されておられますことに敬意を表しますとともに、今後ともひとつ「増税なき財政再建」を達成していただきますようにお願いを申し上げます。さすが総理を目指される竹下大蔵大臣だけありまして、決して裸の王様でなかったということを感じます。ありがとうございます。

続きまして、生活保護を高率補助として運営してきた根拠は何でございましょうか。事情が変わったから前年カットがあったわけではございます。その変わった事情とは何か、国の責任の度合いが減ったからなのかどうか、引き続き機関委任事務として行われるわけでございますから、その辺の事情は厚生省としていかがでございましょうか。

○小島政府委員 生活保護につきましては、補助金の中で最も高い補助率ということで従来から来たからだと思ひます。これは戦後二十二年の旧法のときから十分の八ということで来たわけでございますが、当時の事情は戦後の混乱期でもござい

ますし、その前は十分の十というときもあったわけでございます。やはり辛うじて何とか財政的にもしつかりしているのは国だけだという事情もあり、特に生活保護というのは社会保障の基礎でもあって、国の最終的な保障で何としてもこれは確保しなければならぬ制度であるということで、国の重い責任ということで非常に高率の補助金で来たということだと理解しております。

先般、六十年度にはそれを十分の七に暫定的に変えるという措置がとられておるわけでございますし、今回も六十一年度から三年間、引き続き十分の七ということで暫定の補助率でいくことになつておるわけでございますが、これは一つには、やはり国と地方の力関係を見ましても、戦後とは大分違った様相が出てきておるということがあろうかと考えます。

それからもう一つ、厚生省全体の施策を考えましても、今後ますます高齢化社会の進展とともに、社会保障関係経費はどうしても膨らんでまいらなくてはならぬという厚生省全体の財源の扱い、国全体の財源の扱いもありまして、そういうことで地方にももう少し御負担願えないかということ、いろいろな交渉の結果、十分の七ということになったと思ひますが、それにつきましても、国が最終的な責任を負うわけでございますので、十分の七になつて地方が完全な実施ができないというところでは困りますので、地方財政計画に基づきます交付税の措置というようなもので万全の策をとらしていただいておりますという経緯でございます。

○塩田委員 厚生省の関係は、国の機関事務の整理合理化法案の中では、全部で四十三法律あるうち十五法律がかかっておるわけでございますし、また事項別に見ましても、六十一項目のうち半数の三十が厚生省関係でございまして、これは機関委任事務を廃止したり団体事務化したり、あるいは委譲事務整理といった措置がとられて、非常に厚生省関係が多いわけでございますが、この生活保護についてはあくまでも国の機関委任事務とし

て維持をしていられる、そしてまた、それにあわせて補助率は十分の七を維持していられるという方針でございますか、お伺いいたします。

○小島政府委員 生活保護とかあるいは児童扶養手当のような所得保障的な給付と申しますか、しかも全国一律の基準で実施していかなくてはならぬというのにつきましても、そういうような実施の体制を担保するためにも、あるいは最終的に特に生活保護につきましてもは国の責任であるというところを堅持いたしますために、今後とも機関委任事務として実施するのが適当であろうと考えております。補助率につきましても、いろいろな補助率の中で最も高い補助率という形で位置づけられることが、国の責任を明確にする一つの方法でもあらうかと考えております。

○塩田委員 国の責任において生活保護行政を今後とも維持していくこととてございしますが、それはそれなりに結構なことだと思ひます。

ところで、生活保護の不正受給が非常に大きいものがあると会計検査院からも指摘されておりますが、これは昨年、一部、全部じゃないかと思うのですが、八億百二十万円の不正が指摘されております。厚生省はこれにどう対処しているのか、お伺いいたします。

○小島政府委員 先生御指摘のとおり、会計検査院の指摘を受けた事項が百七十六世帯の関係の保護費の支給でございます。支給費総額は八億百二十万円という合計額になっております。ただ、これはすべてが不正ということではございせん、取り扱い上どうであらうか、問題がありやせぬかという御指摘を受けた件数でございます。

これらは主として不動産の取り扱いに關係するものでございまして、特に非常に高額な遊休不動産を持つていられるにもかかわらず生活保護をしたとか、あるいは非常に高い住宅と申しますか、土地家屋を持つておられるのに生活保護を受けておられるのか。それから生活保護受給中にローンの返済をしていられるケースもある。あるいは生活保護受給中に不動産を取得したというケースもあるという

ようなことでございまして、これらにつきましてもは従前、特に居住する住宅、土地につきましてもは、その使用価値と処分価値とを比較考量して、処分させないで利用させておいた方が生活保護の趣旨に合う、あるいは効率的であるというもののについては認める形にしておりますが、それが近年の土地の上昇によりまして非常に高額になってきたということが、一つ問題の端緒であらうかと思ひます。

ただ、遊休不動産の問題につきましてもは、その保護受給者が転々としたままとなかなか従前住んでいたところに持っていた不動産の把握ができなかったというようなケースもございまして、通常の事務処理上ではなかなか発見しにくいというような状況もございしますが、現在、不動産の取り扱いにつきましてもは詰めた検討をしております。ございまして、今後は単に実施機関の第一線の判断にゆだねるということではなくて、具体的な処理基準を示しまして遺憾のないように処理してまいりたいと考えております。

○塩田委員 生活保護を受けていらつしやる世帯のはほとんど大部分の方は、生活保護を受けなければならぬ世帯の方々だと思ひますが、こども、あるいはまた新聞等で拝見いたしますと、生活保護を受けながら一億円の土地を持つておられるというものが出ておられる。あるいはまたローンで返済しながら不動産を取得しようとしている、こういう例が挙がっております。本場にわずかなケースだと思ひますけれども、こういうものにつきましてもは会計検査院から指摘されて初めてその処置に大わらわするということではございせん、少数のそういうものにつきましてもは、やはり国民の税金で賄われているわけですから非常に批判の目がきつきます。こういうものを放置しておきますと制度全体が存続の問題にされることにもなりかねません。厚生大臣、いかがでございますか。

○今井国務大臣 おっしゃるとおり、この生活保護の問題を今度の場合にも国の機関委任事務とし

て国がみずから責任を持つてやろうとする、こういう気持ちでおりますだけに、そういう不正事件というものが起こることはまことに残念なこととてございまして、こういうことはやはりきつちと正していかなければならぬと思ひます。したが、いまは、先ほども局長が答弁いたしました、今後こういういろいろな運営につきましてもは目を光らせていきたい、私もそう思っております。

○塩田委員 続きまして、地方公共団体の自主性に基づく行政という名のもとに、老人福祉、児童福祉、身障者福祉、精神福祉、こころの弱い層に補助金カットあるいは財政のしわ寄せ、また機関委任事務から団体事務化を行っている。これはどういふ趣旨でございまして、福祉の後退にならないでございまして、また、精神措置入院、児童扶養手当あるいは特別障害者手当等について同様な取り扱いになっていくのはどういふ趣旨でございまして、お伺いいたします。

○北郷政府委員 先ほどからお話ございました生活保護は別でございしますが、ただいまお挙げになりましたような老人福祉でございましてとか児童福祉の問題と申しますのは、住民の身近なところとてございまして地方公共団体の仕事に一番ふさわしい仕事と考えられるわけでございまして。そういうことから、従来いわば国で全国一律というように考え方が強い機関委任事務という仕事の性格を団体委任事務というようにすることで少しでも自主性が発揮できるようにならう、こういうような考え方でございまして、むしろ福祉を地元根づいた形の身近なものに持っていきたい、こういう考え方に基づくものでございまして。

○塩田委員 地域の実情に合わせて地元根づいた行政を実施する、もちろんこれは条例によって行われるわけでございまして、それはよいといひましたが、そういういたしますと、将来同じ日本国民でありながら各自自治体によって余りにもアンバランスが出てきはないだろうか、水準の高低がでるのではなからうか、このように思ひます。ございしますが、いかがでございますか。

○北郷政府委員 基礎的なやるべきことは法律できちんと規定されるわけでございまして、そのやり方が各地方によって違つてくるというようなことを考へておるわけでございまして。基本的なことは各地方公共団体できちつとやっていただく、いわばその上の方はいろいろな形で展開していくというように、やり方が地方ごとによりいろいろ違つていくようなことは予想しているわけでございまして、結局これは住民にとってプラスになるような形で福祉の仕事が広がっていくというように、なことを私どもは考へておるわけでございまして。

○塩田委員 ぜひとも公平ということ、それから、最低基準を決めるとかあるいはガイドラインを決めるとか、厚生行政は全国的な広がりを持つて行われるわけでございまして、そういうた相当な配慮が必要ではないか。条例によってそれぞれが違つた方向に行つてしまふことのないように十分に御留意をいただきたいと思ひます。

最後に、退職者医療制度の発足と、この際加入者の見込み違いによりまして財源不足が起つておる、これに對してどのように対処していくか、また今後対処しようとしておられるか。各地方公共団体から聞きます御要望は、保険料も最高になつてしまつた、退職者医療の關係のしわ寄せによつてそれでもなお地方財政の運営上大変支障を来している、このような声を随分聞くわけでございまして、この退職者医療制度が発足する際にこういうふうにやりますというふうに言われましたけれども、なかなかそうはいってないように思ひますが、いかがでございますか。

○幸田政府委員 昭和五十九年十月から発足をいたしました退職者医療制度につきましてもは、できる限り正確を期して実施に入つたのでありますけれども、予測と若干の違いがございまして、特に退職者数、対象者数等の把握におきましてかなり予測と乖離をいたしましたために市町村国保財政に影響を与へたことは事実でございまして、国としても重大に受けとめておるところであります。

す。このために先般、昭和六十年度補正予算におきまして千三百六十七億円という極めて厳しい現在の財政状況のもとではぎりぎりの財政措置を講じたわけでございますが、私も厚生省といいたしましては、今後とも市町村国保の財政状況あるいは退職者医療の推移を見ながら国民健康保険財政の安定的な運営、事業の健全な運営ができればよろしく配慮をされていると考えてございます。

なお、保険料引き上げの問題であります。私も現在までに把握をしております昭和六十年度の保険料引き上げの状況であります。全国平均で一〇%をやや超える程度の保険料引き上げの状況であります。中には保険料の引き下げを行っている市町村もありまして、全体の市町村の一割弱の町村では逆に保険料の引き下げを行っている状況であります。国民健康保険全体で医療費の伸びが六十年度大体一〇%前後でございまして、それから、そういう意味では医療費の伸びとほぼバランスのとれた保険料引き上げではないかと私も判断をしております。

○増田委員 保険料の引き上げはもう最高額ぎりぎりのところまで上げていると思えます。引き下げのところは退職者医療の関係で、たくさん出ていったところはそういうことになるかと思えます。いずれにしても千三百六十億円の赤字があった、それに対して千三百億の手当をされたというところでございますが、なお不足するものがあります。今後起こる可能性のあるわけでございますので、ひとつ十分に自治省と連携をとって措置をしていただくようお願いをいたしました。終わります。ありがとうございます。

○笹山委員長代理 賛輪幸代君。

○笹山委員長代理 小泉委員長長着席。賛輪委員 補助金カットの法案についてお尋ねするわけですが、昨年の補助金カット法案の際、国は財政事情を理由にしてほぼ一律に割カットという法案を提出し、そしてこの一括法は一年限りということでございましたけれども、今回その補助金カットをもとに戻すどころか、逆に

さらに補助率の引き下げを強化して三年間これを行うという法案を出してきたわけです。昨年の審議では一年限りということですから、自治体を初め国民の皆さん方も一年たつたらもとに戻すのであらうという期待を持っていたわけですが、これが見事に裏切られるどころか、逆にこのようにひどい攻撃となつてかかつてきていることに私も大きな怒りを持っております。

この問題を論議する中で、地方自治体に国の責任を転嫁するものである、負担を押しつけるものであるという論議もありました。また国民の福祉や教育に重大な影響、被害が出てくるものであるという指摘もされました。これらに関して中曾根総理は、中央と地方の財源配分の問題だけで国民の皆様方には直接的にサービスや給付の劣悪化はないという答弁をしておられます。しかし、この一年のさまざまな実態を見てみますと、福祉、教育面で大きな後退が生じていることは明らかです。私は生活保護や保育所の問題などについて何かお尋ねをしたいと思えます。

最初に、今回の法案の中に盛り込まれている生活保護、老人医療、保健所それから婦人相談所等この法案の中にもかかり合っているところのさまざまな事務事業について、地方財政法の十条では国の責任が極めて重く、義務教育を初めとして期待されております。今回、事務事業の見直しに伴って財政上も三年限りの補助金の引き下げというものを提案してきているわけですが、これも、事務事業の見直しは三年限りというわけではございませんで、全面的見直しは恒久的措置として別の法律で出されている。そして補助率カットの方は三年限りということですが、これをあわせ考えてみますと、三年限りではとどまらずに半恒久的なものになりはしないかという懸念が持たれるわけです。そうならば事実上この地方財政法十条一項というのが骨抜きにされてしまふ、空洞化されるという危惧があるわけですが、私も、そういう懸念は全くないのかどうか、自治大臣にお尋ねしたいと思います。

○小沢国務大臣 生活保護の問題につきましても、検討会でも両論併記となりまして結論を見るに至らなかったわけでありまして。その間の経緯については先生も御案内のとおりでございますが、その他の社会保障関係につきましても検討会報告の趣旨を踏まえまして事務事業の見直しを行った上で負担比率を変えたわけでありまして。

私も従来とも、この地財法に規定されておりますが、この負担の比率というのは国と地方の役割の分担、どちらがどれだけ負担するのかという議論の中から負担率というものを考えていくべきである、そう主張しておたわけでございます。今回、生活保護については結論を得られませんでした。したが、その他の関係の福祉事業につきましてもはそういう事務事業の見直しが行われ、権限の移譲等も行われ、そういう考え方のもとに行われたものであります。私も、私どももいたしましては先生の御指摘のような地財法の精神に反するといふようなことではないと思っております。またその分国費の負担が減った分につきましては基

準財政需要額に取り込みましてその点の措置を交付税においてしてきたところであります。今後そういう形で補てんをして、支障がないようにというところで対処してまいりたいと思えます。○賛輪委員 地方財政を所管される自治大臣がそのようなことでは非常に困ると思うのです。私は、事務事業の見直しによって地方の自主性が前進をするというところは望ましいことであり、しかし、それと同時に補助率を引き下げるといふことは決して論理必然のことではありません。地方財政において国が積極的負担すべきとして規定されているその精神を充実させていくためには、補助率のカットには断固として反対をしていく姿勢を自治大臣が持たれるべきであるということ。私は強く主張しておきたいと思えます。

この補助金カットによってさまざまな影響が出ている中で、特に重大な問題をばらんとおります。幾つかの点ですが、現場では生活保護というのが大変な問題を起しているということを述べたい

と思えます。まず最初に、生活保護の基本理念といひますか、あるべき姿といひますか、生活保護の精神といふようなものについて厚生大臣の御見解をお尋ねいたします。

○今井国務大臣 まず生活保護は憲法二十五条の理念に基づきまして国民の生存権保障の最後のよりどころとなるものであります。また、保護の水準というのは、そのときどきの社会的あるいは経済的な状況に対応した健康で文化的な最低限度の生活を保障するといふものであって、私は財政的な理由からそれがゆがめられることがあつてはならないといふふうに考えております。

○賛輪委員 まさに憲法で保障された健康で文化的な最低限度の生活を営む権利をすべての国民に保障したものであります。したがって、財政的理由によって左右されてはならない。どのような予算を組もうとも、生活保護を受給すべき条件にある人は無条件で措置される、支給開始が決定される、継続されるといふのが当たり前のことだと思ふのです。そしてその問題について、財政的には窮乏しているといふことを理由にしてあれこれ論ずることではなく、財政的措置はどんなことでも講じなければならぬ、国はその義務があるといふことだと私は思ふのです。そうだとするならば、この生活保護というのが最後のよりどころになるならば、この生活保護の実態というものがもともと充実していきべき課題であるといふふうに思ひます。ところが、最近、生活保護の受給者あるいは受給を望む者に対して、その権利を否定するような事件が起つてきています。

東京荒川区の場合には、糖尿病と視力低下で通院中の松垣ヨシさんという七十四歳の方に對して福祉事務所は、倒産のため失業中の五男に對して松垣さんの面倒を見るように電話をし、その五男が失業中だから他の兄弟に言つてほしいと断つたのに対し、息子さんが面倒見ると言つてはいいといふうに松垣さんにうそを言つて辞退届に押印をさせ、保護を廃止してしまふということがありました。

そしてさらにまた別のケースですが、傾きかけたバラック住まいの浅香千代さん、八十四歳の場合は、昨年六月二日、退院した当日、荒川区福祉事務所から三人がやってきて、子供たちに面倒を見てもらいなさいというふうに言いました。びっくりして翌日、長女と福祉事務所を訪問。係官は、浅香さんは持ち家がある、生活保護は上げられない、辞退しないと長男にこれまでの保護費の返還命令を出すというふうに言いました。長女が百万円ぐらいになるのではよかと聞くと、そうだと返事。長女は恐ろしくなって辞退届に印を押したと涙ながらに語っているということも聞いております。

それから岩原五郎さんという四十八歳のケースは、荒川四丁目の四畳半のアパートでひとり暮らし。六年間受給していましたが、通院している病院の神経科の医師から病気が悪化するの、働いてはいけなと言われています。それまでも厳しく就労指導を受けていたが、昨年の七月、保護費の支払い通知がないため、七月六日に続いて八日に福祉事務所に行くと、病気のことは言わないで職安で仕事を探さないというふうな指導をしたということ。加えて、この辞退届を書いてもらわれないと私は知らないというわけ。それで、当時岩原さんは家賃一万六千円の支払いが、食費や食わずの状況でしたので、やむなく七月分の受給と引きかえに辞退届に押印をしたというケース。

また、森田勝久さん、四十八歳の場合は、慢性肝炎、胃炎及び神経症で入院して、昨年五月七日退院していますが、その翌日、五月八日、福祉事務所から呼び出しを受けて長女と事務所へ行く、長女に父親の扶養を強要しました。余裕がないと言いつつ、やってみなくてはわからない、いとうとのおも扶養を迫る。しかも、父親のぐあいが悪くて病院にかかるため健康保険証の必要を訴え、ここに判を押せば保険証を発行するといふので押印した。ところが、押したのは辞退届だった。長女はだまされたと涙を浮かべて抗議をし

たということ。その後一カ月父親を扶養しようとしたものの自分自身が食べられなくなったというので、七月九日、再申請をしました。しかし理由も示されず却下という事件が続発しているわけ。

こういうふうなベテランにかけての辞退届への捺印の強要、それから労働してはいけなと言われているのに強引に労働を強制する。それから扶養能力のない義務者に扶養を強要して、却下理由を知らせる義務さえ履行しない。こういうような非人道的な許しがたい事件が一体どうして起こっているのか。家賃も払えず食費や食わずの生活を強制されるなどということは厚生省の方針としてあつてはならないことだと思ひますけれども、一体どうなのでしょう。

○小島政府委員 生活保護は大臣が申し上げたような理念によつて運営しているものでございまして、真に生活保護を必要とする方については十分な保護ができるような運営を行つていくべきものと考へております。

お示しのケースにつきまして、東京都等についても調査しましたが、なかなかその辺のやりとりのことについては必ずしも明確でない面もあります。なお十分調査いたしまして必要があれば指導してまいりたい、こう考へております。

○警備委員 生存、命にかかわるという事態に立ち至っているこうしたケースについては、一刻の猶予もならないというふうな思ひです。こうした問題が明らかになつたらば、今東京都を調査してというお話がございましたけれども、緊急にこの問題を解決するために保護を開始し、そしてさらにまたそれを解決するために他の手だてがあるならばそれはおいおい解決していけばいいことではないかというふうな私に思ひます。万一のことがあつたときに一体どうなのかという点で私は本当に胸の痛みが思ひがしております。

荒川の区職労が八五年の十二月十六日付で出し、ております組合の新聞には、生活保護等を担当する援護第二課の担当者座談会が特集されております。

す。その中で援護第二課長が、ひたすら保護率の低下を目指し保護廃止の強要等の仕事の締めつけをやっていることが紹介されております。そしてその中で、遺骨の移送に悩んでいる部下の相談に對しては「そんなの、隅田川に放つちやええじゃないか」というようなことを言つたと言われたい。許しがたいことだと思ひます。保護率の低下を目指すなどということは断じてあつてはなりません。私は、このようなことが職場で問題になつていくことは、まさに現実荒川の保護担当の課ではこうしたこと、強要されていくとしか言えないわけですし、ひいてはこういう問題について厚生省がちゃんとそのことを把握してそれを改善すべきだと思ひます。

○小島政府委員 生活保護制度の適正な運用については機会をとらえて、またケース指導等を通じて実施しているところでございます。

荒川のケースにつきまして、先ほどさらに詳細を調査してみたと申し上げましたが、どうも言葉のやりとりの問題というところもありはせぬかという気もいたしております。生活保護を申請される方にきましては、より親切な態度で状況を伺うというその接遇という面についても今後十分配慮してまいらなければならぬ、こう考へております。と同時に、このような制度が円滑に実施されていくためには、やはり先ほど不動産処理の問題についていろいろ御批判もいただきましたが、その適正な運営を確保するといふことが必要なこととは言ひまでもありませんので、その適正化対策には努めておりますが、単に保護率の低下を目標とするようなことをやっているつもりは毛頭ございません。またそういう趣旨の指導もいたしてまいります。

○警備委員 不正受給をなくすといふことについて、その問題が結果としては当然支給されなければ

ばならない人に対してまで受給が拒否されるというふうな形になつてはいけなかつたといふことを問題にしているわけ。同時にまた、申請主義というところであるために、本来ならば困つてどうしていいかわからないと悩んでいる人たちが放置されているという面もあらわれます。先日NHKでも報道していただきましたけれども、子供たちが一月から食費を物を買つたために盗みに入つて問題になつた。親は失業中で食べさせられなかつたというふうなことが報道されておりましたけれども、そうした子供たちが食べる物も食べられないという状況に置かれていてもそれに救いの手を差し伸べることができないこの厚生行政、そして一方で不正受給をなくすといふことに名をかりて受給すべき人たちが強引に廃止されていくというやういふ事態を見るにつけて、この生活保護の問題、厚生省が本當に国民の立場に立つて、受給者の立場に立つて行政を行つていかうかといふことはまことに疑わしいと思ひます。

荒川区に限らず、全国至るところでさまざまな苦情が寄せられております。京都の東山区では、離婚の意思を証明するため家庭裁判所に調停手続をし、それをやらなければ離婚の意思を明らかにされないわけだから申請は受け付けないといふやうなことを言われております。田川市では、申請書は金庫に入られてしまつて申請に行つてもなかなか受け付けてもらえない。大阪平野区では、糖尿病で通院加療しながら十数年働いている職場があるのに、賃金が安いから仕事をかわれと再三強要されるとか、そのほか福岡県では、暴力団の不正受給の解消を図るとの口実で県警察当局者を入れて生活保護関係連絡協議会を設置しているとか、警察権力の介入まで制度化しているといふ明らかなやうな方々を思ひます。こんなことが許されるのでしょうか。厚生省として一体これをどう考へているのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○小島政府委員 離婚の強要というふうなことはやらないというふうな考えでおります。離婚をしてない場合には、婚姻生活が続いている限りは夫婦はお互いに生活扶助の義務があるわけでございます。夫の扶助を受けるように努めるようにという指導はした。どうしても離婚というならその離婚という形にはつきりすべきものではないかというふうな言い方がいふんなら、そういうふうな離婚しなければ生活保護は適用しないというふうな誤解を招いている面がありはしないかと考えております。先ほど申しましたが、保護申請者に接する場合にはさらに十分慎重な態度をとるよう十分指導してまいりたいと考えております。

また、福岡の例でございますが、警察権力、これは暴力団対策ということになりますと福祉事務所の職員だけでは手に負えない面もありますので、その場合には職員の身の安全ということも考えまして警察当局とも十分連絡をとるといふ必要性のあることは否定し得ないものと考えております。一般の生活保護の適用につきましても警察の権力をかりる必要は毛頭ございせんので、そういうふうなことは考えておりません。

○養護委員 厚生省は一体何を考えておられるのでしょうか。離婚するものも自由だし、私は生活保護の受給の要件というのは困窮状態にあるということに限られるべきだと思っております。扶養すべき者があつたらその人に扶養をしてもらうようにいろいろ指導することはあつても、困窮状態があるという現状のもとではまず保護を開始して、その後扶養義務等についてそれが行われるように進めていく。そしてその扶養義務が行われたならば保護を廃止したらよろしいし、扶養義務があつても現実に扶養をしなればそれは後に費用を徴収するなど、手だてはきちつと生活保護法上決められているわけです。生活保護受給の際にあれこれ論ずるというのはいふほどのほかであり、困窮状態というその事実に限るべきだと思つていますが、厚生大臣、どうでしょうか。

○小島政府委員 生活保護につきましては、民法

上の扶養義務が本法の適用に優先するという取り扱いになつておりますので、申請がある場合にはまず受けられないかという相談をすることも事実だと思つております。だが、現に生活に困窮しているという場合には、先生おっしゃるようになります生活保護を適用するというその扱いは至極当然のことでございます。

○今井国務大臣 ずっとお話を聞いておりました、私は、生活保護に對します私の考え方を申し上げておかなければいけません、生活保護行政というものは真にそれを必要とする人には保護の給付を行う、不正な受給に對してはこれは厳正な態度をとる、そういう、いづれにしても温かい気持ちで窓口の業務を行うように指導してまいりたい、基本的にそう思つております。

○養護委員 厚生省の指導の中で具体的に、他法優先ということでもそちらを強調する余り、困窮状態があるにもかかわらず保護を開始しないというケースがあるので私は問題にしているわけです。そして、結果的には気の弱い人は保護を受給する権利があるにもかかわらずそれが受けられないという事態を招いています。

もう一つだけ生活保護でお尋ねしたいと思つておすけれども、扶養義務者という範囲ですけれども、おじ、おばの關係、逆に言えばおじ、おばの關係と云ふのは扶養義務者なんでしょうか。

○小島政府委員 生活保護法の扶養義務者は民法に規定する扶養義務者ということになつておりますので、三親等の親族までは一応扶養義務者の範囲に入ります。

○養護委員 それは大変な発言ですよ。三親等まで扶養義務者というの、一体民法のどの条文に書いてあるのでしょうか。私も弁護士ですので民法申し上げますけれども、八百七十七条、ここでは直系血族及び兄弟姉妹、これが扶養義務者です。三親等につきましては、これは家庭裁判所で特別の事情がある場合に扶養義務者と認定されたときに初めて扶養義務者になるわけであつて、一般的におじ、おば、おじ、おばの關係が扶養義務

者であるとは到底考えられません、厚生省はどうお考えでしょうか。

○小島政府委員 おっしゃるとおりでございます。て、「家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合の外、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。」したがういまして、これにつきましては、生活保護上の扶養義務の取り扱いにつきましても、一項に言う扶養義務者あるいは配偶者の關係とは別な取り扱いにいたしてあります。

○養護委員 ではここで尋ねたいのですが、上越市社会福祉事務所長が出した「扶養援助の実施について(照会)」という文書があります。これによりますと、「あなたの叔母に當るA殿の家庭には、現在生活保護法による保護を受けております。生活保護法では、同法を適用するにあつては、民法に定める扶養義務者の扶養を優先して行つていただくことになつております。そこで、あなたも扶養義務者として、できる限りの援助をお願いいたす。」と云ふこと、おばでこの回答をお願い致します。」と云ふことで、おばであるというだけで、逆に言えばおじであるというだけで「あなたも扶養義務者として」と云ふ文書が上越市社会福祉事務所長の名前で出されておりますが、これは厚生省はどうお考えでしょうか。

○小島政府委員 それは、機械的にそういうものを出しているとするれば問題があるかと思つております。我々としては指導で三親等の方に扶養をしていただけないかとお願いする場合には、現にその方が今保護申請をされている方と同居の親族について、今で言うとおばさんですか、おばさんが本申請者から長い間生活の援助を受けていた実績があるというふうなケースについては、まずそういうことも当たつてみるようにという指導をしているところでございます。

○養護委員 私、厚生省のやり方はすごく問題だと思つておす。過去におじだとかおばだとかおじだとかめいだとかがどういふ關係にあつたとい

うところまで厚生省があれこれ調査し、指導と稱して圧力をかけるというのはいふほど問題だと思つておす。そんなことをする権限がどうしてあるのか。扶養義務者でもない者にあなたは扶養義務者であるといふことを文書として出されますと、そういう知識のない者は、これはえらいことになつたというふうなわけですね。そういうふうなことを乗じて力づくで押しつけていく。そして適正受給というふうな名前を使いながら、結果的には本来受給すべき者の権利を否定していくというやり方につながらるわけで、このようないふ方は断じてやめていただきたいと思つておす。いかがですか。

○小島政府委員 扶養義務者の扶養義務の履行につきましては、まず当事者間の話し合いというところをお願いしております。したがういまして、扶養能力のない者あるいは扶養義務の履行を要するといふことはいたしてございせん、今後ともその適正な運用に努めてまいります所存であります。

○養護委員 ですから、おじ、おばの問題等について、一律にあなたも扶養義務者であるなどというふうな表現は適切でないと思つておす、いかがですか。

○小島政府委員 確かに、御指摘のような文書がそのまゝの形で出ていふとすれば適切でないと思つておすので、必要な指導をしてまいりたいと思つておす。

○養護委員 生活保護のあり方については、厚生大臣もおっしゃられたように、受給すべき人が正しく受給できるように、そして不正受給といふのはあつてはならないといふ一般論についてはそのとおりだと思つておす。しかし現実には、本當に困つてゐる人に温かい手が差し伸べられるような積極的な保護行政といふのは全然やられていないのですね。このままでは苦しいでゐる人たちに隔々で温かい手が差し伸べられるような厚生行政といふものを考えたときに、今日のこの補助金のカットといふものが追い打ちをかける結果にな

っているということで、ぜひともこの補助率は十分の八に戻すように厚生大臣に奮闘していただきたいと思いますが、厚生大臣のその辺の御決意を伺いたいと思います。

○今井国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたが、この問題につきましては、昭和六十年十二月二十一日の補助金問題関係閣僚会議の決定によりまして、生活保護に係ります補助率につきましては六十一年度から六十三年度の三年間は十分の七として、その後のあり方については改めて大蔵、厚生、自治の三大臣が協議して決めよう、こういうふうな決まっておりますので、私はこの決定によって、そのとおりに進めてまいりたいと思っております。

○養老委員 その三大臣が協議するときの基本姿勢の問題ですね。この生活保護の補助率については十分の八に戻すべきであるという姿勢で臨んでいただけるかどうか、お尋ねしたいと思っております。

○今井国務大臣 そのときの大蔵がだれであるか、まだわからぬわけでございますが、私が三年も続けていられるかどうかかわりませんし、いたしますので、今のお尋ねに的確にお答えするのは極めて難しいだらうと思っております。

○養老委員 厚生大臣は、厚生行政の責任者として三年先はどういうことは自分では言えないというのじゃなくて、今日厚生行政を充実させるためにこういう姿勢で臨みたい、仮に後任の人が決まればその人にも伝えたいと言っているのが当たり前のことではないでしょうか。それは厚生大臣のみずから厚生行政にかかわる姿勢の問題としていささか消極的であり、とても心細い感じがいたしますが、その点で、厚生大臣が本当に厚生行政を充実させるための決意を今日ここで明らかにしていただき、先のこととはまた後任の方に伝えていくというのの当然じゃないでしょうか。

○今井国務大臣 私は必ずしもそう思わないので、この問題についてはいろいろ問題があったので、関係閣僚が相談をしてこういう決定をされたわけでございますから、「協議して定める」という

その文言は私はそのとおり受け取っていいと思っております。

○正森委員 関連質問。

今の厚生大臣の、私は三年先やっているかどうかから答えられないなどというのは、国務大臣として不識識きわまることじゃないですか。もしそれと同じ論法を竹下大蔵大臣が言うとしたら、六十五年には赤字公債から脱却と言うが、六十五年には私は大蔵大臣をやっておるかどうかわからぬから、そんな先について現在言えないと言ってしまうばそれで終わりですよ。そんな答弁がありますか。

○今井国務大臣 おまえはどう考えるかと言われましたから、私はそのとおり素直に答えたいつもりでございます。

○養老委員 というのが厚生大臣の姿勢であるという点について、私は中曽根内閣の厚生行政に対する非常に後ろ向きな姿勢を感じております。これは国民はまことに頼りないし、心細いし、一体どうなるのだらうかという不安をますます増大させる一方ではないか。厚生省の最高責任者としての厚生大臣が、今日厚生行政についての基本姿勢、生活保護についての基本姿勢、あるべき補助率について、みずから見識を持って述べられるのが私は当然ではないかと思うのですが、先のこととはわかんない、そんなことを言うならここで論議することは一切むだなことになるじゃありませんか。先のこととは約束できないというの責任ある言葉というなら何も議論する必要はありません。三年先のことなんてさっぱりわかりません、それはいかに無責任なことじゃないでしょうか。

どうお考えになりますか、自治大臣、大蔵大臣、それぞれお考えを聞かせてください。大臣としての物の考え方についてです。三年先の問題についてはわかりませんというような考え方を自治大臣も大蔵大臣もお示しになりますかということでございます。

○今井国務大臣 先ほど申し上げましたように、生活保護の問題については、私は本当に必要な人

には生活保護を給付すべきである、不正受給者には厳正な措置をとる、いずれにしても温かい気持ちで窓口をやりたいというふうな指導しますと私は言った、その気持ちは変わっておりません。しかし、あなたが今補助率の問題をおっしゃいますから、生活保護の補助率の問題は今後三年間暫定的に七割としているわけでございますから、その決まりを尊重してまいりたい。それで、そのときおまえはどうするかとおっしゃいますから、そのときに私はいかにかわりませぬんではつきり答えられませぬと申し上げただけでございます。気持ちとしては、やはり今までのいきさつから決まっていたと守っていくのが現在の閣僚の態度だと思っております。

○養老委員 閣僚が論議するとき、こうあるべきだという姿勢を持って論議をしなければならぬ。厚生大臣は、生活保護の国の補助率については十分の八に戻すべきであるというふうな姿勢で臨むのか、あるいは皆さん方勝手に決めたことになったとおりに私は従いますとおっしゃるのか、さらにまた、生活保護の補助率をもっと下がつても構わないとお考えなのか、そういう基本的な認識をお尋ねしているわけですから、そのことをお答えいただければ結構なんです。

○今井国務大臣 この問題についてはいろいろ意見があつて決まらなかつたのでございますから、私は、この問題については国の財政状況というものもいろいろ考えられていたのだらうと思うわけでございます。したがって、今おまえがどうだと言われたいことについては、そうでございますとかこう考えておりますというのを申し上げるのには、いささか私の現在の状況としては申し上げにくいということをお申し上げしているだけでございます。

○養老委員 見識をお持ちでないということに私は承知しました。厚生行政において生活保護の国の補助率はこうあるべきであるというふうな理念をお持ちでない。それは本当にびっくりすることです。

もう一度重ねてお尋ねしておきますが、三年先のことというのは自分は大蔵をやっているかどうかかわからないから明言することは難しいと自治大臣はお考えでしょうか。それとも大蔵大臣もそのようにお考えでしょうか。答弁の姿勢の問題で私は申し上げているわけですよ。

○今井国務大臣 大蔵おしかりを受けておるようでありまして、私は国の責任の重さを考慮して補助率を決めるべきだと思つておるわけですよ。しかし、そのときの状況は今わかりませぬから今お答えしにくいと言つておるだけのことでございませう。

○竹下国務大臣 生活保護というものが憲法二十五条から発せられて、昭和二十一年以来大蔵な議論が積み重ねられて今日に至つておる。長い間十分の八というこの補助率が存在しておつたということからくる重みは私は十分承知しておりますが、ただ、いわば費用負担のあり方という意味におきましてはいろいろ議論があるであらうというふうな考えです。

○養老委員 生活保護の国の補助率についてどうあるべきかという点について大蔵大臣の見解をお尋ねしたわけじゃないのですか。さき私がお尋ねしたのは、三年先は大蔵をやっているかどうかかわからないからその点について答弁は難しいというふうな点について大臣はどうお考えでしょうか。

○竹下国務大臣 老境に達して生きておるかどうかもわかりませんが、三年先の問題を今私が確定づけてかあるべきだと言ふことは差し控えるべきではなからうかな。やはりこの問題については費用負担のあり方という問題でございますから、諸般の事情を検討して決められるべき課題ではなからうかと考えております。

○養老委員 生活保護の問題は保護を受ける国民にとって非常に重要な問題であるというだけでなく、国の基本的な施策であり、憲法上の責任という点でも国が重要な部分を占めるというのの当たり前のことです。むしろ全面的な責任があるわけ

ですから、費用の面でもそれにふさわしいだけの、十分の八にとどまらずあるいは十分の十であっても構わない、そのことが決して論理矛盾になるものでもありませんし、より一層国が積極的にその施策に対する責任を負担していくというのは望ましいことだと思っております。しかし、今日地方自治体はその一部を負担させているという現状から考えまして、自治体側にもこのような負担が強化されるという点については地方自治体にとりましてもゆがせにできない問題であり、地方自治体によっては、生活保護がその地方財政の中で非常に大きなウェイトを占めるという自治体によってみれば地方財政に重大な影響をもたらすものであることは明らかです。

したがって、自治大臣にお尋ねしますけれども、このような生活保護の補助率について、地方自治体に与える影響等にかんがみて、このような十分の七というような状況ではなく十分の八に戻してほしいという姿勢で自治大臣は臨まれるのでしょうか。その辺のところをお尋ねします。

○小沢国務大臣 生活保護そのものに関する基本的理念につきましては私も先生の御意見に賛成であります。したがって、憲法二十五条を引くまでもなく、社会保障の基幹的制度でもございませし国の負担というものが重くなるということとは、その点についてはそのような考え方を私も持っております。ただ社会保障全般については、私とやかく言う立場ではございませんけれども、本当に働きたくても働けない、あるいは一生懸命働いても生活できない、そういう人たちに對して国民全部でお互いに助け合おうというのが、基本的な生活保護だけではなくて社会保障全般の理念であると思えます。したがって、働けるけれども働きたくない人に対して国民の血税を使うということになったんではこれは本来の社会保障の趣旨とは異なるんじゃないだろうか。その意味において、先ほど来先生がお挙げになった個別のケースについては私は知りませんからそのことを言うわけではありませんが、例えばいつでしかたの

委員会でも、キャデラックに乗った暴力団が生活保護を受けていたとかいろいろ個別の不正受給の問題もあるし、その点については厳正に適用していかなければならない。そういうことで国民の税金が十分本来の目的に沿って生かされていくべきものと思っております。

結論は、前段申し上げましたように基本的にはより重い責任が問われておるであらう、そのような考え方に立つて今後暫定期間内に、いろいろそれぞれの御意見があると思しますので、検討協議をいたしてまいりたい、そのように考えております。

○養輪委員 生活保護にとって常に言われることは、暴力団がキャデラックに乗っているのだというふうな、全体のケースの中ではごくまれな例を取り出してその他を論じるようなやり方は適切でない。つまり、その問題はその問題で処理すべき事柄でありますけれども、そういうのを理由にしながら全体の保護開始を厳格にするというよりは困難にしていこうという状況をもたしている。そのことが問題にされる。生活保護法が最初つくられて、燃えるような情熱を持って現場で取り組んでこられた厚生省の方々がいろいろな文章をお書きになつておられるのを読みますと、本当に困った人たちに遺漏のなきようにしたい、一部不正な者に支給されているというケースを事荒立てて取り上げるよりは、本来受給すべき人に漏れてはいはしないかというように思っているようにやるべきであるという情熱に燃えて取り組んでこられたわけですね。ところが最近の厚生省の姿勢というのは、まずとにかく不正受給の防止というのを一番最初に掲げて、そして本来受給すべき者に厳しくしていくという傾向にあることは否めない事実だと思ふのです。それがこのような国の財政事情の悪化ということをしてこにして、補助率の引き下げがさらにそれに拍車をかけているという今日、この補助率の問題について私は、厚生行政、生活保護行政の中で苦しんでいる人々がある、そしてこの一年さらにこの補助金のカットによって大きな被害

が出ていくということを指摘してきたわけです。本当は、きょうは保育所の問題も数々お聞きしなければならぬと思っておりますけれども、答弁の都合等によりまして時間がなくなりました。改めてまた、大蔵委員会の質疑もございまして、質疑を続行したいと思っております。大臣、自治大臣お越しいただきたいと思ひます。本日はこれで終わらせていただきます。

○小泉委員長 以上をもちまして、本案についての連合審査会は終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後七時三十分散会

〔参照〕
国の補助金等の臨時特例等に関する法律案は大蔵委員会議録第十一号に掲載

昭和六十一年四月二十四日印刷

昭和六十一年四月二十五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局